

平成23年 6 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成23年 6 月22日～24日

場 所 第5委員会室

平成23年 6 月22日（水曜日）

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成23年度宮崎県一般会計補正
予算（第 1 号）

○議案第12号 宮崎県営住宅の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条
例

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙 1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について（別紙 2）
- ・平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別
紙 3）

○請願第 3 号 宮崎地方最低賃金改正について
の請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・東日本大震災に伴う商工観光労働部の対応に
ついて
- ・東日本大震災に関する影響調査の結果につい
て
- ・特約店方式による関西地区へのアンテナ
ショップの展開について
- ・平成22年度県外からのスポーツキャンプ・合
宿の受入実績について
- ・指定管理者制度の第三期指定について

出席委員（8人）

委 員 長 松 村 悟 郎

副 委 員 長 渡 辺 創
委 員 緒 嶋 雅 晃
委 員 蓬 原 正 三
委 員 丸 山 裕 次 郎
委 員 内 村 仁 子
委 員 高 橋 透
委 員 冨 師 博 規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 米 原 隆 夫
商工観光労働部次長 長 嶺 泰 弘
企業立地推進局長 森 幸 男
観光交流推進局長 安 井 伸 二
商 工 政 策 課 長 後 沢 彰 宏
金 融 対 策 室 長 葉 子 野 信 男
工 業 支 援 課 長 富 高 敏 明
商 業 支 援 課 長 金 子 洋 士
労 働 政 策 課 長 篠 田 良 廣
地 域 雇 用 対 策 室 長 平 原 利 明
企 業 立 地 課 長 黒 木 秀 樹
観 光 推 進 課 長 向 畑 公 俊
みやざきアピール課長 小 八 重 英
工業技術センター所長 橋 口 貴 至
食品開発センター所長 工 藤 哲 三
県立産業技術専門校長 押 川 利 孝

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 前 田 陽 一
議 事 課 主 任 主 事 野 中 啓 史

○松村委員長 ただいまから商工建設常任委員
会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付のとおりとしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度、質疑を行うこととなりました。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

それでは、執行部からの説明をよろしく願います。

○米原商工観光労働部長 おはようございます。商工労働観光部でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の常任委員会資料の表紙にありますように、平成23年6月定例県議会提出議案、平成23年6月定例県議会提出報告書及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて4件ほど御説明をいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。今回提出しております議案の概要でございます。議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正予算は、いわゆる肉付け予算として編成されております。商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額382億9,355万1,000円に今回119

億7,708万8,000円を増額し、補正後の額が502億7,063万9,000円となっております。

2ページをごらんください。ただいま申し上げました一般会計の計の欄がございますが、対前年度比で93.5%、約35億円の減となっております。その主な要因といたしましては、22年度に臨時的な予算として計上しておりました宮崎フリーウェイ工業団地の買い取り等に要した分の減額の約46億円によるものでございます。各課ごと、会計の予算額は表に記載しているとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。3ページから4ページにかけては、平成23年度の商工観光労働部の新規・重点事業を本議会に提案しております「宮崎県総合計画アクションプラン（案）」におけるプログラム別に体系的に整備したものでございます。このうち下線のある事業が今回の補正予算に計上している事業でございますが、主な項目のみ御説明をいたします。

まず、1の「危機事象への対応と再生・復興プログラム」についてでございます。昨年の口蹄疫以来、相次ぐ災害に見舞われ、県内経済は落ち込んでいることから、経済の復興を図りするために、関係団体や企業等と連携しながら、緊急観光誘客促進事業による緊急的な観光誘客や、オールみやざき営業チーム推進事業による積極的な情報発信及び販売促進活動を展開してまいります。また、東日本大震災の被災者支援といたしまして、被災者の受け入れ要請があった場合に本県内のホテル・旅館で受け入れを行うため、東日本大震災被災者受け入れ支援事業を実施いたします。

次に、2の「脱少子化・若者活躍プログラム」のうち、仕事と家庭の両立支援の推進につ

きましては、働きやすい職場環境づくり支援事業費により仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録推進等を図ります。

次に、6の「フードビジネス展開プログラム」につきましては、食品産業活性化対策事業により商品開発や市場開拓など県内食品加工業者に対する支援を行い、関係部局とも連携しながら、本県農産物などの高付加価値化等を進めてまいります。

次に、7の「「地域発」産業創出・雇用確保プログラム」でございます。まず、地域産業を牽引する力強い産業の育成につきましては、高い技術力や競争力、経営力を持った地場企業を育成し、力強い産業づくりに取り組みます。まず、中小企業融資制度貸付金によりまして、中小企業金融の一層の円滑化を図ってまいりますとともに、ものづくり産業新事業展開支援事業や、ものづくりリーディング企業育成支援事業によりまして、意欲ある中小企業などの新製品開発や販路開拓、今後の事業戦略等について検討を行うための研究会活動を支援してまいります。また、企業立地促進補助金によりまして、地域の特色、資源を生かした産業の集積を目指して企業立地を進めてまいります。次に、産業人材の育成と就職支援につきましては、ものづくり産業人材確保支援事業やコールセンター人材養成事業により、ものづくりを初めとする人材の育成確保を図ってまいります。また、国の交付金により設置いたしました2つの基金を活用いたしまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、ふるさと雇用再生特別基金事業費により、県として雇用創出につながる事業を実施するとともに、市町村が創意工夫に基づき実施する事業に対しまして、補助を行ってまいります。

次に、4ページになります。8の「観光交流・海外展開プログラム」でございます。まず、観光、スポーツランドみやぎの推進につきましては、宮崎ならではの特色、魅力を生かした観光振興を推進するとともに、スポーツランドみやぎのさらなる展開を図ってまいります。このうち、補正予算といたしましては、波旅プロジェクト推進事業により、本県の恵まれた環境を生かし、サーフィンを初めとするマリンスポーツを活用した観光振興を図ってまいります。次に、定番・定着化と観光・物産の総合的な展開につきましては、宮崎特産品PR展開支援事業により、県内の業界、団体と一体となって取り組む販路開拓の取り組みに対し助成を行い、地場製品のPR及び販路拡大を図ってまいります。

最後に、9の「持続可能な地域づくりプログラム」の中山間地域新産業・雇用創出強化事業によりまして、中山間地域の多様な地域資源を活用し、産業基盤の脆弱な中山間地域において新産業及び雇用の創出を促進してまいりますこととしております。

私のほうからの説明は以上でございます。議案の詳細及び報告事項等につきましては、担当課長等からそれぞれ御説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○後沢商工政策課長 商工政策課の6月補正の説明をさせていただきます。

まず、平成23年6月定例県議会提出議案の平成23年度宮崎県一般会計補正予算についての御説明でございます。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料、商工政策課のインデックスのところ、147ページをお開きください。今回の補正額は、一般会計の肉付け予算として77億2,014万5,000円の

増額補正でございます。その結果、補正後の一般会計の予算額は372億1,831万9,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。149ページをお開きください。（目）商業振興費（事項）地場企業振興対策事業費45万円でございます。これは、1の宮崎中小企業大賞事業の経費として計上しておりますが、本県経済の活性化を図るため、県内の中小企業のうち、産業の振興や地域経済の活性化に特に寄与している企業を表彰するものでございます。

次に、（事項）中小企業金融対策費76億1,919万5,000円の増額でございます。これは、1の中小企業融資制度貸付金の増額であります。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の（目）工鉱業振興費（事項）新産業・雇用創出推進事業費1億円の増額ですが、次の150ページにございます1の中山間地域新産業・雇用創出強化事業の事業費の増額でございます。この事業につきましても、詳細につきましては委員会資料で御説明いたします。

それでは、主な事業につきまして、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。資料の6ページをお開きください。中小企業融資制度貸付金についてでございます。この貸付金は、県中小企業融資制度の貸付原資として取扱金融機関に預託するものであり、当初予算におきまして、当面必要な融資枠につきまして御承認いただきましたが、その追加分を今回お願いするものであります。

1の事業目的であります。中小企業の金融の円滑化を促進するため、セーフティネット貸付など必要な融資枠を確保し、中小企業の活性化と経営の安定化を目的としております。

2の主な貸付の概要でございますが、創業・新分野進出支援貸付など各貸付の融資限度額、融資利率、保証料率を記載してございます。なお、県の融資制度は全体で13の貸付がございます。

3の事業費及び4の融資枠についてでございますが、今回、6月補正予算におきましては、7月から来年3月までの9カ月間の新規融資分といたしまして、原資76億1,900万円、融資枠240億円を計上するものであります。この結果、補正後の予算は、原資319億8,300万円、融資枠1,033億9,400万円となります。

5の事業効果は記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開きください。中山間地域新産業・雇用創出強化事業についてでございます。この事業は、中山間地域における新産業及び雇用の創出を図るため、昨年度から取り組んでおります。本年度は、参考に記載しておりますとおり、当初予算によりまして31件の取り組みを採択し、県内各地域で事業を実施しておりますが、今回、6月補正予算により新たな募集枠を設けるものでございます。

1の事業目的ですが、口蹄疫の発生以来、相次ぐ災害により本県経済は疲弊していることから、その回復を後押しするため、中山間地域の多様な地域資源を活用し、地域経済の活性化を図る取り組みを支援したいと考えております。

2の事業概要であります。今回、6月補正予算によりまして、新たに地域経済活性化枠という募集枠を設け、観光・消費需要の喚起や地産地消の促進等、地域経済の活性化と新産業の創出につながる取り組みの募集を行い、採択し、委託するものでございます。応募対象者は、中山間地域を所管する経済団体等で、委託期間は本年度末までとしております。

3の補正額につきましては、1億円を計上しており、財源としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しております。

4の事業効果は、記載のとおりでございます。

当課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**富高工業支援課長** 続きまして、工業支援課の平成23年度6月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の工業支援課のインデックスのあります151ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は8,844万5,000円の増額となっており、補正後の予算額は12億5,019万6,000円となります。

それでは、補正の主な事業につきまして御説明をいたします。同じ資料の153ページをお開きください。(事項)新事業・新分野進出支援事業費であります。説明欄2の㊸ものづくり産業新事業展開支援事業におきまして、4,000万円の増額をお願いしております。この事業は、県内の中小企業が持つすぐれた技術やアイデアを生かした新製品の開発や販路開拓の取り組みを助成しますことにより、県内製造業の技術力の向上や競争力の強化を図るものでございます。

次に、説明欄3の㊸中小企業事業改善・挑戦支援事業につきましては、1,095万3,000円をお願いしております。この事業は、経営革新の承認を受け、フォローアップが必要な企業等を対象として、事業の改善に必要な基本的な事項を学ぶ経営力向上セミナーや実践的な事項を学びます挑戦塾といったものを開催するものでございます。

次に、説明欄4の㊸ものづくり産業人材確保

支援事業につきましては、671万8,000円をお願いしております。この事業では、県工業会に配置した調査員が企業や大学等を訪問し、人材教育、就職・求職に関する要望、情報等を収集し、それぞれに提供することにより、企業と大学が連携して継続的な就業支援を行う仕組みを構築したいと考えているところでございます。

続きまして、154ページをお開きください。(事項)産業集積対策費の説明欄1の㊸ものづくりリーディング企業育成支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、説明欄4の㊸食品産業活性化対策事業につきましては、761万2,000円をお願いしております。この事業では、食品開発センターが県内加工業者と共同で製造現場レベルでの1次加工技術に関する研究開発を行いまして、得られた成果を研修会や個別指導等を通じまして他の企業へ移転、普及することにより、県内1次加工業の振興を図るものでございます。

次に、主な新規・重点事業の内容につきまして御説明をいたします。委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思います。㊸ものづくりリーディング企業育成支援事業であります。

まず、1の事業目的であります。本事業は、今後の本県のものづくり産業を牽引するような企業、いわゆるリーディング企業の育成を目的としているもので、成長意欲のある企業の経営者みずからが参加する研究会活動を県と関係機関が一体となって支援しようとするものであります。

次に、2の(1)の事業内容であります。県内のものづくり企業を中心に、県、市町村、工業会、大学等が協力をしながら、企業みずからの今後の成長につながる事業戦略や方策につ

きまして研究を行う研究会を組織した上で、これらの研究会に対して運営費等の助成を行うこととしております。

なお、資料には記載をいたしておりませんが、この事業を実施する背景といたしまして、本県の中小企業におきましては、技術力が不足し、最終製品を製造するような企業が少なく、発注企業に対する提案力、営業力が十分ではないといった状況が見受けられるところでございます。このため、意欲のある企業を技術力、営業力、提案力を持ったリーディング企業として育成し、県外企業や海外との取引開拓を行えるような地域産業の核となる企業にしていきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

なお、企業の参加につきましては、真に意欲のある企業を少数に絞って事業を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、(2)の対象となる研究会のテーマにつきましては、①から⑥までのような候補を挙げておりますが、実際にはこの中から3～4件を選択して、テーマごとに研究会を設置してまいりたいと考えているところでございます。

補助先は県の産業支援財団でございまして、事業費は430万円となっております。

また、事業効果につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○金子商業支援課長 商業支援課分を御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料、商業支援課のインデックス、157ページをお開きいただきたいと思います。当課でお願いし

ておりますのは、補正額1,100万5,000円の増額でありまして、補正後の額は5億7,917万7,000円となります。

それでは、主な事業につきまして御説明をいたします。159ページをお開きください。まず、(目)商業振興費(事項)地場産業総合振興対策費300万円でございます。これは、1のみやざき特産品PR展開支援事業でございまして、県内で特産品を製造販売する事業組合等が行います販路拡大の取り組みに対し、助成するものでございます。

次に、(事項)IT関連産業振興事業費800万5,000円でございます。これは、IT関連産業の振興を図るための経費でございます。1のコールセンター人材養成事業607万4,000円でございます。詳細は後ほど委員会資料のほうで御説明をいたします。2のみやざきITグレードアップ事業193万1,000円でございます。これは、中小企業等のIT化を促進するとともに、IT産業の活性化を図りますため、ITセミナーやIT企業の展示等を内容とするITフェアを開催する経費でございます。

6月補正予算の説明は以上でございます。

次に、主な事業について委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。委員会資料9ページをお願いいたします。コールセンター人材養成事業についてでございます。

これは、1の事業目的にありますように、未就職者等を対象とした研修を行うことによりまして、県内コールセンター人材の養成と情報サービス企業の誘致の促進を図るものでございます。

事業内容は、(1)の研修内容にありますとおり、パソコンの操作やタイピングなどの基本的なパソコンスキル、電話対応などの基本的な

コミュニケーションスキル、さらに履歴書の書き方や採用面接の対策などの就職支援というふうになってございます。また、研修は、4日間の研修を7回実施する予定でありまして、定員は1回当たり15名、合わせて105名、受講料は1,000円、県央、県北、県南の3地区で開催することとしております。

事業費は、607万4,000円を計上しております。

事業効果といたしましては、県内に立地するコールセンターの人材確保を支援することで、さらなる誘致企業の立地につながるものというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○篠田労働政策課長 労働政策課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、161ページをお開きください。今回の補正額は3億1,021万4,000円の増額補正でありまして、補正後の予算額は62億4,873万3,000円となります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。163ページをお開きください。1番目の(事項)緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。2億5,000万円の増額であります。これは、市町村の雇用創出対策に要する緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業につきまして、増額するものであります。

次の(事項)ふるさと雇用再生特別基金事業費であります。5,000万円の増額であります。これは、市町村の雇用創出対策に要するふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業につきまして、増額するものであります。

次の(事項)働きやすい職場環境づくり支援

事業費につきましては、124万8,000円をお願いしております。詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、164ページをお開きください。(事項)県立産業技術専門校費であります。737万6,000円の増額であります。これは、県立産業技術専門校及び同高鍋校で実施する訓練実習や機器等整備などに要する経費であります。

それでは、主な事業につきまして委員会資料で御説明いたします。お手元の商工建設常任委員会資料の10ページをお開きください。緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業であります。

まず、1の事業目的であります。この事業は、厳しい雇用情勢などに伴い、離職を余儀なくされた失業者に対し、一時的な雇用・就業機会の創出を図るものあります。

2の事業概要であります。市町村が雇用・就業機会の創出を図るため、創意工夫に基づき緊急に対応する事業に対しまして、補助を行うものであります。

3の補正額であります。2億5,000万円で、財源は緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。今回の補正によりまして、市町村補助事業費は補正前の21億円が補正後は23億5,000万円となります。

4の事業効果はごらんとおりであります。

次に、11ページをお開きください。ふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業であります。

まず、1の事業目的であります。この事業は、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を実施することにより、安定的な雇用の創出を図るものであります。

2の事業概要であります。市町村が雇用・就業機会の創出を図るため、創意工夫に基づき

実施する事業に対しまして、補助を行うものがあります。

3の補正額であります。5,000万円で、財源はふるさと雇用再生特別基金であります。今回の補正によりまして、市町村補助事業費は、補正前の16億800万円が補正後は16億5,800万円となります。

次に、12ページをごらんください。働きやすい職場環境づくり支援事業費であります。

まず、1の事業目的であります。この事業は、労働者、使用者双方からの相談体制の整備や、労働関係法令の周知・啓発、仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録推進等を通じまして、働きやすい職場環境づくりを支援するものであります。

2の事業概要であります。(1)の労働施策アドバイザー相談支援事業は、特定社会保険労務士などによる労働相談や、事業所への出張相談を実施するものであり、(2)の働きやすい職場環境整備事業は、セミナーの開催や啓発パンフレットを作成するものであります。

3の事業費であります。124万8,000円です。

4の事業効果はごらんとおりであります。

労働政策課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○黒木企業立地課長 続きまして、企業立地課の6月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、165ページをお開きください。企業立地課の6月補正額は、37億5,468万8,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は38億9,630万5,000円でございます。

それでは、主な事業について御説明いたしま

す。167ページをお開きください。(事項)企業立地基盤整備等対策費でございます。1億8,968万8,000円の増額補正をお願いしております。これは、企業立地を促進するために県内の工業団地等の基盤整備の推進等に要する経費でございます。その内容といたしましては、宮崎フリーウェイ工業団地等の基盤施設整備や除草業務等の環境整備の委託業務に要する経費、並びに大規模な工業団地の整備を行う市町村に対しまして、県が一定の支援を行う経費でございます。

次の(事項)企業立地フォローアップ等対策費につきましては、企業立地促進補助金につきまして、35億6,500万円の増額補正をお願いしております。企業立地促進補助金は、県内に立地する企業の初期投資負担を軽減することによりまして、企業立地の促進を図ることを目的といたしております。立地企業の投資額や県内新規雇用者数等の実績に基づいて交付することとしております。なお、35億6,500万円の内訳といたしましては、国富町で2月に商業生産を開始いたしましたソーラーフロンティア株式会社に対する補助金30億円のほか、30社への交付を予定しているところでございます。ソーラーフロンティア株式会社国富工場は、投資額1,000億円、雇用予定者約800名という大規模立地案件となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○向畑観光推進課長 観光推進課の6月補正の予算について御説明申し上げます。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックス、169ページをお開きください。補正は、一般会計5,759万1,000円の増額でございます。補正後の予算額は、一

般会計と特別会計を合わせまして、12億1,658万7,000円でございます。

補正予算の主な事業について御説明申し上げます。171ページをごらんください。（事項）観光・コンベンション誘致促進事業費の説明欄1の㊦緊急コンベンション開催受入支援事業でございます。1,048万円であります。この事業の詳細につきましては、後ほど委員会資料にて御説明申し上げます。

次に、（事項）おもてなし日本一観光案内板整備事業費146万円でございます。これは、県内外の主要な観光地の交通拠点に観光案内板等を整備し、観光地や道路等の情報提供を行うことにより、観光客の利便性向上と県内観光地間における周遊促進を図るものであります。

（事項）観光交流基盤整備費の説明欄にありますみやざきフラワーフェスタ開催等支援事業であります。800万円でございます。これは、1年間を通して花のあふれる「ほほえみ花の国みやざき」の創出を図るため、核となりますイベントでありますみやざきフラワーフェスタの開催をいたしますとともに、県内の個人や団体等が実施いたします特色ある花の取り組みを表彰し、支援するものでございます。

続きまして、172ページをお開きください。

（事項）国際観光宣伝事業費でございます。説明欄でございます㊦緊急観光誘客促進事業1,452万円と、（事項）東日本大震災支援事業費の説明欄でございます㊦東日本大震災被災者受入支援事業2,250万円につきましては、委員会資料にて御説明申し上げます。

それでは、お手元の常任委員会資料13ページをお開きください。㊦緊急コンベンション開催受入支援事業でございます。

事業目的でございます。口蹄疫、鳥インフル

エンザ、新燃岳の噴火等により低迷しております本県コンベンション誘客対策として、東日本大震災の影響でコンベンションの開催地変更を余儀なくされていらっしゃる学会等に対し、本県での開催受け入れ支援を行うものでございます。

2の事業概要にありますように、今回の大震災によりまして本県にコンベンションを変更した主催者に対して、開催経費の支援を行いますとともに、本県への開催地変更を検討していらっしゃる主催者に対し、開催支援補助金を初めとする本県の各種支援制度の説明や魅力的なエクスカージョン等の具体的な提案を行うものであります。

事業費は1,048万円を計上しております。

事業効果については、4のとおりでございます。

14ページをお開きください。㊦緊急観光誘客促進事業でございます。この事業でも、口蹄疫を初めとする災害によりまして低迷しております本県観光誘客対策といたしまして、特に最近、夏場の電力需要緩和策が課題となっておりますことから、夏休み休暇等の受け皿といたしまして、長期滞在型旅行等の誘客を図りますとともに、大震災の影響によって日本への旅行を控えている海外からの誘客について、イメージ回復のためのPR活動に取り組むものでございます。

2の事業概要でございます。（1）にございますように、夏場以降に長期休暇を取得する計画を持った消費者に対しまして、本県への送客を盛り込んだ旅行商品を造成する旅行会社、航空会社等への支援を行いますとともに、定期便が就航いたします韓国、台湾に対し、宮崎の観光は安全であるという情報発信を行いまして、

厳しい状況が続きます訪日観光客の誘客を図るものでございます。

事業費につきましては、1,452万円を計上しております。

事業効果については、記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをお開きください。㊦東日本大震災被災者受入支援事業でございます。

1の事業目的であります、今回の大震災で被災しました県から災害救助法に基づき本県への受け入れ要請があった場合、県内のホテル・旅館の宿泊費用を負担いたしまして、受け入れるものでございます。

事業概要でございます。（1）にありますように、受け入れ場所は県内のホテル・旅館であります。（2）にございますように、受け入れ期間といたしましては、被災者が継続的に居住できる施設が確保できるまでの間でございます。（3）にありますように、経費負担につきましては、ホテル・旅館へは本県が支払い、後日、被災県に求償いたします。被災県に対しましては、国において必要な財源を措置することとなっております。

事業費は2,250万円を計上いたしております。

事業効果につきましては、以下のとおりでございます。

観光推進課の説明は以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料のみやざきアピール課のところでございます。173ページをお開きいただきたいと思います。みやざきアピール課の歳出補正額は、一般会計で3,500万円の増額と

なっております。この結果、補正後の予算総額は1億8,225万7,000円となります。

次に、補正予算について御説明いたします。175ページをお開きください。今回の補正では、いずれも新規事業のオールみやざき営業チーム推進事業並びに波旅プロジェクト推進事業をお願いいたしております。

まず、オールみやざき営業チーム推進事業についてであります、これ以降は常任委員会資料で御説明をいたします。16ページをお開きください。

まず、1の事業目的でございます。近年の宮崎ブームの定番・定着化と、口蹄疫被害からの復興あるいはイメージ回復のため、県内の自治体や民間企業だけにとどまらず、県外の企業、マスコミ、あるいはみやざき大使や県人会といった口コミとも連携・協力をしながら、オールみやざき営業チームとして県外に向けた情報発信に取り組むことといたしております。いわば、多様な実施主体と分野が縦横に連携をしながら、東になって情報発信を展開していこうというものでございます。

2の事業概要でございますが、大きく、連携推進と県外でのプロモーション活動という2つの取り組みを行うことといたしております。まず、（1）の連携推進の取組みについてですが、分野や部局を横断いたしまして、また民間、行政の既存の枠組みを超えて一体となった取り組みを進めるために、共通の連携推進アイテムを作成いたしたいと考えております。県民や民間企業が幅広く共感をし、また一緒になってアピールしていけるような、共通のシンボリックなものを新たにデザインし、それをあしらったはっぴ、のぼりあるいは名刺などのアイテムをつくって、県全体での一体感を醸成して

まいりたいというふうに考えております。

次に、(2)の県外プロモーション活動でございますが、情報発信力のある大手企業とタッグを組みまして、食や観光を初め、木材や企業立地に至る本県のさまざまな魅力を束ねまして、主に大都市圏において集中的なプロモーションを実施いたしまして、官民一体となって宮崎の魅力というものを発信していきたいと考えております。

資料にはございませんので、大変恐縮ですが、一つ例を申し上げますと、大手の量販店とタッグを組んで農産物フェアをやるという場合を想定いただきたいと思うんですが、この場合、農産物のアピールにとどまらず、県産の杉材のPRを行うために、農産物フェアのイベントスペースに杉材のテーブルやいすを展示して宮崎らしい環境を演出する。また、本県への観光誘致のために、都会では味わえない、ゆったりした食や遊びを楽しむツアーのPRブースを設けて、そこでプレゼント企画なども行いながら、宮崎への旅行を紹介する。そしてもう一つ、本県の加工品のPRを行うということで、本県の魅力ある加工品と焼酎などを詰め合わせた商品をPRして販売するなどといった仕掛けを展開していこうということを考えております。このように単体のプロモーションとしての農業フェアから、林業、旅行、加工品などを束ねた総合フェアとして、多面的な情報発信の場へとパワーアップすることになろうかと考えております。さらに、こうした連携を年間を通じて積み重ねまして、全体へとフィードバックをしていく中で、実施主体や分野を超えてプロモーションのノウハウやスキルの蓄積が進んでいきまして、よりすぐれた営業チームとなっていくことが期待できると考えております。

事業費といたしましては、3,300万円をお願いしております。

事業効果につきましては、説明資料記載のとおりでございます。

オールみやざき営業チーム推進事業については以上でございます。

次に、波旅プロジェクト推進事業について御説明いたします。資料の17ページをごらんください。

まず、事業目的でございます。全国トップクラスのサーフィン環境を活用した観光を本県観光の大きな柱とするということを目指しまして、昨年の3月に波旅プロジェクト推進会議というものを立ち上げまして、その中の議論を経て、昨年8月には「サーフィンを活用した観光振興に関する指針」を策定いたしましたところでございます。この指針に基づき、今後、各地域ごとの波旅プロジェクト推進会議を中心に、地域の特色を生かしながら、サーフィンを活用した観光の受け入れ体制の整備促進やPR活動など、具体的な事業を展開することとなっておりますが、その立ち上げを支援することにより、サーフィンを初めとするマリンスポーツを活用した観光振興を図るということにいたしております。

次に、事業概要であります。1つ目は、波旅プロジェクト推進会議が行うPR事業——基本的には県全体をカバーしてPRする事業等を想定しておりますが、ポスターやパンフレットなどを作成、配布するというようにしております。2つ目は、地域ごとに設置された地域別の推進会議が実施いたします受け入れ体制の整備事業等を支援するものでございます。例えば、受け入れ体制の安全性の向上のために、AEDを設置する場合、あるいは修学旅行などのメ

ニューとしてサーフィンスクールを実施する場合に、不足する備品、例えばボードとかございますが、そんなものを購入する経費の一部を補助するという事などを想定いたしております。

事業費は、3に記載のとおり、200万円を予定いたしております。

事業効果については、説明資料記載のとおりでございます。

みやざきアピール課の説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案について質疑はありませんか。

○高橋委員 たくさんあります。まず、予算の関係です。商工観光労働部は、今回の補正で、フリーウェイ工業団地の46億円を差し引いた11億円ぐらいの増額ということで理解していいですね。

○米原商工観光労働部長 部全体の予算としてはそういうことでございます。

○高橋委員 それぞれ事業を聞いていきますが、その前に、全体にかかわるものですから、153ページに工業支援課の新規事業が2つあるんですが、説明の要領のことを言うんですけども、委員会資料には載せていらっしゃるわけですね。新規事業だから委員会資料にはぜひ載せて、活字で私たちに見せてほしいと思うので、ぜひ次回からそういったことでお願いしたいと思います。

引き続き、委員会資料7ページ、中山間地域新産業・雇用創出強化事業の事業概要で、新規募集枠の追加とありますね。地域経済活性化枠、当初で予算が盛り込まれた中の主な事業で4点ほどあるみたいですが、どこが違うのか、理解しきらんのですが。

○後沢商工政策課長 当初予算で実施している事業と今回追加した募集枠の違いということでよろしいでしょうか。ここの資料に記載してございますとおり、中山間地域と、あとは中山間地域を含む広域的な地域でも可というふうにしておりますけれども、そこで新たな産業をつくって雇用を創出した事業に対する支援をするという意味では、当初予算で措置した部分と今回追加募集する部分は考え方としては共通です。ただ、今回、口蹄疫の発生以来、本県の産業や雇用は厳しい状況にあるわけですが、そこに東日本大震災が襲ってきて、県内経済はさらなる打撃を受けたということでございますので、従来の事業の思想で言うと、産業を創出して雇用を発生するということは同じなんですけれども、採択に当たって、より即効性の高いもの、地域への波及効果が高いものを中心に採択する枠を新たに設けたいということで、今回1億円要求させていただいております。イメージとしましては、次年度以降の取り組みにつながるということはもちろん見たいんですけれども、イベントの開催や物産展を開催するといったことで、人を集めて経済が回るような取り組み、そういったものを中心に採択したいというふうに考えているわけでございます。

○高橋委員 ということは、事業概要の(1)にある枠に該当するものを採択しますよということですね。要するに、当初で予算配分された主な事業がここに列挙されていますが、ここに該当する部分はだめですよという理解なんですか。

○後沢商工政策課長 参考のところを御指摘かと思っておりますけれども、ここに主な事業として、商品開発、販路開拓と並べておりますが、取り

組みとしてはこれと重複しても全く構わないというふうに思っております。

○高橋委員 ちなみに、6億3,000万円とか当初で上がっていますけれども、この分についてはすべて枠がおさまったということなんでしょうか。

○後沢商工政策課長 この枠については、若干誤差というのがありますけれども、枠はほぼ使い切って、参考記載のとおり、31件、予定で134人雇用ということで使っているところでございます。

○高橋委員 わかりました。次、行きます。9ページのコールセンター人材養成事業ですが、説明はよくわかりました。コールセンターのこういう養成事業をされるということは、リクエストがある、求職が多い、需要が多い、そういう環境なのかどうかを確認します。

○金子商業支援課長 コールセンター人材養成事業でございます。2番の(1)の研修内容に書いてございますが、やはりコールセンター側のニーズといたしましうか、まず、欲しい人材といたしまして、パソコン操作がきちんとできる人、それから相手とのやりとり、いわゆるコミュニケーション能力をきちんと持っている人、こういった者を養成してほしいというニーズがありまして、それに沿った研修内容を組んでいるところでございます。受講者につきましても、未就職者を中心にかなり集まっておるんですが、最終的な就職までつながるかといいますと、前年度の数値では23%ぐらいの就職率にとどまっているところでございます。引き続き、これにつきましては、コールセンター等も企業立地が進んでおりますので、それとうまくリンクさせる形で、当事業も今年度について実施したいと考えているところでございます。

○高橋委員 コールセンター側が、パソコンなり、いろんなコミュニケーションなりにたけた人材を欲しいんだと。コールセンター側が、足りていない、そういう認識をしていいかどうかということなんです。

○金子商業支援課長 そういう認識で私どもはやっております、さらなる人材教育をしてまいりたいと思っております。

○黒木企業立地課長 補足でちょっと御説明をさせていただきます。コールセンターにつきましては、最近、立地が非常に進んでおりまして、過去5カ年でいきますと15件——最終の雇用者数でいきますと2,000名——の立地が進んでおります。1件当たりの雇用者数が非常に多いものですから、やはり商業支援課のほうで御説明しましたような研修事業については期待をしているところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。12ページの働きやすい職場環境づくり支援事業であります。具体的に、社会保険労務士等に委嘱するということは対価を払うんですね。

○篠田労働政策課長 2時間で1万円お支払いしております。

○高橋委員 わかりました。次、行きます。13ページ、緊急コンベンション開催受入支援事業、ぜひこういう事業はどんどん拡大してほしいと思うんですが、具体的に、オファーといいますか、開催したいんだがという依頼があるのかということと、開催支援の補助金の額についてお願いします。

○向畑観光推進課長 コンベンションの追加分でございますが、現在のところ、私どものほうでは、13件のオファーが来ている、もしくは13件が開催地を探しているというような情報を得ております。

続きまして、補助金でございますけれども、内容といたしましては、会場の使用料や、県内で印刷物をつくった場合の印刷費、そういったものでございます。限度額を2分の1ということでいたしております、人数によって対象が変わってございます。100名から249名が30万円、1,250名以上が300万円という形で補助をすることにしております。

○高橋委員 ありがとうございます。14ページの緊急観光誘客促進事業についても、同じように事業概要で旅行会社や航空会社等に支援を行うというふうにありますね。具体的に教えてください。

○向畑観光推進課長 この事業では、具体的には、長期滞在型等の観光誘客を進めるために、旅行商品をおつくりになられる旅行会社等に対しまして、1社100万円を限度に5社を考えております。もう一点、海外に対するイメージ回復ということで、海外の旅行会社が行います旅行商品造成、もしくはテレビCM等を使ったテレビショッピングがございますので、それにやはり100万円掛ける5社を考えております。

○高橋委員 続いて、15ページの東日本大震災被災者受入支援事業ですが、立てかえみたいなものだと思うんですけども、被災者はどうやってチェックするのでしょうか。その辺を詳しく教えてください。

○向畑観光推進課長 この事業の場合は、災害救助法に基づいた対応でございます。これは被災された市町村が被災者の方をリストアップして、そのリストを被災県のほうに提出していただき、御希望に沿った形で、私ども宮崎のほうに要請があった場合には、その県から人数に沿った形で県内のホテル・旅館に受け入れるという形になります。

○高橋委員 私は被災者ですよという、そんなものをお持ちなんではないかということなんです。

○向畑観光推進課長 罹災証明のことだと思うんですが、罹災証明だけではございませんで、被災されて、どうしても長期間の居住の場を探していらっしゃるというお申し出があった方を被災された市町村がリストアップして、その被災県に提出されるというふうに聞いております。罹災証明が必要かどうか、私どものほうでも問い合わせをしたんですけども、その旨は要らないと。ただ、そういうお申し出に合った形で対応させていただくということでございます。

例えば、宮城県から本県に対してこれだけの人数の方をとった場合には、もしかすると、被災県なんですけれども、罹災証明はないかもしれませんが、家族の方がいらっしゃるのか、被災された地区もしくはその近県の家族の方——大体、家族での長期滞在ということを念頭に置かれた形でお考えですので、そういった方々を県から県にリストをいただくという形になっております。

○高橋委員 わかりました。16ページのオールみやざき営業チーム推進事業ですが、最初これを目にしたときに何なんだろうなと思いました。説明を聞きながら、率直に申し上げて、今までにこういうことをやっておくべきといいですか、連携とか、横縦のつながりというのは前から議会側からも言っていましたし、今までと何がどう違って不足していたのかなど。課長の説明聞きながら、ひょっとして、これは私の思惑ですが、いろんなフェアをする、仕掛けをするのにお金がない、そのための予算を獲得するための知恵を出されたのかなど、私、勝手なが

ら理解をしたところでは。今までと何がどう違って不足していたのかということをもう一遍お願いします。

○小八重みやざきアピール課長 そういう御疑問というのは確かにありになるかもしれませんが、これは全く今までのそういった事業とは違っていて、例えば今まで農政のある部門が農産物フェアをやりますと、その軒を借りてどこかがやるというような、主体があってプラスアルファというものがあったわけですが、今回のオールみやざき営業チームの場合は、同じフェアの中に対等な立場でほかの課も入って行って宮崎全体をアピールしていくということでございますので、プラスアルファの部分が全部主体ということで、対等に連携をしていきます。ただ、対等に連携する場合には、今までと違っていて、予算がございませんので、アピール課のほうで予算をとらせていただきまして、それぞれ主体となって入っていく課にそれぞれ必要な予算を配分していくということでございます。何かを膨らますために予算を新たにとったというような、今のようなお話では決してございません。

○高橋委員 私、悪い意味で言ったんじゃないですよ。事業展開をうまくするために、お金を使いやすくするために——一つフェアをやって、今おっしゃったように、事業が膨れ上がったりするわけじゃないですか、そのために知恵を出されてやられた事業なのかなと、そういう思いです。

○小八重みやざきアピール課長 そういう意味では確かに、私どもからそれぞれに必要な経費を出すということでは、使い勝手というか、きちっと事業ができるということでございます。

○高橋委員 わかりました。最後に、17ページ

の波旅プロジェクトですが、プロジェクト推進会議のメンバーを教えてください。

○小八重みやざきアピール課長 まず、県、コンベンション協会、それとサーフポイントを持ってあります市町村がございしますが、延岡から串間まで、そういった市町村の観光部局の皆様、サーフショップをなさっている方、あるいは県のサーフィン連盟、それに旅館業界、ホテル業界、運輸業界という形で、いわば観光に関係する団体、関係者にはあまねく入っていただいております。

○高橋委員 その地域別推進会議はどこでしょうか。

○小八重みやざきアピール課長 地域別推進会議につきましては、それぞれの場所で今つくっていただいているところでございますが、例えば、延岡市でございますと、サーフタウン延岡推進会議というものが設置をされております。代表的なところでいきますと、高鍋町は蚊口浜といういいサーフポイントを持っていますが、こちらのほうについてもサーフタウン高鍋推進会議、あるいは日向市においてはのりのり会議といった形で、それぞれ自前でいろんなサーフィン大会をされるときに事務局となって運営をやっていらっしゃるようなところが地域別の推進会議ということで立ち上げをされております。宮崎市等についても今後、順次立ち上げていくというようなことでお話ができているように伺っております。

○高橋委員 細かくは要らなかったんですが、今、課長が説明されたところが今、立ち上がったということで、日南はまだないということですか。

○小八重みやざきアピール課長 日南市は会議

※26ページに訂正発言あり

自体はできておりませんが、日南市のサーフィン連盟が体協に入っているらしいので、そこでいろんな話し合い等はされているというふうに伺っています。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございました。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○蓬原委員 委員会資料の10ページと11ページです。基金が、名前も当然違うわけですが、一時的、緊急的なものと安定的なものの違いなんだろうが、考えられる事業内容というのはどういうのがあるんですか。市町村の創意工夫なんだろうけれども、過去の実績とか。

○平原地域雇用対策室長 まず、緊急雇用創出事業については、今おっしゃられたように一時的な雇用機会ということで、6カ月以内の雇用を原則にいたしまして、通常の単純作業、草刈りとか、そういうものを含めた短期の雇用を前提にしております、更新も1回までということで、最長1年までしか雇用できない事業です。創意工夫については、財源の振りかえはだめですよという考えですので、既にやっているのをそのままやって、これを充てますよというのはだめということで、新しいものを考えてくださいという発想です。

ふるさと雇用再生特別基金については安定的な雇用ということで、1年以上の雇用を原則にしております、事業が終わった後も継続していけるような事業をやってくださいということでございます。こちらのほうは事業継続を前提に考えておりますので、地方公共団体の直営ではなくて、民間団体や会社とかに全部委託をするという前提でしております。具体的には、例えば物産販売所、そういう将来も続けられそうなものやっていたいただいております。

○蓬原委員 この前の委員会でもこのふるさと雇用再生特別基金——いわゆる時限だから、その期間はこの基金で雇用できるんですけども、例えば物産販売所なんかにおいてこれが途切れることによって、当然、人件費が大きな負担になるわけですから、歳入減となって、結果的にはそこで雇用は打ち切られることになるんじゃないかなど。後の事業所なり物産館がその分の収入があって、営業利益があって、雇用できればいいんでしょうけれども、ある意味、そこで酷な場面がまた出てくるんです。これを引き続きできるような、県として何かないのかなというふうに思うだけけれども、いい知恵はないんですか。

○平原地域雇用対策室長 ふるさとのほうについては、正規雇用をいたしますと、一時金を交付するというのもやっております、これまで今年度に入った分を含めまして100名を超える方が正規雇用されております。おっしゃるように、事業としては財源が今のところ今年度までと国から来ておりますので、今年度までなんですが、できるだけ正規雇用につながるように今後とも指導をしていきたいと考えております。

○蓬原委員 コールセンターですけども、今、15件、2,000名雇用ということですが、こういう人材を育成することによって今後期待される数値目標というか、どの程度さらに立地が図られるという期待をされておりますか。

○黒木企業立地課長 具体的に数値目標を定めているわけではございませんけれども、先般開催いたしました企業立地推進会議の中で、重点的に企業立地を進めていく分野といたしまして、雇用創出効果の高いコールセンターを含む情報サービス業を掲げさせていただいたところでございます。それ以外にも3つの分野を定め

ておりますけれども、全庁一丸となって取り組んでいくと。トータルといたしましては、長期ビジョンにも掲げておりますけれども、4年間で100件の立地を目指していきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 この15件が現在立地している県内の市町村、大体宮崎が中心なのか、都城にも何件かあるみたいですが、あと延岡、日向、どういう配置になっていますか。

○黒木企業立地課長 過去に宮崎県のほうに立地しましたコールセンターは、全体で24件ございます。そのうち宮崎市が15件、都城市が4件、延岡市が5件というふうになっております。なお、一回立地しまして新しい場所に移転増設された企業もございますので、必ずしも件数と事業所数は一致いたしておりません。

○蓬原委員 コミュニケーション講座というのがあるんですが、これは前に都城で聞いたんですけれども、言葉の壁——特に都城・北諸というのは、私の言葉を聞いてわかるように、少しイントネーションが違うんです。標準語がしゃべれないと採用が厳しいんだというような話を聞いたことがあるんですけども、これはどうなんですか。専門的なパソコンの講習以外に、言葉の壁というのは採用上何か出てきていますか。

○金子商業支援課長 御質問の件でございますが、その辺の細かい情報までは得ておりません。しかし、コミュニケーションの基本的な対応のマニュアル、受け答えのマニュアル、それはしっかり教え込むような内容になっておるところでございます。あと、電話対応において、ある企業のお話によりますと、宮崎独特のイントネーションが逆に、対顧客という意味では、人柄のよさというんでしょうか、そこらがまた

一つの魅力になっているというようなことを直接伺ったことがある程度です。

○蓬原委員 予算書167ページ、ソーラーフロンティア、30億円だったですね。東国原知事のと き、いろいろ質問があって、我が会派から代表質問を私がしたんですけれども、和歌山でしたが、かなりの金額の補助金を出しているということで、和歌山じゃなかったかもしれませんが、宮崎県も負けないように金額をやろうじゃないかということで、たしかその後、そういう体制、枠組みをしていただいたように記憶しています。今回は30億円ですけれども、限度額を決めていましたね。50億円とか、かなりの金額、あれはどうなっていましたか。

○黒木企業立地課長 本県の企業立地促進補助金の限度額は最高50億円でございます。その要件といたしましては、おおむねでございますけれども、1,000億円を超える投資と501人以上を県内から新規に雇用するというのが要件となっております。

○蓬原委員 ということは、その枠組み、規定からいくと、今回のこの30億円が実績としては最高額、そして過去、この次ぐらいの金額の実績、10億を超える補助金を出したのがありましたか。そのあたりわかっているらば教えてください。

○黒木企業立地課長 今回は、補助金の交付要綱に定めております30億円の要件——500億円を超える投資を行い、351人以上を新規に雇用するという要件を満たしていますので、今回30億円をお願いしたということでございます。なお、これからの雇用などの状況にもよりますけれども、ソーラーフロンティア国富工場につきましては、投資額1,000億円、雇用者数約800名という予定をされています。すべてが県内新規とい

うわけではないかもしれませんが、その最大50億円の要件に該当するのではないかと、うふうに思っております。

過去の実績でございますけれども、日立プラズマディスプレイ株式会社に過去15億円の補助金を交付いたしております。1社に対して10億円を超える案件としては、この1件でございます。

○蓬原委員 雇用の条件というのがありますね。ずっと思っていることですが、例えば立地企業、4年で100社、何百人というのがありますね。記者発表時というのは当然、100人採用しますよとか、非常に大きな数字が、希望的な数字が出てくるんです。後で本当にそれだけの雇用がされたかという、ちゃんとフォローアップを——当然、記者発表というのは、おいしい数字、聞こえのいい数字でされる。経営者としては、うちは大きくするんだという意欲があるわけだから、そういう数字を出されるんですが、3年たち、4年たったときに実際にそれだけ雇用があったのか、そこをチェックしてフォローアップしていかないと、のろしだけがあって、実際それだけ雇用されたかという、実績との間に乖離があるんじゃないかという気もしているんで、これはこれで非常に時宜を得た事業でもありますし、やるべきだし、いいことだと思っておりますが、実際の雇用はどうだったかというところも時間をかけてフォローアップする必要があるんじゃないかなということを感じていますので、申し上げておきたいと思っております。以上です。

○緒嶋委員 国富の進出企業ですけれども、国富町は固定資産税の減免とか、何かそういうプラスアルファの支援はしていないわけですか。

○黒木企業立地課長 今、委員おっしゃられま

したような固定資産税等の減免のほか、それぞれ各市町村で独自の補助制度等を持っておられますので、今、手元に国富町の補助制度を持っておりませんが、何らかの補助をされていらっしゃるというふうに思っております。

○緒嶋委員 それがわかればまた後で教えてください。

フリーウェイ工業団地、46億かけて、財政が厳しい中で県が買い取ったという形ですが、この後の問題は、あなたたちがいつも言われる費用対効果だが、効果が上がるためには企業誘致を進めたいかんわけですね。このあたりは、県が買い取っただけでいいわけじゃないし、管理費も要るわけですが、後の誘致企業に対する取り組みはどういうふうに行われるんですか。

○黒木企業立地課長 昨年度、県のほうで買い取らせていただきましたけれども、その後、2件の立地がございました。現在、残りが26ヘクタールということがございます。今回、県で買い取らせていただきましたことを契機といたしまして、土地の販売価格を大幅に引き下げさせていただきました。高原町の補助も含めまして、平米当たり2,950円という、価格的にも非常に安い金額ということで、十分競争力のある価格になったのではないかと、これをぜひ売っていきたいと思っております。また、豊富な農林水産資源等が地域にございますので、それを生かしました食品加工関連産業を一つのターゲットといたしまして、重点的にアピールをしていきたいと思っております。そのほか、これは補足になるかもしれませんが、商業施設、教育・福祉施設といった地域振興用地としての活用も、これは地元の町と協議しながらということになるかと思っております。

それも進めていきたい、このように思っております。

○緒嶋委員 今言われたようなことを進めて、団地が満杯になれば一番いいわけですが、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

先ほど蓬原委員のほうからも言われましたが、基金事業、3年間でそれぞれが23年度で終わるわけですね。24年度以降がどうなるか。ある意味では予算的にも、これだけの予算を組んでおられるけれども、24年度はがばっとこれがなくなれば、商工観光の予算そのものが減額になるわけですね。そうなっちゃいかんわけですが、この対策というのを今から考え、国に要請して、新たな基金制度で——東日本の関係もありますけれども、やはり今は日本全体がこの基金事業で冷え込みがある程度抑えられておられる面があるわけですね。これは商工観光労働部だけじゃなく、ほかの部もそういうことでありますので、今後の対応というのを今の時点から考えなきゃいかんと思うんですけれども、そのあたりの取り組みというのは何か考えておられますか。

○米原商工観光労働部長 確かに、宮崎の経済は、去年の口蹄疫以来、低迷をしておりますし、特にこの基金を使った雇用創出というのは非常に大きな効果が出ているところでございます。3月に大震災が発生しまして全国的な経済の冷え込みも加わってきているということで、この2つの基金事業が23年度末までになっておりますけれども、そういった状況を踏まえまして、県としましては、国にこういった事業の継続あるいは代替するような事業についてぜひやってほしいということで、強く要望していくということで考えております。

○緒嶋委員 ぜひ、それをやらんと、宮崎県の

経済が、それでなくてもいろいろなもの、投資的経費も5%カットしますと。逆に県民生活を犠牲にして行革を進めるというのも矛盾があるわけですね。県民生活を守るのが行政であるのに、逆に行革をやるために県民生活を苦しめるというようなことは、相反する政策でもあるわけですね。そういうことを考えると、何とでも基金事業みたいなものでもやって県民生活を守る、それがやはり絶対重要だと思いますので、努力していただきたいというふうに思います。

それと、緊急コンベンション開催事業、こういうのもぜひやってもらいたいんですけれども、逆に、コンベンションを呼び込むために宮崎県は予算を十分組んでおりますというような発想で——不用額は翌年度に繰り越せばいいんだから、1,048万円とかじゃなくて、もっと5,000万円組んでおりますのでぜひ来てほしいというような発想で前向きにいて、不用額が出たら一般会計に返せばいいわけだから、こういうような手法も考えて、一つでも多くのコンベンションが来たほうがいいわけですから、結果として不用額がこれで出るかもしれんけれども、そういうアピール力を逆に使わなきゃいかんんじゃないですか。1,048万円の根拠は何ですか。

○向畑観光推進課長 23年度当初予算のほうで別途、コンベンション誘致推進事業という事業をいただいております。これは3,000万になっておりまして、私どもは、この3,000万と今回の事業で、宮崎市のほうも別途、予算化しておりますものですから、そういった事業でコンベンション誘致を図っていくというふうにしております。

○緒嶋委員 ぜひ、そういう積極的なことで必要なものをやる、それにプラスアルファがつく

わけですから、結果として不用額が出て、それはいいと私は思うんです。満額、金を使ってしまえということです。PRするためにはそういう手法もあっていいんじゃないかという、技術的な意味を含めて、見せ金というといかんですが、そういうようなことで、どれだけ来ていただいても結構ですというぐらいのふろしきを広げたような形の中で努力するというのも必要じゃないかというふうに思います。

○丸山委員 委員会資料の7ページの中山間地域の雇用創出強化事業についてですが、平成23年度の採択状況が参考で書いてあるんです。県北、県央はかなりいい応募があるんですが、県西と県南が4件と1件と、非常に少ないと思っているんですが、その原因は何なのか。また、今後、1億円追加されるんですが、そういったところを中心に公募を考えるのか、どういう考えでやっているのかをお伺いしたいと思います。

○後沢商工政策課長 おっしゃるとおり、県北方面での採択が多いわけですが、これはやはり中山間地域を中心にやっております、県南、県西にももちろん中山間地域があるんですけれども、私も以前、中山間・地域対策室におったときに肌身に感じたんですが、県北の方のほうが、山深いところに住んでいるので、いろんな事業をとろうということで動かれる傾向が強いのかなというふうに思っております。当然、地域によって余り偏りが出るということはいいいことではありませぬので、県北だけではなく、県南、県西も含めて、我々は広く周知を図って、皆さんに応募いただきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 できれば、こういう事例がありますよと、県北ではこういうふうにはできましたの

でと——県西なり県南のほうに紹介するとき、ただ応募してくださいというだけでなく、もうちょっときめ細かな、こういう優良事例がありますが、どうでしょうかということまでは、まだやられていないということでしょうか。

○後沢商工政策課長 昨年度から実施している取り組みですので、現在、事例集を作成しているところでございます。その中では当然、優良事例、そういうものも含まれるわけですので、そういったものを使って、委員御指摘のとおり、きめ細かい周知を図っていきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ、そういう形でやっていただきたいと思っておりますけれども、これはことし限りで多分終わる事業だから、手を挙げづらいことも考えられます。新たな雇用を生まなくちゃいけないということで振りかえ事業じゃだめだということだと思っておりますが、その辺を行政なり、団体のほうがわかりづらいというものもあるんじゃないかと思っておりますので、十分にうまく説明をしていただきたいと思います。

引き続き、8ページ、工業支援課になると思うんですけれども、153ページに、ものづくり産業新事業展開支援事業、また154ページに、ものづくりリーディング育成事業、この2つあるんですが、これはどういうふうに違ってくるのか、わかりづらいものですから教えていただきたいと思うんですが。

○富高工業支援課長 まず、名前に「ものづくり」という頭がついておりますのでわかりづらいかと思いますが、153ページの(事項)新事業・新分野進出支援事業費の中の説明欄2のものづくり産業新事業展開支援事業につきまして

は、県の産業支援財団のほうに4,000万の補助をしまして、財団に基金を造成いたします。企業が新製品の開発、新技術の開発、販路開拓等を行う場合に、この基金を活用して補助しようとする事業でございます。上限250万円程度を考えて、2分の1の補助ということで今お願いをしているところでございます。

それから、4番目、ものづくり産業人材確保支援事業につきましては、県の工業会のほうに、緊急雇用の特例基金を活用いたしまして調査員を2名配置いたしまして、大学や企業を訪問していただき、いわゆる就職支援に係る活動、情報の収集、そういったものをしていただくということで考えております。大学や高等専門学校、工業高校等に就職を支援するような専門員の方もいらっしゃいますので、そちらの方々とも連携をしながら、将来的には、大学と企業が連携を図りながら、学生さんの就業支援ができるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。あわせて、学生さんがものづくり現場の現状、そういうのも理解していただくために、企業の視察会も実施する予定の事業でございます。

それから、154ページの産業集積対策費、ものづくりリーディング企業につきましては、先ほど資料で御説明したとおり、各地域にいろんな研究活動等がございますので、そういった研究活動を支援することによりまして、リーディング企業といったものを育成していきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 いずれにしても、ものづくりのときに、産業支援財団に県は委託といたしますか、結構、補助を出しているんですが、県はそこに出しているだけで、どのような形で指導といたしますか、うまく連携をやっているのかな

と。農商工連携も一緒なんですけれども、あそこの財団に基金を20億ぼんとやって、そこが動いているだけというイメージを強く感じているものですから、ものづくりに関して、宮崎県の特性はこうだからとか、何らかの方針といたしますか、何かあるものなんでしょうか。

○富高工業支援課長 財団は実務的にそういったスタッフを抱えておりまして、いろいろ事業をしていただいているところでございます。財団と県との連携等につきましては、日ごろから十分意見交換し、事業の円滑な推進を行うためにそういった連携を図っているつもりでございます。こういった補助事業も財団のほうにかなりお願いしている部分はございますが、実際の採択に当たりましては、県のほうも審査員となって出向いて、いろいろ事業の中身をチェックしたり、その後のフォローアップについても情報収集に努めているという状況でございます。

基本方針ということになりますと、大きく分けて現在4つあるのかなと、私は考えておりまして、展示会や商談会の開催等によります取引拡大・開拓、そういったことによります出口の部分の確保、農商工連携、産学官連携に基づきます新製品・新技術の開発に対する支援、地域の特性を生かしました新たな産業といたしますか、本県でいえば医療機器産業、太陽電池関連産業、そういったものに対する育成の支援、それら全般に係る人材の育成ということで、大きく4つの方針で取り組んでいるというところでございます。

○丸山委員 いずれにしても、後から資料でもいただきたいんですが、支援財団にどれくらいの基金を県はやっているのか、預けているのか、支援財団にかなりの基金が行っているん

じゃないのかなと思っっているんですが、それが有効に活用されているのか。これだけ景気が悪いから新分野に進出してくださいと言われても、情報が県民にはうまく伝わっていない。ものづくりをやりたいけれども、補助金がなかなかうまく伝わっていないのが現状のような気がします。この支援財団のあり方というのは、公の人たち、公務員とか役所の人は知っていますが、一般の方々になると支援財団のあり方の認知度も低いような気がするものですから、これは後からお願いしたいと思います。

企業立地の補助金の30億円、ソーラーフロンティアにやるということなんですが、一回議論をしたと思うんですが、日立プラズマディスプレイがああいうことになって解雇された方もいらっしゃるって、再雇用みたいな形になったときに、日立にやったお金が本当によかったのかという議論も議会の中であったと思うんです。今回の30億円は、非常に大きな金額、1,000億円投資していただいて県としてはいいのかもしれませんが、仮にこれまた変なことになった場合に、30億円が本当に生かされるお金なのかというチェックはどういうふうにする体制なのか、ただ単に、補助金ですので、会社に行くだけでいいというふうを考えられているということでもよろしいのでしょうか。

○黒木企業立地課長 企業立地促進補助金につきましては、投資や雇用によりまして県内経済が活性化されたことに補助する制度でございます。企業が立地しまして、県内から従業員を1年間雇用することを条件といたしまして、あくまでも実績でお支払いいたしておりますので、その後も当然、毎年のようにフォローアップという形で企業にお邪魔させていただきまして、県内定着、あるいはこの場合、規模の拡大と

いうのは難しいかもしれませんが、長く宮崎にいていただくための支援をし、お願いもしてまいりたい、このように考えております。

○丸山委員 1年の雇用——聞き取れなかったもので、その辺を。

○黒木企業立地課長 補助金を交付するときの前提でございますけれども、一たん企業に立地していただいて、県内から常用という形で従業員を1年間雇用している、それを確認した上で補助金をお支払いするという仕組みにいたしております。

○丸山委員 1年間でいいのか、分割で少しずつやったほうがいいのか、1年間でぼんと30億円やっていいのかという議論があってもいいんじゃないかと。来年も10億円とか、5億円ずつ分けるという形も、分割方式というののもあってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺の議論はされていないのでしょうか。

○黒木企業立地課長 制度的に、分割で交付申請いただくというのはできる制度にはなっております。ただ、御存じのとおり、太陽電池業界というのは、海外もひっくるめて、各企業がしのぎを削っておられまして、ここ2～3年が生き残りをかけた正念場だというふうに言われております。今回、ソーラーフロンティアが過去最大規模の投資、雇用をされるということで、私どもとしてはできる限りの支援をさせていただきたいと。

なお、先ほど蓬原委員のほうから50億のお話がございましたけれども、今回はとりあえず30億をお願いしておりますが、仮に50億というお話になった場合は、分割というのでも検討させていただきたいとは思っております。

○丸山委員 今のお話を聞きまして、ちょっとひやっとするのは、競争が激しくて、もし負けて

しまった場合に……。この30億というのは税金なんです。これをしっかり認識してやらないと、何だったんだということにもなりかねないと思っていますので、企業としては勝ってほしいという気持ちは宮崎県も持っていただきたいと思うんですが、補助金は税金だという気持ちをしっかりと認識して、渡していただきたいというふうに思っております。できれば分割とかできないのかというのは、もうちょっと企業とも協議していただければありがたいのかなと思っています。

○森企業立地推進局長 今回のソーラーフロンティア社に対する補助金の件でございますけれども、今、30億というお話が出ておるわけですが、ソーラーフロンティア社の誘致に当たりましては、かなり激しい競争がございまして、その結果として宮崎県のほうにあれだけの工場をつくっていただいたということでございます。確かにそういう補助金、30億、慎重な出し方というのも当然、我々も考えないといけないんですけれども、ただ、競争に勝ち抜くためにはどうしてもその辺の条件を出さざるを得ないということもございまして、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、日立プラズマがテレビのプラズマパネル工場をつくるということで、15億円、県のほうから出したんですけれども、そのときに日立のほうに投資した金額が800億円ございまして、その結果として、あそこにあれだけの巨大な工場ができた。その工場があったおかげで、ソーラーフロンティア社があそこに立地した、競争に勝ったということもございまして、その点もぜひ御理解いただいて、お願いしたいと思います。確かに、非常に厳しい企業競争が続いております。まさか天下の日立がプラ

ズマの事業から撤退するというのは、我々も夢にも思わなかったわけでございますけれども、今回はソーラーフロンティア社も相当力を入れてやっているようでございますので、県としてもできる限り支援しながら、この事業を軌道に乗せていただきたいと思っております。

○内村委員 委員会説明資料の6ページにある中小企業の融資貸付金についてお尋ねします。これは、中小企業の活性化と金融の安定を図るという目的なんですけれども、今、東日本大震災の影響が大分、事業者にも出ておまして、おまけに新燃岳の噴火による影響も出ておりますが、この中で融資利率とか保証利率が出ておりますけれども、この利率の変更というのはいつごろなされたものかを最初お尋ねします。融資利率が1.60から2.30という幅であるんですが、これは金額によって違うのか、いつごろ融資利率が改定になったものか、お尋ねしたいと思います。

○菓子野金融対策室長 まず、融資利率でございますけれども、これは融資期間、1年、2年、10年、そういった期間ごとに利率を変えてございます。利率の危険負担を考えて、そういう設定でございます。融資利率でございますけれども、本年4月1日に改定いたしておまして、短期プライムレートに連動するような形で、4月1日付で0.2引き下げをしております。

○内村委員 0.2引き下げしてもらっているということなんですが、運転資金、設備資金でそれぞれ期間は——中小企業融資、こういうのは50回とか、100回とか、いろいろあったんですが、その融資期間に変更は……。今は長いスパンでの融資がなかなか厳しいものですから、融資してもらうにもその枠がない。そして、信用保証

協会の保証料が結構要るんです。こういうものへの働きかけみたいなものはないのか、お尋ねしたいと思います。

○菓子野金融対策室長 まず、融資期間でございますけれども、融資期間については、本年度については昨年度と同じでございます。

保証料率でございますけれども、保証料率につきましては、県のほうから信用保証協会のほうに保証料の補助をしております、平均で約0.25%程度の保証料補助をやっているということで、可能な限り保証料の低減化に努めているというところでございます。

○内村委員 今、保証料を支払うのも大変で、そして今度の新燃岳で客数が物すごく減っている。この前、議会で申し上げましたように、全然通行がないために地場企業が大変疲弊している。いつ店を閉めようか、早く閉めないとなお大変というのが現状なんです、そういうことで保証利率の引き下げについてもまた再度検討していただくとか、そういうことを検討できないかということをお尋ねします。

○菓子野金融対策室長 新燃岳及び今回の東日本大震災関係で、飲食業、宿泊業に関しましては非常に厳しい状況であるというふうに考えてございます。今回、6ページの緊急経営対策資金の中の東日本大震災復興緊急対策貸付、これは基本的には、東日本大震災の影響を受けた宿泊業等に対する支援ということにしているわけですが、やはり宮崎県の場合はこれまでのさまざまな災害等が積み重なってきているということでございまして、東日本大震災復興緊急対策貸付につきましても、融資利率が、今回いろいろ並べておりますが、その中で最も有利な利率になっております。また、保証料率につきましても0.50ということで、0.3%の補助をい

たしまして、保証料としては一番低い金額になっております。こうしたことで可能な限り、そういった影響を受けた業界等に配慮していきたいというふうに考えております。

○内村委員 ありがとうございます。8ページにありますものづくりリーディング育成企業の支援ですが、今、ものづくりということで、対象となるテーマなんかは挙げてあるんですが、この前の報道で、どこかの鉄板会社が食品を加工して、それが今、世界的に売れている、おいしいものができているということでの報道があったんですが、第6次産業との関連性、連携をどうされるかをお尋ねしたいと思います。

○富高工業支援課長 特に、農業とか第1次産業との関係を意識した事業ではございません。ただし、その対象となるテーマ、③にございます食品機械産業の参入促進というものについては、非常に安定的な市場でもありますし、県内の中小企業が、最終製品をつくれる産業の分野でもございますので、これに参入したいという企業の方が結構多いということで、これを支援していきたいということでございます。そのためには、当然、食品製造業者等の連携を図りながら、どんなマーケットがあるのか、どんな技術が必要なのかということ把握していく必要がありますので、そういったところでも食との連携といったものは出てくるのかなと思っておりますが、特に1次産業を意識したものではございません。

○内村委員 一産業ということよりも、産業支援財団というのがあるわけですから、そこにいるいろとアタックをしていただきたい。第1次産業、第2次産業では特にこういう品質改良についてはなかなか不可能な面があるものですから、これだけの今までの財団への基金があると

ということと、食品産業に参入する、こういうテーマが設けてあるわけですので、ぜひ一産業だけではなくて、6次産業との関連性をこれからもいろいろと協議していってもらって、宮崎県からおいしいものが出る、これが観光とのつながりになっていくんじゃないかなと思いますので、そこをもう一遍お尋ねいたします。

○富高工業支援課長 委員おっしゃるとおりでございまして、本県の農産物は、非常にブランドが確立されておりまして、他県からの評判も高いということでございます。本県の食品産業におきましても、中核的な産業になっているという状況でございます。ただし、付加価値がなかなかつかない、価値の高い製品をつくり切れないという状況でございますので、こういったところをもっと振興できるというか、技術力を上げて、農産物の加工において高い付加価値をつけたものを県外に売っていくという視点は非常に重要だと思っております。その辺は農商工連携の事業、そういったものを十分活用しながら、食品産業の活性化ということで今、私も、事業を持っておりますので、その辺も十分活用しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○内村委員 ありがとうございます。

次、企業立地についてですが、先ほどもありましたけれども、企業立地で補助金をもらって雇用をしているわけですが、最初、企業立地するときは、すごく条件がいいということで、補助金が出たんですが、入っている間に、これは県の事業でされたわけですが、私は都城ですから鹿児島県がすぐ隣ですが、鹿児島県の雇用がすごく多い企業があるんです。その辺のチェックはちゃんとしておられるかどうか。鹿児島県の住所のある人には――

この補助金、宮崎県内の働く場だと思うんですけども、そこはどうなっているのかをお尋ねします。

○黒木企業立地課長 宮崎県民を正規従業員としてお雇いいただくことを一つの条件ということで補助金を出している部分がございます。税金ですので、その点は御理解をいただけないかなというふうに思っております。

○内村委員 鹿児島県の方がすごく働き、そこは交流があつていいんですけども、雇用補助金、奨励金、そういうのにも調査が行っているかどうかを。

○黒木企業立地課長 ちょっと勘違いをしていたかもしれません。鹿児島県の方が、いわゆる立地企業として認定された企業で働いていらっしゃる場合には、その方は私ども県の立地の補助金の対象にはなっておりません。

○内村委員 対象になっていないということですが、企業立地で出された後、もう一回点検をしてもらってみたいと思います。住所が直されていれば別ですが、鹿児島県に住んでいて、都城の企業に働いている人がすごく多い。雇用奨励金は出していないということですが、これから先の雇用についても関連といたしますか、だんだんそれがふえつつあるというのをちょっと見ているものですから、そここの雇用の奨励金については一応調査をしていただきたいということと、企業立地されてから5年以内ぐらいで、企業撤退があると思うんですが、日立プラズマの話もありましたけれども、すごく大きなお金を使って企業立地した割には、撤退している企業が結構あると思うんですが、そここのところを、これは資料提供でいいですが、5年以内ぐらいでどれぐらいが撤退しているか、資料をいただきたいと思いま

す。

○黒木企業立地課長 今、手元に5年という数字はございませんけれども、平成13年度から昨年度まで10年に立地した企業、218件ございますが、そのうちの約1割が何らかの形で事業所なりを閉鎖されていらっしゃると思います。

○松村委員長 内村委員、個別の資料が必要ですか。

○内村委員 資料をお願いしたいと思います。

○松村委員長 それでは、資料をよろしくお願いしておきます。

その前の御質問は就業奨励金というんですか。

○内村委員 雇用奨励金というのが……。

○松村委員長 これは立地企業……。

○内村委員 立地企業に対して、そこで働いている人に対して補助金が出ていると思うんですが。

○黒木企業立地課長 県が直接、従業員の方に補助金を支払う、企業立地の補助金としてはそういう制度はございません。市町村のほうでそういう制度をもしかしたら持つておられるのではないかというふうに思っております。

○内村委員 失礼しました。もう一回これは私のほうでしてみます。

もう一点、16ページにありますオールみやぎ営業チーム推進事業ということで、先ほどの説明で農産物フェアで県産材のテーブル、いすを展示するということでしたけれども、この事業に対して3,300万円の予算が今のところ出されているんですが、そういうフェアをされたときの出展業者への補助、そういうものはなされているのかというのが1点と、これはどういうところでされるのかということをお尋ねします。

○小八重みやぎアピール課長 出展業者への

補助があるかどうかというお話でございますが、当然、あるフェアに出展業者が出ていただく場合には、出てくる経費等についても考慮をいたすことになると思います。

もう一つのお尋ねでございますが、どういうところでというのは場所ということでございましょうか。

○内村委員 大都市圏での集中プロモーションとしてあるんですけども、東京、大阪とか……。

○小八重みやぎアピール課長 一番わかりやすいのが、例えばイオンがございしますが、イオンの核になる店舗でフェアをやりながら、イオンの大きなところで集中的にやりながら、ほかのところでも同じように宮崎のものを売っていただくというような形でやっていく、それとか東京のデパートでやるとか、そういうことを想定いたしております。

○松村委員長 よろしいですか。

○内村委員 ありがとうございます。

○小八重みやぎアピール課長 先ほどの高橋委員の御質問の中で、地域の波旅プロジェクト推進会議の御質問がございました。その中で私、宮崎市は今お話をされている最中だというふうにお答え申し上げましたが、本年3月に設置をされたということで、宮崎市の名誉のためにもここで訂正をさせていただきます。

○松村委員長 お昼も近くなってまいりました。お昼を挟み、午後から1時再開に向けてよろしいでしょうか。その前に、先ほど内村委員のほうから資料の要求がございました。これは全委員に対してということでよろしいでしょうか。そして、いつごろ用意できますか。

○黒木企業立地課長 午後の委員会のほうにはなるだけ準備できるような形でやりたいという

ふうになっております。

○高橋委員 私の質疑の冒頭に申し上げました委員会資料に載せていない2つの新規事業の詳細、これはコピーですから多分すぐできるでしょう。資料要求をお願いします。

○富高工業支援課長 大変失礼をいたしました。準備をいたしますので、よろしく願いいたします。

○松村委員長 資料の請求がありましたので、よろしく願い申し上げます。それでは、午後1時から再開をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

初めに、午前中要望のありました資料の提出がされております。まず初めに、その資料について説明を求めます。

○富高工業支援課長 資料に基づきまして、新規事業につきましてお話をさせていただきます。資料の順番が後先になっておりますが、3枚目の㊦中小企業事業改善・挑戦支援事業につきまして、工業支援課のほうからお話をさせていただきます。

まず、事業の目的でございます。この事業は、中小企業の経営力強化を図るため、新分野進出等に取り組む企業や、経営革新計画の承認を受け、フォローアップが必要な企業に対しまして、事業改善の基礎的な事項や実践的な内容を学ぶセミナー等を開催することといたしております。

2の事業概要の(1)でございますが、中小企業経営力向上セミナー開催事業につきましましては、既存の事業の改善や、新分野進出に取り組

んでおります企業の事例発表や、専門家による新事業展開等に関するセミナーを行い、新事業創出に対する挑戦意欲等を高めていこうということにいたしております。(2)の中小企業事業挑戦塾運営事業につきましては、先進的な企業の事例分析やマーケティング、販路開拓など、より実践的な内容の連続講座を行いまして、企業の課題対応能力を養成してまいりたいというふうを考えております。

事業費につきましては、1,095万3,000円をお願いしております。なお、この事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しての事業でございます。

続きまして、その次の㊦ものづくり産業人材確保支援事業でございます。

1の事業目的でございます。この事業は、本県のものづくり産業を支える人材を育成しまして、県内企業への就業を促進するため、企業と大学等の就業支援に関する情報の収集と提供を行うとともに、学生等に対しまして、ものづくり企業の視察等を実施するものでございます。

2の事業概要でございますが、(1)のものづくり産業への就業支援につきましては、調査員が企業や大学等を訪問いたしまして、人材教育や求人に関するニーズ等の現状等を調査し、それをそれぞれに提供することによりまして、相互理解を促進し、継続的な事業支援の仕組みを構築してまいりたいというふうと考えております。(2)のものづくり産業の理解促進につきましては、大学、高専、高校の学生、教員等が県内のものづくり企業やテクノフェアを視察することで、地域のものづくり産業に対する理解を深めていただきたいということで実施するものでございます。

事業費につきましては、671万8,000円をお願い

いしております。なお、本事業につきましても、緊急雇用の特例基金を活用しての事業となっております。

事業効果については、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○黒木企業立地課長 先ほど内村委員のほうから資料要求がございました資料について、御説明をさせていただきます。

過去に立地認定した企業等の閉鎖等の状況ということでございます。まず最初に、参考までに掲載しておりますが、13年度から17年度までに立地した件数が101件、そのうち閉鎖件数は22件となっております。18年度以降22年度までにつきましては、ごらんとおりでございます。直近5カ年間でいきますと117件の立地、そのうち閉鎖が1件、先ほど午前中の委員会で私が218件のうち約1割というふうにお答えさせていただきましたが、218件のうち23件が閉鎖いたしております。

次に、資料をめくっていただきまして、緒嶋委員のほうから国富町の補助についての御質問がございましたので、資料で御説明させていただきたいと思っております。

これは国富町の助成の内容ということで、真ん中に助成金の種類というのがございますけれども、固定資産税と雇用奨励金の2本立てになっております。固定資産税につきましては、左側のほうに要件がございますけれども、企業立地促進法の対象施設で、家屋等の取得価格が2億円を超えるもの、これは具体的に申し上げますと、製造の用に供する土地・建物が該当いたしまして、これについては3年間の免除というふうになっております。それから、同じく企業立地促進法対象施設で、家屋等取得価格が2

億円を超えるもので、課税免除の奨励措置を受け、かつ課税免除措置の適用を受けない機械・装置、ちょっとわかりにくい書き方でございますけれども、これは先ほど申し上げました土地・建物以外の土地・建物、ですから製造の用に供さないものが対象、及び製造装置の一部について町単独で不均一課税をされておられます。それから、それ以外の製造装置などにつきましては、同じく不均一課税ということで、5年間、2割の減ということになっております。最後に、雇用奨励金でございますけれども、これは、一定期間国富町に居住していることを確認して、企業のほうにお支払いになられるということでございます。なお、県のほうでも雇用割ということで補助金をお出ししておりますけれども、これにつきましては、1年以上雇用されていることを住民票あるいは雇用保険などで確認して、実績に応じてお支払いをするということにしております。

なお、大型案件につきましては、一度交付決定をした後に、その後、雇用者数がふえたということでございましたら、純増した分をまた追加で交付、いわゆる分割交付もできるということで、そういう手続をとっております。

説明は以上でございます。

○松村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、議案に対する質疑を行います。

○函師委員 参考資料の14ページの緊急観光誘客促進事業についてお伺いしたいんですが、昨年の海外からの観光客と一昨年の観光客の増減を教えていただければと。できれば、国別で出しておれば、そこまでお願いします。

○向畑観光推進課長 平成21年の観光動向調査の結果で申し上げますが、一番多いのが韓国か

らのお客様でございます。21年が2万9,732名、20年が4万7,742名でございます。次に多いのが台湾でございます、台湾からのお客様は、21年が9,647名で、20年が1万5,773名、続いて多いのが香港からのお客様でございます、21年が2,696名、20年が1万19名となっております。やはり新型インフルエンザ、それと22年は数字が出ておりませんが、口蹄疫、そしてことしの東日本大震災で相当な激しい落ち込みを見せているところでございます。

ちなみに、最近の航空会社の利用状況を見ますと、昨年22年の3月の段階で68%ございました宮崎—ソウル間、アジアナ便なのですが、それがことしは33.3%に落ちております。中華航空の場合が、昨年3月が83.8%ございましたのが、ことしは42.2%というふうに落ち込んでいるところでございます。

○図師委員 今ので如実に出ておりますが、やはりほぼ半減、また香港に関しては3分の1どころか4分の1程度にまで落ち込んでおるということで、これを回復するための促進事業ですから、その効果には大いに期待するところでありますが、事業概要説明を聞く中で、特に(2)の情報発信する企業に対して100万円を5社ということでしたが、これは、それぞれの海外のマスメディアが何らかの形で情報発信する際の補助金というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○向畑観光推進課長 韓国、台湾を今回は対象にしているんですけれども、韓国、台湾の場合は大手の旅行エージェントが、日本のような相当大きなエージェントがあるというよりも、いろんなところが群雄割拠されていらっしゃるような状況でございます、その商品の売り方もテレビショッピングやインターネットでの販売

というような商品販売が主流になっております。今回の事業につきましては、そういった旅行エージェントがテレビショッピングやインターネットをする際に、映像を使って宮崎の安心を打ち出していただくということで補助するというようにしております。

○図師委員 この事業を展開していく上でなんですが、韓国、台湾については直行便がありますし、香港島、上海もでしょうか、チャーター便が飛んでおるところに関してはその効果はあろうかと思いますが、これは本県だけで取り組むよりも、やはり南九州とか九州一体となった、新幹線開通に合わせての新観光ルートの構築にも絡めていくべきではないのかなと思いますが、そういう事業はまた別の事業であるのか、またそういう展開までこの事業の中に織り込まれているのか、いかがでしょうか。

○向畑観光推進課長 委員おっしゃるとおり、本県単県でやるにはなかなかやはり厳しい状況でございます。本県でやれる部分を今回はこういった形をお願いしているところでございまして、例えば先般、鹿児島県と一緒にしまして、台湾でのプロモーションを行いました。そして、九州知事会のほうで、韓国で1回、中国の場合は上海と北京でやはりプロモーションを行っております。また、別途、九州観光推進機構というところがございますので、一緒になって向こうのメディアに露出するのも一つですし、また本県も含めた九州各県を向こうのメディアの方々に見ていただいて、しっかり現地で情報発信をしていただくというふうに、九州全体、南九州、本県といった形でPRをしていく、また今しているところでございます。

○図師委員 今回の原発事故のイメージという

のがどこまで波及しているのか、またそれがいつ収束するのかというのは、我々でははかり知れんところもあるんですが、今、課長が言われたとおり、鹿児島は上海との直行便を持っていますし、福岡も東南アジアには直行便を幾つも持っていますので、そこと連携しながら、九州観光連盟ですか、協会ですか、そういうのもあるということですから、ぜひ商品の多様化といいますか、旅行者の選択肢をふやす意味でも、宮崎だけで頑張っていたいただくのも、それは大いに結構なんですけれども、そういうところと常に連携をとって事業の拡大を図っていただければと思います。要望です。

○緒嶋委員 東日本大震災被災者受入支援事業、これは被災者が継続的に居住できる施設が確保できるまでと。被災者が継続的に居住できる施設とはどういう施設か。

○向畑観光推進課長 被災者の方々がどういった施設に入られるかといいますと、例えば宮崎でいえば、アパートがあったりとか、そういった長期間居住できる場所ということを念頭に、国のほうではこの事業を考えていらっしゃいます。この事業の場合は基本的に、被災県から私も宮崎県のほうに、そういった方がいらっしゃるから引き受けてくれといった場合に、長期的な施設が確保できるまでの間といいますか、その際のホテル・旅館の費用を肩がわりするといった事業でございます。

○緒嶋委員 もう100日たったわけで、これは求償というか、後から返ってくるから、宮崎県としては何も財政的な負担はないようなものだから、いいわけけれども、実際こういう可能性というのは今のところ情報としてあるわけですか。

○向畑観光推進課長 今のところそういったお

申し出はございません。

○緒嶋委員 であれば、これはそのまま宮崎県では不用額と、結果としては何も財政的な金の動きはないということもあり得るわけですね。

○向畑観光推進課長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 ものづくり産業人材確保支援事業についてですが、この視察というのは県内の企業の視察かということをまず一点。

○富高工業支援課長 県内の企業の視察を考えております。

○蓬原委員 対象企業というのは何社ぐらいあるんですか。

○富高工業支援課長 この事業で考えている対象企業は、4社程度を訪問したいというふうに考えているところでございます。

○蓬原委員 ものづくりで言う「もの」ということだけれども、どういうものをつくっているところですか。

○富高工業支援課長 機械金属、電気・電子、そういったものを今、念頭に置いているところでございます。

○蓬原委員 話が発展しますけれども、県内のものづくり企業、いわゆる製造業ですね。今度、国富にできるソーラーフロンティアも一種のものづくりだろうし、旭化成なんかものづくりだろうし、住友ゴムものづくり、こちらの王子製紙ものづくりだろうと思うんですが、県内のいわゆる製造業、代表的な製造業、どんなものが——今、手元があればですけども、掌握されている中で宮崎県の製造業、代表的なものは何があるのかということをおわかっていけば教えてください。

○富高工業支援課長 「もの」ということでございますが、県北あたりでは医療機器、いわゆ

るダイアライザーといったものを製作しておりますし、リチウム電池関係のハイポアといった、部品でございますが、そういったものを製造されております。委員御指摘のありました県西では、住友ゴムがタイヤ関係の製品を製作されている。日南では王子製紙ということでございます。宮崎市周辺では半導体産業等々がございます。

○**蓬原委員** 電気、機械が主かなと、それはそれでいいんでしょうけれども、電気、機械にこだわらず、物質工学とか、ほかのもの、食品にかかわるものとか、そういうものづくり——どうしてもものづくりだから、工業高校やそちらのほうの理系の人材育成ということになるんでしょうけれども、ここでは概略でしたが、いずれ、県内のものづくり企業というのを一回リストアップしていただいて、どういうものがあるのか、その中で将来性のあるものは、ITは当然来ていますけれども、一回そういうものを分析してみたらどうかなと思うんですが、提案として、ここまでで結構です。

○**富高工業支援課長** 先ほど視察先として電気・電子だとか、そういう話をしましたが、事業の基本としては、今までのそういう分野に限らず、医療・福祉機器、そういった分野に関しても大学の方にいろいろ知ってもらおうということで、そういう分野の視察も今、検討はいたしているところでございます。

○**渡辺副委員長** 数点伺いたいと思います。いただいている資料の9ページのコールセンターの絡みですが、先ほど御説明にあった就職率23%というのは、当然この講座を受講されて県内のコールセンターに就職された方の率ということで理解してよろしいでしょうか。

○**金子商業支援課長** 委員御指摘のとおりでござ

いまして、昨年度の場合、113名この講座を受講されて、67名の方が就職されました。そのうちの26名がコールセンターに就職が決まったということで、この26を分子といたしますと23%の就職率ということでございます。

○**渡辺副委員長** この講座を受講された方々には、例えばある意味、特別な扱いでコールセンターとして進出された企業に対して、この方々は県のこういう講座を修了して、資格というのではないんでしょうが、一種の講座を修了したんだというようなことを優先的に伝えるような仕組みというか、特別粋みたいなものがそもそもあるのかないのかはいかがですか。

○**金子商業支援課長** そこまでのものはございませんが、なるべく就職に結びつくような小まめな指導というんでしょうか、そういったものはやっているところでございます。

○**渡辺副委員長** いい取り組みだというのはよくわかるんですが、ちょっとねらいがぼやっとし過ぎているのかなという気がして、あくまでもこれは職業能力開発的な、県民の方のスキル向上のための取り組みなのか、それとも、コールセンターに宮崎は人件費等のこともあって積極的に進出してもらいたい、進出してくる企業に対してのインセンティブという面でやっているのか、目的のところにも書いているように両方ではあるんでしょうが、そこが若干中途半端なのかなという気がするんです。例えば、この概要をみただけであれば、4日間の研修を受けただけで、即最前線でコールセンターの業務に当たれるとはちょっと考えづらいわけですが、恐らく就職された方をまた改めて企業として、当然、指導というか、教育があるんだと思うんですが、そう考えれば、現在、就職率23%のところ、600万円のお金を使っていると考えれば、仮

にインセンティブだというふうに割り切って考えれば、進出した企業に対して、いわば最初の教育の一定分の費用の負担を宮崎県として持つとか、そういうどっちかにはっきりとウイングをとったやり方というのものもあるのかなと思うんですが、そういう考え方はできないものなんですか。

○金子商業支援課長 御提案の方法もあろうかと思えます。基本的に、この3年間は今のスキームでやってきたところをごさいますて、おっしゃいますように、より効果が上がる、就職に結びつくような方策という意味では、今年度、事業の中身をもう一度磨くことになっておりますので、また来年度以降に反映できるものは反映してまいりたいと思っております。

○渡辺副委員長 同じ件でもう1件なんですが、5年間で15件の進出というのは、例えば沖縄等もコールセンターという意味では非常に進んでいるところかと思うんですけれども、他県と比べて、宮崎は前を行っている状況にあるのか否かというのはいかがでしょうか。

○黒木企業立地課長 今、沖縄県の例をおっしゃられましたけれども、沖縄県が立地としては一番進んでいるというふうに思っております。ただ、宮崎のほうも非常に立地は進んでおりまして、コールセンターの集積地の拠点数としましては、区分が政令市と県と入りまじっている部分がございますけれども、上位トップ10の中には入っておるところでございます。

○渡辺副委員長 もう何点か、波旅プロジェクトの関係ですが、一般的にデータがわかれば結構なんですが、1年間にサーフィンを目的として宮崎県を訪れる他県の方々の数というのはどの程度あるんでしょうか。

○小八重みやざきアピール課長 平成16年に調

べた結果をもとにしておりますが、1年間で約38万人が宮崎県に来ていらっしゃるということになります。

○渡辺副委員長 その後の推移というのは、特にデータとしてはないということでしょうか。

○小八重みやざきアピール課長 16年にとって以来は、まだとっておりません。ふえているという傾向にあるようですが、正確な数字はつかんでおりません。

○渡辺副委員長 最後に、オールみやざき営業チームの話についてですが、これは意見として聞いていただいても結構なんですが、私も2年弱前まで東京でサラリーマンしておりましたけれども、こういう取り組みというのは非常に効果があると思えます。ただ一方で、主要駅であったり、イベントが行えるような広場になると、毎週末のようというか、各県が熱心に組みんでいらっしゃる取り組みかと思うんです。そういう意味では、知事もかわられて、前知事の観光資源としてのPR力というのは、ある種、宮崎としてはマイナスになっている部分があるかと思えますので、やる上では、他県も必死ですから、物すごく突き抜けたやり方をするか、独自色がはっきり見えたり、ねらいをはっきり定めるようにというような取り組みが必要かというふうに思うんですけれども、そういうところの認識はどうかというのを伺えればと思えます。

○小八重みやざきアピール課長 今の御指摘はまさにそのとおりでと思うんですが、東京あたりに行きますと、毎週毎週いろんなところがやっていますし、デパートの催事場でも週が変わりやっています。私どもがそこに風穴をあけたと思っておりますのが、一昨年からやっております「みやざきweeek」というものがござい

まして、ことしの2月から3月にかけて、東京、大阪、それと福岡でやったんですが、その場合は、単なるフェアだけに限らず、宮崎ゆかりの店というのがございますし、宮崎の食材を使っている店、そういうところ全部に宮崎の食材を出してくれだとか、あるいはそこで御飯を食べていただいた方には宮崎の旅行が当たるというような形で、それも長い場合には1カ月間ぐらいにわたってフェアをやるというような形で、今までのフェアのやり方とは若干違う方法でやってきた事例がございます。今の御指摘も踏まえながら、これからやっていくオールみやざき営業チームの取り組みには、そういったノウハウも生かしていきたいというふうに思っております。

○渡辺副委員長 今回もいろいろグッズ等もつくられるのかと思うんですが、以前に新潟県だったと思いますけれども、県出身者だったり、縁故のある方々に広く呼びかけて、賛同した方々に、著名人であるとか、企業の偉い方だけじゃなくて、一般の方々も含めて賛同した方に名刺をつくって、それぞれに無料でお送りして、100か200かちょっと数は忘れちゃったけれども、そういう草の根でのPRというか、展開という方法をとっていらっしゃったのが記憶にあるんですが、それをというわけではないですけども、いろんな形で、派手なものも地道なものも含めて御検討いただければというふうに思います。

○小八重みやざきアピール課長 余談になりますが、今、私どもは、みやざき応援隊という方が全国にいらっしゃいまして、その方たちには既に宮崎を象徴する名刺台紙をお配りして、宮崎のPRをお願いしているというような状況もございます。今おっしゃったように、何らかの

形できちっと宮崎をアピールしていくということであれば、広く県民を巻き込んだ形で、皆さんが宮崎県の営業チームだという機運を醸成してまいりたいと考えておりますので、またいろいろ、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようでございますので、次に移ります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○後沢商工政策課長 平成23年度6月定例議会提出報告書でございます商工観光労働部の平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。

資料は、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。18ページをお開きください。これは、平成22年度の議会におきまして御承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、今回、御報告を行うものでございます。一般会計につきましては、工業支援課の東京フロンティアオフィス施設整備事業ほか4事業、商業支援課2事業、観光推進課1事業の合わせて8事業について、3億4,268万9,000円の繰越額となったところでございます。また、県営国民宿舎特別会計につきましては、観光推進課の国民宿舎「えびの高原荘」温泉等改修事業につきまして、3,990万円の繰越額となったところでございます。

繰越明許費の説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項に対して質疑はありますか。

○緒嶋委員 上海事務所内装木質化事業は、木質化の材料は本県から持っていったんですか。

○金子商業支援課長 本県からキットを組み合

わせて向こうに持っていきまして、向こうで組み立てるといふ方式を県森連の御協力を得てやったところでございます。

○蓬原委員 えびの高原荘に関して、新燃岳の影響がかなり出ていたと思います。その後のお客さんの動向というのはどの程度でしょうか。

○向畑観光推進課長 委員おっしゃったように、なかなかやはり厳しい状況にあります。新燃岳の関係で、韓国岳を回るトレッキングができなくなっているという状況でございまして、4月から新しい指定管理者のもと、鋭意頑張っていたではいるんですけども、昨年と比べましても、対前年比が95%ということで、昨年も結構厳しい——これはゴールデンウィークの時期だったんですけども、去年は口蹄疫等もございましたものですから厳しくて、それと同じように厳しかったというのが一つと、それと日帰りの入浴客も、ゴールデンウィークは対前年比で59%の減少になっているところでございます。

○蓬原委員 6月1日でしたか、ミヤマキリシマが咲いているという情報がありましたので、4時ごろ上がってみました。それまでは私はあそこが上がるというのを知らなかったんです。ずっと通れないんだろうと思っていました。ところが、通れたんだというのを知って、上がっていったわけですけども、高千穂河原からこちらはまだ無理ですけども、林田温泉のほうからずっと上がったんです。そのPRも必要かなということも思いながら、4時ごろでしたけれども、あそこの駐車場にとまっていた車は我々の1台だけでした。鹿が12匹おりまして、人間より鹿の数が多かったんです。えびのの白鳥温泉のほうにありましたけれども、実際、白鳥温泉も激減しているというようなお話

を聞いて帰ったところです。こうやって改装費もかなり入れているわけですから、何とかしてそのあたりのPRをもう一回やって、上れますよ、車は通れますよ、通り抜けられますよという話を何かの形でやらないと、ちょっと復活が厳しいんじゃないかなというのを感じましたが、感想はいかがですか。

○向畑観光振興課長 宮崎交通グループといたしましても、今後、定期バス、期間的な運行とはなるとは思いますけれども、えびの高原に小林駅から上がっていくバスを出す、そしてグループを挙げてPRを図っていくというふうにお聞きしておりますので、私どもとしても一緒になってPRに努めていきたいと考えています。

○蓬原委員 前年度、私も2年連続この委員会に入っていますから、国民宿舎については、高千穂のことも含めて、指定管理者がかわったときにいろんな議論をしたところでしたけれども、ある意味、きょうは突っ込んだ議論はしませんが、国民宿舎なる施設を県が持つことの意味、ずばり思い切った言葉を言うならば、役割は終わったのではないかという議論も水面下ではあるわけです。そういうこともありますから、県としてこれを保有している以上は、指定管理者に任せているとはいえ、公設民営みたいなことですから、お金をどんどん投入していかないといけないわけですから、そのためには有効活用を図るべきだし、これがもし将来的に危ないとするならば、その役割、この国民宿舎の果たすべき役割は何なんだということの議論をもう一回やらないといけないのかなということも感じましたので、一応意見として申し上げておきたいと思います。きょうはそれ以上の議論はしません。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、暫時休憩します。

午後 1 時40分休憩

午後 1 時40分再開

○松村委員長 再開します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○後沢商工政策課長 商工政策課でございます。

私からは、商工建設常任委員会資料の目次でございます商工観光労働部をめぐる最近の動きの、東日本大震災に伴う商工観光労働部の対応について、及び東日本大震災に関する影響調査の結果についてを御説明させていただきます。資料の19ページをお開きください。

まず、東日本大震災に伴う商工観光労働部の対応についてでございます。

この内容につきましては、前回の常任委員会で御報告をさせていただいておりますが、6月補正予算等に伴い、追加の取り組みがございましたので、御説明いたします。資料中、下線を引いている部分が今回新たにに取り組む項目でございます。

この中で、まず、3の受入支援の(1)東日本大震災被災者受入支援事業と4の経済活性化及び雇用対策の(2)関連事業の5事業につきましては、先ほど6月補正予算として御説明をさせていただいたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。また、予算関連以外としましては、3の受入支援の(2)県立産業技術専門校における入校料等の減免がございます。県といたしましては、震災で被災された方を対象に各種の減免措置を講じることとし

ておりますが、当部といたしましては、県立産業技術専門校の入校試験手数料及び入校料の全額免除を行うものでございまして、平成23年度の入校試験——平成24年4月に入校される方々になりますが、実施することとしております。

東日本大震災に伴う商工観光労働部の対応については以上でございます。

次に、資料21ページでございますが、東日本大震災に関する影響調査結果の概要について御報告をいたします。

まず、調査の概要でございますが、この調査は、東日本大震災に伴う商工業者への影響を調査し、県内経済等への影響把握及び対策の検討に活用するために実施したものでございます。県内全域の商工会及び商工会議所の全会員2万1,967名でございますが、これらの方々を対象に、商工会及び商工会議所の職員による企業への訪問や電話、ファクスによって実施をいたしました。調査期間は5月16日から5月26日までとしてございまして、3,140件の回答をいただいたところでございます。

2の結果の概要でございますが、売り上げに影響のあった事業所は全体の43.0%となっております。内訳としましては、売り上げ減少が41.7%、売り上げ増加が1.3%となっております。なお、この調査で言う売り上げは、例年同期、直近1カ月との比較でございまして、以下、同様でございます。売り上げが減少した事業所の約60%が「2割以上の減少」というふうにご回答をしております。次に、売り上げ減少の主な要因としましては、「消費マインドの低下」、「仕入れ先・原産地の業務縮小・操業停止」、「物流の混乱」、「原材料・物資不足による減産」などとなっております。以上が結果の概要でございます。

より具体的に、以下、御説明をいたします。資料22ページをごらんください。若干重複するところもございますが、まず、図1をごらんください。東日本大震災の発生に伴い、売上げに影響があった事業所は全体の43.0%となっておりますが、表1をごらんいただきますと、「売上が減少した」と回答した割合が高い業種は、上から卸売業、宿泊業、飲食業、以下ごらんのとおりというふうになってございます。

23ページ、図の2をごらんください。「売上が減少した」と回答した事業所の売上減少割合につきましては、「1割減」と回答されたところが31.5%と最も多く、次いで「2割減」が30.1%、「3割減」が17.4%というふうになってございます。表2をごらんください。業種別でございますが、業種別でいいますと、宿泊業と運輸業では3割減が最も多くなっております。飲食業、製造業、建設業では2割減が最も多いという結果になってございます。

24ページの図3でございます。売上減少の要因としまして、「消費マインドの低下」が最も多く、次いで「仕入れ先・原産地の業務縮小・操業停止」、以下、ごらんのとおりとなっております。

25ページの図4をごらんください。売上減少への対応でございますが、「仕入れ先・原産地の変更」が最も多く、次いで「操業時間・営業時間の短縮」、「納品・販売先の変更」となっております。一方、「特にない」と回答した事業所も50%に上っております。

26ページ、図5をごらんください。売上減少の回復に要する期間についてでございますが、「半年以上1年未満」と回答された事業所が最も多く、次いで「1年以上2年未満」となっております。一方、「わからない」と回答された

事業所が22.9%に上っております。その下の図6でございます。売上げ減少の回復に要する資金についてでございますが、「200～500万円未満」が最も多く、次いで「100～200万円未満」となっております。一方、「不要」と回答した事業所が34.2%となっております。

27ページをごらんください。「売上が増加した」と回答した事業所についてでございます。図7をごらんいただきますと、「売上が増加した」と回答した事業所は全部で41社ございまして、そのうち「1割増」が19社、「2割増」が13社という結果になってございます。図8でございますが、売上増加の原因としましては、「全国的な品薄感があり受注が増加」というものが最も多く、次いで「被災地復旧・支援向けの受注が増加」というふうになっております。

駆け足でしたが、報告は以上でございます。

○金子商業支援課長 引き続きまして、商業支援課のほうから、委員会資料28ページから29ページにかけてでございますが、特約店方式による関西地区へのアンテナショップの展開について御説明をさせていただきます。

これは、新たな販路拡大や市場調査の拠点を拡大するため、有望な市場であります関西地区におきまして、本県では初めてとなります特約店方式によるアンテナショップを展開するものであります。特約店方式と申しますのは、これまで県が設置し、県物産貿易振興センターが運営する、いわば公設公営型の方式とは異なりまして、民間企業の設置運営する店舗が一定の認定条件を満たす場合に本県のアンテナショップとして認定し、「KONNE」の名称使用を原則無償で許諾する、いわば民設民営型という方式でございます。

認定条件の主なものを掲げてございますが、販売品目は原則県産品であること、10社以上100品目以上の県産品を取り扱うこと、県物産貿易振興センターの会員になること、県やセンター等が行う販売促進や観光PRへ協力すること等でございます。

当施設の設置・運営主体は、大阪府堺市におきまして、ステーキレストラン等を経営しております株式会社南海グリルでございます。末尾に参考で掲げてございますが、同社は、昭和63年に宮崎牛の取り扱いを開始し、これは宮崎牛がまだブランド化する前というふうにお聞きしておりますが、今日まで20年以上にわたりまして、宮崎牛一筋で来ておられる会社でございます。現在、5つの店舗が宮崎牛指定店として認定を受けているようなところでございます。

3に戻りまして、店舗の名称は、「堺みやざき館KONNE」といたしまして、設置場所は、同社の敷地内に建設する新しいビルの1階に面積が約74平米の店舗を設置いたしまして、農畜産品から加工品まで約100品目の県産品を取り扱うということ、それから2階では、宮崎の食材を使いました食堂も営業したいという御意向のようございまして、アンテナショップとしての情報発信性は高いというふうに見ておるところでございます。開設日は今月30日になっておりまして、26日にはオープニングイベントを開催する運びとなっております。29ページがその計画の図面でございます。

長引く低迷でございますとか、東日本大震災の影響等によりまして、県産品の売り上げアップを図る環境は大変厳しいものがございますけれども、今回の新しい店舗、それから既存の宮崎、新宿の各アンテナショップを十分連携させながら、県産品の一層の販路開拓・拡大を図っ

てまいります。

説明は以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 続きまして、みやざきアピール課から、平成22年度県外からのスポーツキャンプ・合宿受け入れ実績等について御説明を申し上げます。

平成22年度の実績について御報告する前に、既に公表しております昨年度平成21年度の実績について一部訂正がございますので、先に御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料の最終ページ、34ページをごらんください。平成21年度県外からのスポーツキャンプ・合宿受入実績の正誤表というのがついております。スポーツキャンプ・合宿の受入実績につきましては、県内のすべての市町村に加えまして、選手等の宿泊施設から、団体名のほか、参加人員や滞在期間等の御報告をいただきまして、それらをもとに集計分析した結果を毎年、公表しているところでございます。ただ、このたび、平成22年度の受入実績、きょう、これからお話しするものでございますが、これを公表するに当たり、平成21年度の実績の集計データの誤りがあるということが判明いたしました。したがって、公表内容の一部を訂正するものでございます。本当に申しわけございませんでした。

それでは、中身を御説明いたしますが、1の平成21年度の実績についてであります。団体数、参加人数及び延べ参加人員とも、訂正前の数値から訂正後の数値へと減少することになります。具体的には、団体数が2団体、参加人数が667人、延べ参加人数が1万127人、それぞれ減少となります。これは、春季キャンプ期間中の実績の訂正に伴うものでございますので、2の春季キャンプの状況と同じ数が減っているということでございます。

次に、(2)の経済効果についてであります
が、延べ参加人数が減少したことに伴いまし
て、101億6,300万円が99億8,200万円とな
りまして、1億8,100万円の減額となります。
今後は、このようなことがないよう細心の注
意を払いながら精査してまいりたいと思
っております。

それでは、引き続きまして、平成22年度
の状況について御説明いたします。資料の
30ページにお戻りいただきますでしょうか。
なお、この資料につきましては、今申し上げ
ました訂正分を反映した資料となっております。

まず、1の平成22年度、1年間の状況につ
いてであります。プロ野球、Jリーグ等の
プロスポーツや、社会人、学生等のアマチ
ュアを含めまして1,040団体で、参加人数
が2万4,424名、延べ参加人数が15万
5,369人となりまして、いずれも過去最
高であった昨年を下回る結果となりました。
資料中ほどには年度別の推移を示したグ
ラフを掲載しておりますが、近年は、団体
数や延べ参加人数ともほぼ横ばいという
ような状況になっております。主なポイント
といたしましては、競技別では、サッカー
、ソフトボールなどのいわゆるチーム競
技が減少していること、時期別では、例
年、スポーツキャンプの合宿の受け入れが
多い夏季、7月から9月と、春季、1月
から3月の延べ参加人数が大幅に減少し
ているということが挙げられます。資料の
下のほうに21年度と22年度の時期別の
延べ参加人数を比較したグラフを載せて
おりますので、後ほどごらんいただきた
いと思っております。

続きまして、2の春季キャンプの状況につ
いてでございます。資料の31ページをお
開きください。今御説明しました22年
度実績の内数として説明をしております。
(1)の団体数等につきましては、プロ、
アマチュアを合わせまし

て404団体、参加人数が1万636人、
延べ参加人数が8万461人となりまし
て、昨年度を下回る結果となっております。
主なポイントといたしましては、Jリー
グサッカーのキャンプが当初は過去最高
の20チームということで予定されてお
ったんですが、新燃岳の噴火に伴う降灰
により、6チームがキャンプを中止いた
しました結果、昨年度18チームよりも
4チーム減る14チームということにな
りました。また、観客数につきましては
、43万1,000人余りということで、
前年度より3割以上の減少となっております。
新燃岳の影響に加えまして、読売ジャ
イアンツの一軍のキャンプ期間が短縮さ
れたということが影響しているものと考
えております。

続きまして、(2)の経済効果等につ
いてあります。キャンプ等の参加者や観
客が県内で消費した宿泊代など、経済
効果分が74億1,300万円となってい
ます。また、宮崎キャンプが全国ネッ
トのテレビや新聞で紹介された状況を
CM広告料に換算した、いわゆるPR効
果につきましては59億8,700万円
で、いずれも前年度に比べて減少とい
うことになっております。ポイントと
いたしましては、まず、経済効果に関
しましては、キャンプ、合宿の延べ参
加人数の減少と観客数が減少したとい
うことが挙げられます。また、PR効
果に関しましては、ことしは宮崎でキ
ャンプをやる球団も、澤村や大石、有
望なルーキーがいます上に、内川がソ
フトバンクに入ったというような大型
補強等もあって、非常に話題的にはよ
かったんですが、やはり日本ハムの
斎藤佑樹の人気にさらわれたというの
がございませう。2月に入ってすぐ
に大相撲の八百長問題でスポーツ紙が
大きくそれを取り上げましたので、
本県でキャンプをする球団のニュー
スが相対的に少なくなったということ等

が要因として考えられます。

32ページには、プロ野球、Jリーグ等の春季キャンプの状況を参考として添付しておりますほか、33ページには、キャンプ・合宿の通年及び春季キャンプの受入実績の推移を示した資料を添付しております。

以上、御報告申し上げましたが、スポーツキャンプといいますのは、スポーツランドみやぎづくりの中核を担っておりまして、観光関連産業など本県経済への波及効果や、観光宮崎の全国への発信に貢献をしているものと考えております。スポーツランドみやぎの一層の推進のためにも、今後とも、官民一体となってスポーツキャンプ・合宿等の誘致に向けて積極的な取り組みを展開してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力もまたよろしくお願いしたいと思います。

報告は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項でございます。質疑ございますか。

○緒嶋委員 東日本大震災の影響調査結果、これは大震災だけではなくて、宮崎県の場合は口蹄疫から連続したものと複合的な影響というふうに見るべきではないかと思うんです。この調査は、大震災だけの影響というふうに断定できるのかどうか。

○後沢商工政策課長 おっしゃるとおりだと思います。我々としては東日本大震災の影響でということでお聞きはしておりますが、事業所にしてみれば、原因が何であれ、今苦しいという状況は変わらないと思いますので、新燃岳、さらに言うと、リーマンショックから引き続く状況も反映したものだというふうに我々も受けとめております。

○緒嶋委員 その中で宮崎県は、口蹄疫の再生・復興のために中小企業応援ファンドというのをつくっておるわけですが、その中で、先ほど言おうかと思ったんですけども、プレミアム商品券、これなんかがやはり地域の小売店を含め、冷え込みに対する抑制効果というか、いろいろ意味でプラス効果はあったと思うんです。そういうことを考えると、ファンド事業で22年から23年に1回だけ、プレミアム商品券の発行は各市町村1回ということになるわけですか。

○金子商業支援課長 これは回数制限はございませんで、市町村の判断によっては、例えば配分金がございますして、それを計画的に何回かに分けてというやり方も可能でございますして、現実的に複数回やっているところもございます。

○緒嶋委員 全然まだ取り組んでいないところもあるわけです。県としてはその辺の指導というか、特に口蹄疫が発生したところでまだやっていないところもあるというようなことではないかなと思うんですけども、そのあたりはまだやっていないわけですか。

○金子商業支援課長 全体のファンドの運用益が約3億8,000万円ほどございまして、現在のところ使われましたのがプレミアム商品券あるいはイベントということで、約2億円ございまして、残りが約1億8,000万円ほどございます。ようやく、口蹄疫、鳥インフルエンザ、一連の災害から県経済が盛り返してきたやさきに東日本大震災という形で、また冷や水を浴びたような格好になっていきますので、とにかくこのファンドをまだ未執行の団体につきましては、早期の有効活用ということをお願いを各市町村に呼びかけしたところでございまして、近々また審査会への応募があるものというふうに思っております。

○緒嶋委員 これはある意味では行政の怠慢と言われても——行政というか、商工会とかを含めて、厳しさを理解して、やはり現場主義というか、小売店を初め、厳しいわけだから、その辺を救済するためのファンドだから、末端まで町民とか市民も含めてプラス効果がなきゃいかんわけで、これが全然まだ執行していないということはどこかにか問題があるというふうには考えなきゃならんわけで、こういうことについての県の指導というのはもうちょっと積極的にやるべきじゃないかと思うんですが、部長、どうかな。

○米原商工観光労働部長 まさに委員のおっしゃるとおりでございます。執行していないところについては、先ほど商業支援課長が申し上げましたとおり、これは実は24年度まで使えるんですが、今の状況で使わなきゃ意味がないということで、できれば23年度中にというようなつもりで、早期に使っていただくようにということで、各市町村あるいは団体のほうにそういうことで申し上げているところでございます。

○緒嶋委員 これは1回というよりも、やはり今、景気が悪いわけだから、できるだけ知恵を出して、この支援ファンドだけでなく、ほかの一般会計から各市町村を支援してやる方法もあるわけだから、その辺も含めて、東日本大震災の影響調査でもわかるように、厳しさは歴然としてあるんです。やはりこういうことをやるのが一番重要なことだから、市町村、商工団体等も含めてもうちょっと積極的にどうするかと、それでなくても倒産するところがふえてきておるし、商工会なんかの会員数も減ってきておるわけです。あらゆる意味で厳しさを増しておるんだから、その深刻さを十分理解しながら商工観光行政を積極的に進めなければ、アク

ションプランをいろいろ立てても、動きが悪ければ、絵にかいたもちだから、もうちょっとその辺を積極的に、商工観光労働部長も新しく就任されたわけで、そういう積極性を持って商工観光行政を前に進めるという気持ちで取り組む必要があると思うんだけど、その意気込みをちょっとお聞かせください。

○米原商工観光労働部長 この調査は、商工会、商工会議所を使ってやっておりますけれども、この調査のねらいの一つは、商工会、商工会議所自体が自分のところの状況がどうなのかというのを知ってもらおうという意味もございます。そして、こういう結果が出ておりますので、ここを十分踏まえてやっていただきたいというふうに思っております。今、委員のお話ありがとうございましたので、また改めまして、市町村、商工団体等に対しまして、地域経済の活性化について、こういったファンドの活用を含めて一生懸命取り組むように、もちろん私どももそうでございますが、また伝えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員 緒嶋委員のお話を聞いて思い出したんですけども、プレミアム商品券は川南町が真っ先に7月にやったと思うんです。すごいなと思ったら、あの一带は商工会議所連合会からおりてきていたという話を聞いたんです。まだ都農がやっていないという話を聞いて、私の勘違いかもしれませんが、その手のお金がおりてきていたから当然知っているんだと私は思っていました。

○金子商業支援課長 今、御質問にございました川南町でございますが、口蹄疫の激甚地域ということもありまして、国から2,000万円の補助が特別にありまして、22年の7月に1回発行してございます。その後ですが、今度は、先ほど

来の中小企業応援ファンド事業を使いまして、12月に発行してございます。大体市町村の場合は、夏と冬というんでしょうか、そういうふうに年2回の商機をとらえて発行するという例が多いようでございますので、川南町のほうもそういうことで2回実施しておる状況でございます。

○高橋委員 都農はしなかったというのは…

○金子商業支援課長 都農につきましては、国の2,000万円を活用した事業はやってございます。この事業の対象になりましたのが、西都市と、児湯の西米良村を除きます5町ということで、2,000万円ずつ、合計1億2,000万円は有効活用してやってございます。都農町につきましては、近々、町の単費で発行するというふうに伺っているところでございます。

○丸山委員 この聞き取り調査が2万1,000何がしに関して3,000ちょっとということで、7分の1ぐらいしか回答がないということなんですが、この回答率はどのように考えていらっしゃるのか。ひょっとしたら、やる気がなくて回答しなかったのか、減少幅がもっと大きい可能性もあると見ていいのか。ただ上がってきたのをまとめただけなのか。現場としてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○後沢商工政策課長 私の説明がちょっと不十分だったのかもしれませんが。アンケート対象として考えているのは約2万2,000名の方々ということなんですが、実際には商工会の指導員の方が小まめに回られたりとかという活動でやっていますので、必ずしも会員すべてのところに行っているわけではないんです。結果として、何人に訪問したかというところまでは確認をし

切っておりませんが、最終的に回答をいただいたのが3,000余ということでございます。

この3,000という数自体は、2万というのを分母に考えるとちょっと少なく見えますけれども、3,000ぐらいのサンプルが集まれば傾向としてはつかめるのかなというふうに考えております。もちろん、もっとふえればもっと一般的な傾向が出るんじゃないのかということはあるかと思いますが、期間の制限もございましたので、一定程度方向が見えるデータは集まったかなというふうに思っております。

○丸山委員 この調査を受けて、県としては緊急融資策とか、いろいろ打ってもらったと思うんですが、具体的にこの結果を受けて何をやったというふうに思っているのか。25ページの売り上げ減少への対応というのが「特にない」が50%ということですから、どのような形で売り上げ減少に対しての支援というのを具体的にやられたというふうに考えればよろしいんでしょうか。

○後沢商工政策課長 この結果自体がついせんだってまとまったものですので、具体的にこれを受けて新たな取り組みを構築するというのはまだできておりませんし、やるとすればこれからということになります。こういう結果が出てくることは、ある程度我々としても厳しいのかなというのは予測を立てておりましたので、今ほど御説明をいたしました6月補正でお願いしている消費や観光需要を喚起する施策を打ったり、既存事業も活用して販路を拡大するとか、そういった消費喚起策に一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

○丸山委員 調査をしたのであれば、これをもとに具体的に手だてを打っていただきたい。特に補正予算に上がってきているものに関して

も、例えば先ほど言いましたとおり、中山間地域の雇用創出強化事業なんかも、うまくしていけば売り上げ促進にもつながっていくんじゃないかということで、商工会なり商工会議所なりとうまく連携して行って、これを乗り越えていただきたいかなと思っております。

具体的には、こういう東日本大震災の調査をやっただけであって、新燃岳に関しての調査はやられていないということでもよろしいのでしょうか。

○後沢商工政策課長 新燃岳についても、昨年度ですが、調査をやっております。ただ、対象地域を少し限定しておりますが、これは県下全域お話を伺っておりますが、新燃岳のときには、日南、都城、小川の商工会議所、高原、三股、えびのの商工会にお話を伺っております。実施したのが2月25日から3月3日までの間なんですけど、やはり売り上げが減少するというふうに回答された事業所が全体の47.4%という結果が出てございます。

○丸山委員 売上減少割合は大体似通っているということで、正当な数字なのかなと、ある程度わかりました。

もう一つ、アンテナショップについてですが、民設民営ということになって非常におもしろいかなと思ってるんですが、条件が幾つか書いてありますけれども、これ以外にも宮崎のこういうアンテナショップをつくりたいというようなことがあるのか、もしくはこれに対して何らかの県としては助成事業とかやったのかということをお伺いしたいと思います。

○金子商業支援課長 先ほど御説明しましたとおり、これは本県初の方式ということで、例えば先例で申しますと、沖縄県は、わしたショップというブランド化したところがございませ

が、あそこの場合は直営店と特約店方式という形で、結構、京阪神を中心に特約店方式が今までございました。宮崎もそういった方式をいつかとりたいなと思いつつ、民設民営型に手を挙げてくださる方というのはなかなか出てこないだろうと思っておりました。

そういった中におきまして、南海グリルは従前から宮崎との取引が深い、つながりが深いということもございまして、御提案ありまして、今回は全く民設民営ですので、県からは一切負担してございません。「KONNE」という屋号、商標についてもお申し出があったんですが、それについては相当規模の投資をなさること、それから宮崎一色で売り出したいという思い、こちら側からのいろんな販促事業への御協力の姿勢とか十分見受けられましたものですから、県としては使用料は無償という形で先方との合意を見ているところでございます。もちろん、今後についてもなんですけど、今回はテストケースということもありまして、これが本当にうまくいくかどうかも見きわめつつ、県がこれだけ財政力が厳しい中、公設公営方式は今後については選択肢が狭いと思われまますので、これで一つのいい先例ができれば、県としてもハードルを低くする、例えば使用料あたりを無償にするとかいうような形で、これを一つのモデルとしまして、今後についても、手を挙げてくださる企業から申し出があった場合につきましては、誠心誠意話し合ったいというふうに考えております。

○丸山委員 この支援の仕方も難しいというのは十分わかるんですが、一つできて、もしこれでおかしくなると、また影響もあり、おかしくなりますので、できるだけ広告と一緒に、PRもやっていくとかいうのは多分やられるんじや

ないか、それもやられないということなんでしょうか。

○金子商業支援課長 アンテナショップと位置づけは一緒でございますので、県とタイアップして、特に今、関西地区につきましては、駅前のビルの9階に県の大阪事務所がありまして、そのわきで細々とやっていますけれども、なかなか路面店がないという環境にございまして、今回は大阪市内ではございませんが、堺も政令指定都市ということで80万人超の人口もございます。難波から電車で大体10分程度で行くようなところでございますので、そういった意味で、宮崎一色という、そういう思いも受けとめつつ、今後とも、効果的な発信ということで先方のほうともいろいろ連携してまいりたいと思っております。

○内村委員 今のアンテナショップについてですが、これについては、売り上げに対してのマージンは全然入っていないんでしょうか。

○金子商業支援課長 この方式は、南海グリル側と県内の業者が、相対で取引するという形で運営するということになっていまして、直営店のアンテナショップですと、物産貿易振興センターが間に入って、一定の販売手数料を受け取って、委託販売という形でやっていたけれども、今回については相対で取引して、グリルが直接売って、その収益はすべてグリルに入るというふうなスキームになってございます。

○内村委員 6月26日にオープンセレモニーと書いてあるんですが、宮崎県出身、そういうところのデモみたいなものは、一切、南海グリルでされるのか、そういうことに対しての県からのアドバイスみたいなのはないのか。

○金子商業支援課長 26日は内覧会とセレモニーということで、宮崎側からは知事も出席しま

す。経済連の羽田会長も永年のお取引ということで立ち会うようなことになっています。それから、大阪は特に県人会の組織が厚いといいたいでしょうか、非常に応援して下さるところも多くて、それが終わった後、今度は県人会のほうでも、こういった店がオープンしますということ、また会社のほうでも県人会の場を利用してPRするという形で、効果的な発信を考えておられるようでございます。

○内村委員 これはお願いですけれども、せっかくこういうふうにして宮崎県の物産が出ていくわけですから、それを応援といいますか、そのためにも、ぜひそういう県人会を通じてとか、県でお金のかからないバックアップができるものは大いにやっていただきたいと思っております。これは要望です。

○松村委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他の報告事項をこれで終わりますが、その他ということで何か質疑はございませんか。

○緒嶋委員 新聞にも載っておるけれども、県民100万泊、これは予算を使わんで、それだけ泊まれば大したものだけれども、それだけで100万泊する見込みがあるわけですか。

○向畑観光推進課長 知事がおっしゃっている「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」は、運動でございます。私ども観光サイドから見ましても、県内の宿泊者数というのがなかなか伸びていないという中で、こういった運動を進めていくのは本当にありがたい話ですけれども、もともとこの100万泊県民運動自体が、県内各地のすぐれた観光資産をみんなで発見して、交流人口をふやしていこうという、県民お一人お一人の気持ちの相乗だというふうに思っております。

新聞報道にもございましたけれども、何らかのアクションといいますと、まずは観光地の磨き上げとか、やはり行って楽しいという観光地をつくっていく、そこが一番かなと。そうすることによって、県民の方々も、また県外からも多くの観光客の方がいらしていただけるんじゃないかなと思いますので、まずは県民が行って楽しいという観光地づくりをやっていきたいと考えております。

○緒嶋委員 まあ、言われる気持ちはわかるんですけれども、実際、本当にそうなってほしいわけです。ほしいけれども、そういう呼びかけだけで本当に100万泊というのは、県民一人一人年間1泊ずつしたときは100万泊ですが、113万人だけでも、1人が子供を含めて1泊ずつ泊まらんと100万泊にはならんわけです。それはぜひやってほしいと思うんだけど、ただ、そういう気持ちだけでなれるのかどうか。何らかの支援策というか、PRを含めて、市町村も含めて頑張っていかなと、呼びかけだけで物が達成できるかなと、心配というか、不安を持つから、知事が言うたならば、少なくともそれが具現化する、実行できるようなものを考えていかなと、何もかにも言えばいいというものじゃないという気がします。それをどう執行部として支えていくかというものを具体的にもうちょっと考えていかなと、知事が言ったことがただ上のそらというか、夢物語で終わるようなことなら、意味がないんじゃないかなという気がするの、あれだけ言われたならぜひ実行してもらいたい。野球でいえば、甲子園で優勝するようなチームをつくると言われたわけだが、それができるような体制をどうつくるかというのもまた一つの政策にもなるわけです。そういう思いは執行部との連携の中で発言されるのか、知事

の思いつきだけで発言されるのか、そのあたりは皆さん方のアドバイスで知事は言われたんですか。

○米原商工観光労働部長 これは知事みずからの発案でございます、実は4月に知事と各部長とがフリーでお話をするというのが、各部長ごとにあつたんですが、その中でもちょっとお話が出まして、知事として100万泊が目標というよりも、一つの旗印として、県内の地産地消みたいなの、これは観光面だけではなくて、余暇活動とか、そういうものも全部含めての意味だと思うんですが、そういう意味で挙げられたということで、知事としても、県内で消費もふやし、かつ県民に地元のことを知ってもらう、知ってもらうことでまた県民が県外に向けて、私たちのふるさとはこんなにいいんだということを書いていただく、そういう思いでおっしゃっているというふうに向っております。観光面だけでとらえるんじゃないで、消費をふやすという意味も込めて、関係部局がございしますので、今、庁内で議論もさせていただいているところでございます。また、そのあたり、きょういただいた御意見等も踏まえていろいろ検討していきたいと思っています。

○緒嶋委員 私は、いいことだと思うんです。ただ、呼びかけだけでそれができるかと。そういうことであれば、具体的に県庁内で全庁的にこれを達成するためにはどうすべきかと。予算が伴わんでできるのが一番いいことだけでも、それでできますかと。全庁的に各部署で、こういうことをやれば我が部は10万泊はできる、我が部は5万泊はできるという積み上げが何かあっていいんじゃないか、そういう努力を全庁的にやってほしいと思うわけです。その辺を言わんと、ただ100万泊をお願いしますだけで

は実現しないんじゃないか。全庁的な問題として、庁議でもうちょっと議論を深めて、各部が協力できる場所があるんじゃないかという前提で、具体的にもっと詰めてみてください。私は、それを積極的にやってほしいという思いがあるから、足引っ張りじゃない、思いがあるから、それができるようにみんなで努力すると。知事だけがどんなに言っても、皆さん方が協力しなけりゃ物にはならん。そういう意味で、皆さん方が力を合わせて頑張ろうじゃないか、そういう一体的なものを県民総力戦で、県庁総力戦で県民も巻き込んでやる、そういう姿勢を示してほしいという要望です。

○丸山委員 私どもの委員会じゃないんですが、行財政改革のプランを総務委員会のほうで細かく審議してもらっていると思うんですが、商工観光労働部として今回の行革に関してどのようなことを今後この4年間で取り組もうというようなあらわれがあるのか、お伺いしたいと思っています。

○後沢商工政策課長 行革につきまして、厳しい財政状況とかいろいろ背景がございまして、職員の定数の問題、予算の問題とか、我々、実際、事業を預かっている身としてはなかなか厳しい見通しが示されているところです。ただ、多分、来年度以降も、これまでも厳しい財政の縮減という中で苦勞しながら事業を組み立ててきたわけですけれども、今後もなかなか厳しい状況だと聞いています。今の段階で具体的にいつまでにどんなことをやるというプランが部としてかっちりあるわけではないんですけれども、これは部単位というよりも全庁的な作業というか、取り組みになっていくでしょうから、財政当局、そういったところともよく連携しながら、厳しい制約の中で事業効果が最大化する

ようなことを、ここは知恵を出していくということだと思いますので、そこは部内でもよく議論しながら、事業を組み立てていきたいというふうに思っております。

○丸山委員 私も本会議の中で、行革の中でアウトソーシングをもっとすべきじゃないかと話もしています。商工観光労働部の中でアウトソーシングを、指定管理とPFIをやっていますよと書いてあるんですが、商工観光労働部の中で新たに指定管理者制度の導入を検討するとか何らかの、今までは国民宿舎とか出しているんですが、ほかにもあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○後沢商工政策課長 今の段階で、具体的にこういう施設について指定管理に出せるとかということをお答えできるようなものはありません。今後、やはりアウトソーシングをして経費の圧縮効果というのを——これまでの取り組みの中で見えているわけですから、議論の過程で、現行、指定管理などに出していないものについても議論のテーブルにのるということも可能性としては否定できないとは思いますが、今の中ではまだ具体的にこれというものはございません。

○丸山委員 ほかに指定管理に出していいものがある可能性もあるんじゃないか。例えば、西都にある産業技術専門学校とかは指定管理でもできるような気がするものですから、ああいうものができないのかと。もしくは工業技術センターや食品化学センターは、いろんな研究をしてもらっているんですけれども、民間に本当に使われているのかとなると余り——SPGとかばっと出たところはあるんですが、その後、工業技術センターなりがあるというのは皆さん知っているんですけれども、どうあそこをうま

く利用しているのかと。そういう意味で民間との交流、しっかりやってもらっているんですけども、あそこに税金を投入して運営してもらっているんだから、もう少し具体的に、本当にうまく生かされているかどうか、民間の視点をもうちよっと——商工観光労働部が民間との交流が一番ある部だというふうに私は思っているものですから——そういう民間の活力をうまく生かすような形をぜひやっていただきたいというふうに思っておりますので、要望にさせていただきますこうと思います。

○米原商工観光労働部長 指定管理者制度が始まったころに担当課長をしていたものですから、そのときのことも含めて申し上げますと、産業技術専門校は法律で設置者が運営しなきゃならないというのがありまして、指定管理者は今の法律制度上はだめだったというふうに記憶しております。ただ、指定管理者は部内の関係施設ではなじむものはないというふうに思っていますが、やっている業務の中で外部に委託をして民間のほうでやっていただくほうが良いようなこと、そういったものは業務を切り分けてアウトソースするとか、そういうこともございますので、そういうのを幅広く今後とも検討していきたいというふうに思っています。

○丸山委員 たしか、産業技術専門校は法律改正があって指定管理に出してもいいというふうに記憶しているんですが。

○篠田労働政策課長 法律の改正はなくて、先ほど部長が言いましたように、本来そういう施設は県が直営だったんですけども、昨年の4月に、法律改正じゃなくて、解釈として、国のほうは指定管理者に出してもいいと、考え方は変えてきております。

○米原商工観光労働部長 昨年の変更は全く知

りませんで、当時の記憶で申し上げましたけれども、一応そういうふうになっているようです。

○松村委員長 そのほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようですから、次に移ります。

次に、当委員会に付託されております案件で請願がございます。請願の審査に移りますが、請願について執行部から何か説明はございますか。

○篠田労働政策課長 特にございません。

○松村委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑がないようですので、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時34分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

予定どおり、きょうの審査の日程を終了いたしました。あしたの予定は、日程どおり、10時から再開いたします。

以上できょうの日程を終わります。

午後2時34分散会

平成23年6月23日（木曜日）

午前10時1分開会

出席委員（8人）

委員 長	松村 悟郎
副委員 長	渡辺 創
委員	緒嶋 雅晃
委員	蓬原 正三
委員	丸山 裕次郎
委員	内村 仁子
委員	高橋 透
委員	凶師 博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	児玉 宏紀
県土整備部次長 （総括）	内戸保 博秋
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	濱田 良和
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	大田原 宣治
高速道対策局長	中野 穰治
管理課長	江藤 修一
用地対策課長	河野 俊春
技術企画課長	満留 康裕
工事検査課長	前田 安德
道路建設課長	白賀 宏之
道路保全課長	谷口 幸雄
河川課長	野中 和弘
ダム対策監	森 茂雄
砂防課長	東 憲之介
港湾課長	坂元 政嗣

空港・ポート セールス対策監	矢野 透
都市計画課長	大迫 忠敏
建築住宅課長	伊藤 信繁
営繕課長	酒井 正吾
施設保全対策監	上別府 智
高速道対策局次長	沼口 晴彦

事務局職員出席者

議事課主査	前田 陽一
議事課主任主事	野中 啓史

○松村委員長 委員会を再開いたします。

連日の記録的な雨の中、特に県土整備部の皆さんは災害の予防ということで、日々、気を使ってお過ごしだったと思います。大変な面もありましたけれども、これからもまだ予断を許さないと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。御苦労さまでございます。

きょうは県土整備部ということでございますが、今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度、質疑を行うこととなりました。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明をまず求めたいと思います。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○児玉県土整備部長 おはようございます。県土整備部長の児玉でございます。

商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

まず、御説明に入らせていただきます前に、

一言、御報告を申し上げたいと思います。新燃岳の噴火に伴います土石流対策等についてであります。これまでに国土交通省と県で、既設の砂防堰堤におきます除石、下流河川での堆積土砂除去、はんらん防止を目的としましたブロック積みや土のう積み、それから道路の降灰除去などの緊急的な対策工事を5月31日までにおおむね完了いたしました。幸い、これまで土石流は発生しておりませんが、梅雨期に入りまして、実際に土石流が発生した場合の対策等、今後とも、国、関係市町及び関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回の土石流対策工事は、あくまで緊急的な処置でございますので、住民の皆様には引き続き、気象情報や各市町村から出される避難に関する情報に注意していただき、土石流災害に警戒していただくよう呼びかけているところでございます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料を配付させていただいておりますので、それをごらんいただきたいと思いますと思いますが、資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。御審議いただきます議案、報告事項及びその他の報告事項を担当課ごとに記載をいたしております。

まず、議案についてでございますが、一般会計補正予算議案のほか、工事請負契約の変更に係るものが2件、県営住宅の管理等に係る条例改正が1件であります。

報告事項につきましては、繰越明許費繰越計算書のほか3件、また、その他の報告事項につ

きましては、指定管理者制度の指定関係が3件であります。

次に、予算の概要等について御説明いたします。1ページをお開きください。県土整備部の6月補正予算の一覧でございます。平成23年度の6月補正予算は、一般会計で170億3,965万2,000円であります。6月補正後の予算額は809億2,287万3,000円で、対前年度当初比で99.4%となっております。また、23年度予算の参考資料としまして、39ページから40ページであります。また、「未来みやぎき創造プラン」(アクションプラン)の県土整備部の主な該当項目につきまして、それからまた41ページ以降48ページまでにかけて、県土整備部の主要施策の概要と予算額を記載しておるところでございます。個々につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○江藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料につきまして御説明いたします。本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が、平成23年6月定例県議会提出議案、2つ目が、平成23年度6月補正歳出予算説明資料、3つ目が、平成23年6月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係分を抜粋しまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお願いいたします。県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正は、当初予算の骨格予算に対しまして、いわゆる肉付け予算に係るものなどです。この表は、県

土整備部の予算総括表でございますが、平成23年度6月補正予算の概要につきましては、ただいま部長が説明したとおりでございます。

なお、公共事業予算額は、この表の公共計の欄までになりますが、骨格予算において年間所要見込み額のおおむね8割程度を計上しておりましたので、今回は残りのおおむね2割程度を計上しております。また、県単公共事業の中に、口蹄疫・経済復興対策及び活動火山対策の事業を計上しております。その結果、6月補正後予算額669億4,253万円、対前年度当初比103.4%となっております。

次に、2ページをごらんください。公共事業関係の内訳について御説明いたします。まず、補助公共事業でございます。道路事業で6億5,515万1,000円、河川事業で12億7,470万円、砂防事業で7億7,665万5,000円など、合計で36億6,514万3,000円の増額であります。

次に、3ページをお開きください。3の地方道路交付金事業でございます。道路事業で43億1,442万3,000円、街路事業で6億7,100万円、合計で49億8,542万3,000円の増額であります。4の県単公共事業でございます。道路事業で24億2,187万6,000円、河川事業で9億840万6,000円など、合計で38億7,563万2,000円の増額であります。先ほど御説明しましたように、今回の6月補正額の内訳の一部としまして、口蹄疫・経済復興対策として、県内全域において県道の拡幅や歩道設置などの生活に密着した道路の整備や、浸水被害を軽減するための河川内の掘削等を予定しております。また、新燃岳の活動火山対策としまして、道路の側溝等の降灰除去や、河川砂防における土石流対策等を予定しております。予算額は、口蹄疫・経済復興対策としまして17億382万6,000円、活動火山対策とし

て3億4,800万円、合計で20億5,182万6,000円をお願いしております。

次に、4ページをごらんください。直轄事業負担金でございます。道路事業で11億7,890万円、河川事業で2億5,391万3,000円、高速道の新直轄で4億8,300万円など、合計で21億8,158万6,000円の増額であります。

次に、5ページをお開きください。災害復旧事業でございます。土木災害の補助と県単合計で15億6,804万5,000円、港湾災害の補助と県単合計で1億5,882万7,000円、合計で17億2,687万2,000円の増額であります。

県土整備部の補正予算の概要につきましては以上でございます。

○河野用地対策課長 用地対策課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で3,179万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は3億5,969万2,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

8ページをごらんください。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など委員会の運営に要する経費であり、2,746万7,000円の増額であります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、登記事務の委託料など用地対策の推進に要する経費であり、432万6,000円の増額であります。

用地対策課は以上であります。

○白賀道路建設課長 道路建設課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。当課の補正予算額は57億9,750万9,000円の増額を

お願いしております。補正後の予算額は235億8,460万2,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

10ページをごらんください。まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄事業に対する県の負担金で、11億7,890万円の増額であります。

次に、(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、国の補助を受けまして、県が管理する道路の改築等を行う事業でありまして、3億6,243万3,000円の増額であります。

11ページをお開きください。(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、国の交付金を受けまして道路整備を行う事業で、35億9,900万円の増額であります。

次に、(事項)県単特殊改良費であります。これは、県管理の国道、県道におきまして、国庫補助等に該当しない局部的な拡幅などを行う事業でありまして、6億377万1,000円の増額ありますが、このうち5億8,430万円につきましては、口蹄疫復興対策として増額をお願いするものであります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、議案第13号「工事請負契約の変更について」であります。委員会資料の49ページをお開きください。一般国道219号地域連携推進事業(横野工区)でございますけれども、トンネル工事の請負契約の変更についてであります。下のほうに位置図をつけております。この工事は、西米良村大字横野におきまして整備を進めておりますトンネル工事であります。国道219号は地域唯一の生活幹線道路であり、災害等による集落の孤立化防止、あるいは離合困難箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保を目的としまして、整備推進を図っているところでありま

す。

1として横野工区の事業概要を記載しております。50ページをごらんください。上のほうの図は、横野工区全体の平面図であります。横野工区は平成19年度より事業着手いたしまして、事業進捗は平成22年度末で47%、用地取得率は98%となっております。下のほうにトンネルの平面図、断面図を掲載しております。

49ページに戻っていただきまして、2に今回のトンネル工事の概要を記載しております。トンネル延長は717メートルでありまして、車道幅員5.5メートルの2車線で計画しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額が11億7,495万円、変更後の契約金額は12億1,087万4,000円を予定しております。契約の相手方は、松本・志多・宮本特定建設工事共同企業体であります。契約工期につきましては、当初、平成22年3月8日から平成23年9月28日までとしておりましたが、施工量の増に伴いまして、平成23年12月15日までの延伸を予定しております。

4の変更理由をごらんください。今回の変更は、トンネル掘削工におきまして、当初想定していたよりもトンネル内の湧水が多いことから、湧水対策の追加施工及び濁水処理施設の増設を行う必要が生じたことによりまして、増額変更をお願いするものであります。

議案第13号につきましては、以上でございます。

次に、51ページをお開きください。議案第14号、主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業(松橋工区)でございますけれども、新相生橋下部工事の請負契約の変更についてであります。下のほうに位置図をつけております。この工事は、宮崎市大字瓜生野で整備を

進めております一級河川大淀川にかかる、仮称でございますがけれども、新相生橋の下部工工事です。主要地方道宮崎西環状線松橋工区は、外環状線の一部区間としまして、宮崎市中心部の交通渋滞の緩和や、宮崎市周辺部から空港、高速インターチェンジなどの交通拠点へのアクセスの向上を目的に整備を行っております。

1としまして新相生橋の概要を記載しております。52ページに平面図をつけておりますけれども、新相生橋は平成21年度から工事に着手しまして、平成27年度中の完成を目指しているところであります。

2に新相生橋P3橋脚の工事概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額が5億3,025万円、変更後の契約金額は5億3,620万7,000円を予定しております。契約の相手方は、坂下・志多・岡崎特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。今回の変更は、仮設構台など安全確保のため、仮設材の規格の変更などを行うものでありますけれども、右のページで御説明いたします。52ページ、左下のP3橋脚仮設工平面図をごらんください。円形で示しておりますのが締切矢板でございます。その中に示しております縦長の小判形がコンクリートの橋脚本体になります。今回の下部工工事は河川内の工事でありますことから、この小判形のコンクリート橋脚工を施工する前に、まず円形状に締切矢板を設置することにしておりまして、さらに橋脚の両側にクレーンなどが載って作業を行うために、図に示しておりますけれども、仮設構台を設置することにしてあります。右の仮設工横断図でございますが、

今回、工事に着手する前に、河床——川底でございますけれども、河床の測量を行いましたところ、設計時点での河床高と比べまして、2メートルほど低下していることがわかりました。黒くハッチしている部分になります。これは過年度に発生した出水の影響と思われませんが、このため、構造計算の見直しを行いましたところ、仮設構台の基礎ぐいをH形鋼の350ミリから400ミリに変更する必要が生じたことなどから、増額変更をお願いするものであります。

道路建設課は以上であります。

○谷口道路保全課長 道路保全課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。当課の補正予算額は27億7,294万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は125億9,033万円となります。以下、主なものを御説明いたします。

13ページをお開きください。まず、(事項) 県単交通安全施設整備費でございます。これは、口蹄疫復興対策として歩道の整備や交差点の改良等を行うもので、1億2,500万円の増額でございます。

次に、(事項) 公共道路維持事業費でございます。これは、県が管理します国道において防災対策や橋梁の補修等を行う事業で、2億9,271万8,000円の増額でございます。

次に、14ページをごらんください。(事項) 県単道路維持費でございます。これは、日常的な道路の維持補修を行う事業で、新燃岳の活動火山対策として道路の側溝清掃等を実施します1億円を含めまして、5億6,380万円の増額でございます。

次に、(事項) 県単舗装補修費でございます

す。これは、舗装の部分的な補修や全面打ちかえを行う事業で、口蹄疫復興対策として実施します2億6,000万円を含めまして、7億1,000万円の増額でございます。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費でございます。これは、国の交付金を受けて自転車歩行者道の整備や災害防除等の道路整備を行う事業でございます。7億1,542万3,000円の増額でございます。

次に、(事項) 県単橋梁維持費でございます。これは、橋梁の補強や補修を行う事業で、3億6,250万円の増額でございます。

道路保全課につきましては以上でございます。

○野中河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。当課の補正予算額は45億8,774万6,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額は191億4,102万円となります。以下、主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。まず、(事項) 公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修などに要する経費であります。説明欄に記載してありますように、広域河川改修事業などの5つの事業により、洪水による災害の発生などの防災対策を進めるものでございます。肉付け予算としまして、12億7,010万円の増額であります。

次に、(事項) 県単河川改良費であります。これは、県が管理する河川のうち、国の補助の対象とならない河川の小規模な改良などを行う事業で、口蹄疫復興対策として1億4,600万円、活動火山対策としまして、新燃岳の噴火降灰に伴う土石流対策を行うための1億500万円をお願

いしており、肉付け予算と合わせまして、高原町の湯之元川などで3億368万円の増額であります。

次に、(事項) 県単河川修繕費であります。これは、県が管理する河川管理施設の修理補修や水門の管理などに要する経費で、活動火山対策としまして、降灰に伴う雨量計や監視カメラなどの清掃や点検を行う経費700万円と、肉付け予算を合わせまして、4,760万円の増額であります。

次に、18ページをごらんください。(事項) 県単自然災害防止河川改良費であります。これは、市町村の地域防災計画書に掲げられている危険箇所区域において災害の発生や拡大を防止するため、国の補助の対象とならない小規模な河川の改修などを行う事業であります。口蹄疫復興対策として3億3,670万円と、肉付け予算を含めまして、宮崎市の天神川などで3億7,870万円の増額であります。

次に、20ページをお開きください。(事項) ダム施設管理事業費であります。これは、県が管理しております渡川ダムなど8つの多目的ダムと、日南ダムなど5つの治水ダムの維持管理に要する経費であり、口蹄疫復興対策として9,382万6,000円と、肉付け予算を含めまして、1億3,290万6,000円の増額であります。

河川課は以上であります。

○東砂防課長 砂防課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

22ページをお開きください。当課の補正予算額は11億8,598万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は43億8,455万7,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

23ページをお開きください。まず、(事項)

公共砂防事業費であります。これは、荒廃した溪流における砂防堰堤などの整備や、地すべり地区において実施する対策工事などを行う事業でありまして、4億3,711万円の増額であります。

次に、(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地崩壊危険箇所において擁壁などの整備を行う事業で、3億3,954万5,000円の増額であります。

次に、24ページをごらんください。(事項) 県単公共砂防事業費であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事などを行う事業であります。口蹄疫復興対策として5,700万円、また活動火山対策として、土石流が発生した場合に溪流に堆積した土石の除去や、事前に大型土のうを製作しておき、河岸の補強や堤防のかさ上げに使用するなどを計画しており、この経費1億3,600万円を含めまして、2億4,394万円の増額であります。

次に、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金や、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などを行う事業であります。口蹄疫復興対策として実施する2,200万円を含めまして、8,055万円の増額であります。

砂防課は以上であります。

○坂元港湾課長 港湾課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の26ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で9億6,735万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、77億2,249万2,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

28ページをお開きください。まず、(事項) 公共港湾建設事業費であります。これは、港湾施設の機能強化、安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより県内港湾において防波堤や岸壁などの整備を行う事業で、4億9,753万6,000円の増額であります。

次に、(事項) 県単港湾建設事業費であります。これは、細島港、宮崎港などにおいて港湾施設の補修改良などを行う事業で、口蹄疫復興対策として実施する7,900万円を含めまして、1億1,105万4,000円の増額であります。

次に、(事項) 港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設を原形に復旧する事業で、1億5,882万7,000円の増額であります。

補正予算につきましては以上であります。

○大迫都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の30ページをお開きください。当課の補正予算額は8億1,998万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は36億1,079万2,000円となっております。以下、主なものについて御説明いたします。

31ページをお開きください。まず、(事項) 下水道事業推進費であります。これは、下水道事業の促進を図るため、都城市ほか5市6町に対しまして県独自の交付金を交付するものであります。5,650万5,000円の増額であります。

次に、32ページをお開きください。(事項) 地方道路交付金事業費であります。これは、都市部におきまして円滑な交通や豊かな交通空間を確保するため、街路の整備を行うものであります。6億7,100万円の増額となっております。

(事項) 公共都市公園事業費であります。こ

これは、県総合運動公園の整備と県立公園の長寿
命化計画の策定を行うものであります。3,800万
円の増額であります。

当課の補正予算の概要につきましては以上で
ございます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の補正予算につきまして御説明をいたし
ます。

委員会資料の34ページをお開きください。当
課の補正予算額は3億8,733万1,000円の増額を
お願いしております。補正後の予算額は26
億8,701万8,000円となります。以下、主なもの
を御説明いたします。

35ページをお開きください。(事項)建築物
防災対策費1,002万2,000円であります。これ
は、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未
然に防止するための対策等に要する経費であり
ます。説明欄3の㊸木造住宅耐震化普及促進事
業におきましては、木造住宅の耐震化を促進す
るために、市町村が行っている耐震診断事業等
におきまして、住宅所有者の負担軽減のための
増額補正や耐震診断アドバイザー派遣の支援を
行うものであります。

次に、(事項)公共県営住宅建設事業費2
億9,045万5,000円であります。これは、県営住
宅の整備に要する経費で、建てかえ事業や環境
整備等を行うものであります。

36ページをごらんください。(事項)市町村
営住宅建設促進費1,463万1,000円あります。
これは、市町村営住宅の建設促進に要する経費
で、説明欄1の人にやさしい公営住宅整備促進
事業ですけれども、これは、市町村における障
がい者や高齢者世帯向け公営住宅の整備のた
め、費用の一部を助成するものでありまして、
53戸の整備を予定しております。

次に、53ページをお開きください。議案第12
号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。県営住宅の応
募倍率は7倍と依然高く、入居者の入居期間も
長期化の傾向にあります。入居機会の均等性が
課題となっております。このことから、県営住
宅の有効活用を図るため、一般県営住宅につい
て期限付きの入居制度を追加するものでありま
す。

2の改正の内容であります。 (1)は、期
限付きの入居制度を追加することに伴い、所要
の改正を行うものであります。県営住宅の周辺
地域の状況、その他の事情を勘案の上、対象の
住宅を指定し、入居期間は13年を超えない範囲
で規則で定めることとしております。これらの
ことから、入居の決定の効力、入居決定者への
説明などや、入居期間満了の1年前から半年前
までに入居決定が効力を失う旨の事前通知を行
うことなどを新たに追加したものであります。

(2)は、期限付入居制度を追加することに伴
い、関連する条文を改正したものであります。

3の期限付入居の内容であります。 (1)
の子育て世帯向け期限付一般県営住宅と (2)
の建てかえ事業に係る期限つき一般県営住宅を
指定する予定としております。なお、これらの
要件等につきましても、規則で定めることとし
ております。

4の施行期日は、公布の日からとしておりま
す。

詳細につきましては、54ページの参考資料で
説明をいたします。

1の子育て世帯向け期限付一般県営住宅であ
りますが、これは、子育て世帯を支援するた
めに行うものであります。対象者は、両親と未就

学児2名以上を有する子育て世帯としております。対象住宅は、小学校、中学校等の立地条件や、3DK以上のゆとりある子育てに適した住宅としております。期間は、原則10年間とし、入居時の末子が小学校または中学校を卒業できるよう配慮して、13年以内としております。今後、9月に宮崎市内の小戸団地の16戸で試行的に募集を行う予定としております。

2の建替事業に係る期限付一般県営住宅であります。建てかえ事業の期間内において住宅ストックの有効活用を図るためのものであります。対象者は、通常の県営住宅募集と同様で、特に限定はしておりません。対象住宅は、建てかえ事業により数年後に除却が予定されている住宅で、期間としては3年間とし、建てかえ事業の進捗状況等により2年以内での延長も可能としております。現在建てかえを行っている宮崎市の平和ヶ丘団地等で募集を検討しているところです。

なお、いずれの場合にも公募による住みかえを認めることとしております。

なお、55ページから56ページにかけての新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上であります。

○中野高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料の37ページをお開きください。当局の補正予算額は4億8,901万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は28億7,333万6,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

38ページをごらんください。(事項)直轄高速自動車国道事業負担金でございます。これ

は、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業の負担金です。東九州自動車道の分岐点一北川間や清武ジャンクション一北郷・日南間の整備促進を行う事業でございます。4億8,300万円の増額であります。

高速道対策局につきましては以上です。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○丸山委員 直轄負担金についてお伺いしたいんですが、4ページのほうで10%減ということなんですけれども、これが影響する本県での国道なり港湾なり、すべての河川も含めてなんですが、進捗がおくれるという懸念もあると思っ
ているんです。それに対してどのように判断すればよろしいでしょうか。

○江藤管理課長 直轄負担金につきましては、資料の1ページのところで見ていただきますと、6月補正後の予算額と前年度の当初の比較でいきますと、約10億円ほど減額ということになっております。これにつきましては、直轄負担金の維持管理に係る分が平成23年度から全廃されておまして、22年度予算のうち、この増額分の約10億程度が22年度のほうに維持管理分として含まれておりましたので、それを差し引きますと、ほぼ対前年と同程度の予算額ということになっております。

○丸山委員 新聞報道によると、箇所づけではかなり減っているところもあるというようなことも聞いているんですけれども、それに関してはどのように思えばよろしいのでしょうか。

○江藤管理課長 今申し上げました対前年度の予算額上の比較で申し上げますと、約10億の減額となっております。それは維持管理に係る分が全廃になったということですのでけれども、現実に国の予算額に対する直轄の分の内示状況を見

ますと、予算額が直轄97億ですが、それに対しまして、65%程度の内示状況となっており、状況としては非常に厳しいものがあるということでございます。

○丸山委員 前年もこういう形の内示状況なのか、もしくは東日本大震災の影響でかなり内示がおくれているというふうに理解したほうがよろしいのでしょうか。

○江藤管理課長 昨年22年度の直轄分の状況を見ますと、内示状況としましては58%程度、当初の内示状況で6割を切る程度になっております。

○丸山委員 東日本大震災の影響があったわけでもなく、毎年こんなふうに低いというのは、システム上そういうふうになってきているということなんでしょうか。それとも、最終的には90%なり100%を超えているということによろしいのでしょうか。全般的に見てみますと、平成22年度の当初と最終を見てみましても、ほとんどの事業が直轄負担に関しては減っているということを見ているものですから、県としてはこれぐらいやってほしいと思っているけれども、基本的には国のほうがつけてくれなかったということなのかをお伺いしたいと思います。

○江藤管理課長 今、委員が言われている分も含まれていると思いますけれども、最終予算ベースで直轄負担金の状況を見ていきますと、やはり年によって最終的に増減が見られているところではありますので、我々としては、当初予算で計上したものはぜひやっていただきたいということで国にも要望しておりますし、今後とも、直轄について予算額と内示額との内示差といいますか、その分につきまして、引き続き国に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 国のほうでよく、開通年度をいつまでにしますと、高速道路にしても24年とか26年とかにぱっとやりますというのが出ているんですが、本当にそれがかなうのかなというのが県民とすれば一番重要なことだろうと思っています。予算が確保できないというのは——今回、東日本大震災が起きましたけれども、高速道路を含めて、高規格道路等はしっかり早く通してほしいなという気持ちがありますので、国のほうに積極的に要望なり、予算獲得をやっていただきたいと思っております。

○内村委員 用地対策課にお尋ねします。資料の8ページに収用委員会会議費というのが2,612万6,000円、委員7名ということで上がっているんですが、この内訳と、会議が年間どれぐらい開かれているのかをお尋ねします。

○河野用地対策課長 収用委員会会議費ということでもありますけれども、中身としましては、委員の費用弁償ですとか、先ほど説明いたしましたように、鑑定料等が含まれております。

○内村委員 費用弁償は県のほうで決まっているんでしょうけれども、1人が幾らぐらいかわかりますか。

○河野用地対策課長 後ほどお答えさせていただきます。

○内村委員 工事請負契約の変更ということで、51ページ、52ページに参考資料についているんですが、これとあわせまして、北郷のほうで広渡川のところの橋梁にひびが入ったというのが新聞によく出ているんですが、それはどういう関係があるのかをお尋ねしたいんですが。

○中野高速道対策局長 お尋ねの広渡川第二橋の件でございますけれども、こちらにつきましては、直轄の国土交通省のほうで事業をいただいております東九州自動車道の北郷一日南間

の橋梁でございます。橋梁につきましては、広渡川第二橋ということでございまして、これまで平成21年に一度、施工中のもので橋脚が沈下してひび割れが発生して、工事を中断しておったものでございますが、その後、こちらの案件につきましては、専門家の会合を開きまして、請負者であります間組が提示した対策案——一部撤去して再構築するという対策案が認められて、工事を再開しておったところでございますが、先般、6月13日に国から発表がございましたが、箱げたの内部の、ちょっと専門的になりますが、PCの定着突起の部分にひびが入ったということで発表があったということでございます。6月15日には国のほうで専門家を入れましたアドバイザー会議を実施しまして、原因と対策工法の提言をしたというふうに聞いております。新聞報道にも出てございますが、同会議におきまして専門家から指摘された事項といたしましては、ひび割れ自体は橋全体の本体の強度には影響をせず、作り直す必要はないということが提言されたというふうに伺っております。また、補強策については、PCの定着突起部、ここの補強策について、コンクリートの厚みを増す等の具体的な対策工法も提案されたというふうに伺っております。いずれにしましても、こういったアドバイザー会議もございます。国のほうで今後、対策は検討されるというふうに伺っております。

○内村委員 そのことは38ページに出ています直轄事業には入っていないわけですね。38ページに出ている4億8,300万——それが入っているものですから。

○中野高速道対策局長 先ほどの広渡川の件につきましては、今後、生じた事故によりまして、実際に工事費の増額があるのかということ

について、国からまだ御説明を受けておりませんし、県の負担があるかどうか、追加負担があるかどうかについても全く今のところはわからないという状況でございます。

○内村委員 都市計画課のほうにお尋ねいたします。公園の維持管理ということで予算が上がっておりますけれども、民間への、例えば今、都城では高齢者クラブとか、いろんなグループに公園の維持管理を委託しているんですが、そういうのは全然考えていらっしゃるかをお尋ねいたします。

○大迫都市計画課長 今、委員のほうからお尋ねになった分につきましてですけれども、資料の32ページの一番下の段の公共都市公園事業費といいますのは、総合運動公園等の整備を行う費用でございまして、委員がおっしゃいましたのは、それぞれの都市施設として街区公園とか、町なかにある公園の維持管理を市町村のほうに地域の方をお願いしておるといことだろうと考えられますので、この事業の対象とはなっておりません。

○内村委員 対象とはなっていないんですが、これから先の管理に要する経費が結構あるものですから、そういうことは考えられないか、お尋ねします。

○大迫都市計画課長 都市公園につきましては、県が管理しております都市公園は6つございまして、それについて管理いたしております。市町村が管理しております公園につきましては、市町村のほうの責任において管理をしていただきたいというふうに考えております。県が管理しておる公園につきましては、地域のボランティア等の御協力も得ながら、管理しております。

○内村委員 総合運動公園あたりが232万という

のが出ているんですが、地域の方が管理していらっしゃるのボランティアという形なんですか。その管理はどこが今していらっしゃるのでしょうか。

○大迫都市計画課長 都市公園管理費についてですけれども、これにつきましては、ここに上げています6つの公園それぞれの維持管理のための指定管理者制度を設けております。そういった費用を計上しておるものでございます。

○内村委員 指定管理者に全部委託している金額の中にはこれは入っていないで、別途指定管理者におろしてある金額になるのでしょうか。

○大迫都市計画課長 都市公園施設におきましては、その包括的な管理運営を指定管理者制度を用いてお願いしております。地域の方たちのボランティアにつきましては、指定管理者制度の中で御協力をいただいております。

○河野用地対策課長 先ほどの費用弁償について御説明させていただきます。年間でいきますと、例えば収用委員会の定例会議への出席ということで1,100円掛ける7人分の24回、そのほか、審理ですと1,100円掛ける7人の20回、現地調査ですと同じく1,100円の7人分の20回というような積算でやっております。当初予算で3分の1ほど計上しておりますので、残りの3分の2を今回計上させていただいたということになります。

○内村委員 今のは収用委員会の費用弁償ということですね。費用弁償1,100円というのは…

○河野用地対策課長 いわゆる旅費分に当たるものであります。

○内村委員 では、この前、委員の人事案件が出ましたけれども、そういう委員への費用弁償

は全部1,100円ということになるんですか。

○河野用地対策課長 委員の旅費分ということでもあります。

○松村委員長 ほかに質疑ございませんか。

○緒嶋委員 宮崎県も新燃岳とか口蹄疫対策で予算を組まれたとかあるわけですが、大震災が発生したことを受けて、今年度、宮崎県として緊急にやらにゃいかんというような発想で予算を組まれたものがあるわけですか、道路建設課、道路保全課とか。

○谷口道路保全課長 地震対策という観点の予算でございますが、地震対策につきましては、過年度より橋梁の耐震化とか、落石等の防止をします防災対策とか、重点的に進めてきたところであります。今回の地震を受けまして、さらに重点整備に努めなければならないということでございますが、今の予算の中でそういったものについて今後対応していきたいと。具体的に、橋梁の耐震化につきましては、これまでもかなり事業を進めておりました。緊急輸送道路内の耐震化につきましては、おおむね24年度ぐらいには完成できる見込みでございます。

○緒嶋委員 議案第13号、工事請負ですが、これは当然やらにゃいかん事業でありますけれども、今、省エネということをやると、LEDの照明は電気料金がかなり軽減されるわけですね。最初のコストはかかるわけですが、最初からそういうのをつけてやるべきではないかと思うんですが、これはそういう設計になっておりますか。

○白賀道路建設課長 この議案の横野トンネルにつきましては、照明設計というのはもちろんやるんですけれども、照明設計する中で経済比較をしております。委員が言われましたLEDにつきましては、実績としましては、219号の西

米良の板谷トンネル、21年に完成しましたけれども、それとことし3月に完成しました国道327号の椎葉の野地トンネル、この2つにつきましてはLEDを採用しております。これも照明設計の中で経済比較いたしまして、トンネルの延長、何基必要か、イニシャルコストとランニングコストを入れ込みまして、経済比較した中で決定しております。ここ数年は、LEDのちょっと前、無電極蛍光灯というのが最も経済的だということで、我が県のトンネルにつきましても、それがほとんど主流でした。でも、委員がおっしゃられたように、LEDが日進月歩の技術革新をしているということで、ランプの寿命、単価、照度とか、日に日に改良されてきております。そういうことで、どんどん技術革新しているものですから、経済比較する中で、なかなか追いつかないという面もあるんですけども、いずれにしましても、経済比較する中で、最近では、CO₂も少なく、環境にも優しいというのもありまして、LEDのほうが随分有利になってきているという傾向はございます。そういう中で、今回お願いしております横野トンネルにつきましては、経済比較はもちろんしているんですけども、結果は、先ほど申しました無電極蛍光灯を設置するようにしております。

○緒嶋委員 トンネルは、昼も夜も照明はついているわけです。将来的にはLEDが、ランニングコストを考えたら——トンネルがある間は未来永劫に恐らく照明はつくだろうと思うんです。そうなるとう基本的には、費用対効果という中で、日進月歩の技術の進歩もあれば、そういう方向でやったほうがいいんじゃないかと。道路保全課長にお伺いしますが、今、照明のついておる県のトンネルはどのくらいあるんですか。

○谷口道路保全課長 県内に県で管理しておりますトンネルが、国道で75カ所、県道で38カ所、計113カ所ございます。このうち100メートルより短いような橋、照明の要らないような橋もございますが、ほとんどに照明が設置されているということでございます。

○緒嶋委員 年間の照明の維持費というのはどのくらいになるわけですか。

○谷口道路保全課長 トンネルだけの照明というのは整理していないんですが、県内の道路施設、道路照明とトンネルも全部含めてでございますが、年間1億4,000万円ぐらいです。

○緒嶋委員 今はやはりどこでも15%カットとかいろいろ言われる中で、橋梁なんかの照明もですが、LEDに将来すべて変えたほうがいいんじゃないかと。年次的に変えざるを得んと思えますけれども、年間にすれば、恐らく電気料金が何千万か違ってくると思うんです。一つの単価はLEDの電球のほうが高いことは高いわけですけども、将来的な展望を考えながら物事を進めていかんと……。行政の中でも、この電気でもですが、どういう形で省エネにとか——二酸化炭素も、発電でやる原発もだめだと言われる中では、行政が率先してそういうことをやることによって社会貢献というか、行政のそういう姿勢というのが当然必要だと思うんです。人に呼びかける前に行政が率先してそういう方向に進む。県土整備部では電気の消費量をどう減らすかということを含めて、相当なものだというふうに思いますので、こういう新たにできるトンネル等については、今、無電極何とか電気と、聞いたこともないような言い方をされましたけれども、そういうものもいいですけども、もう一歩進めて、LEDという方向で進められれば、費用対効果は余り考えんで、そ

れが一番いいんだという前提で進められたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、要望しておきます。

○**図師委員** 河川管理についてお伺いしたいんですが、議案書の257ページ、委員会資料では16ページの河川等の維持管理に要する経費のうち2番に河川のカルテ作成事業とあるんですけれども、この概要を教えてくださいと思います。

○**野中河川課長** 16ページの河川カルテにつきましては、河川管理施設維持管理計画ということで、これは21、22、23年という3カ年で県内の全河川の維持管理計画をつくって、将来にわたる維持管理コストの低減や、維持管理の履歴等を残しながら、将来にわたってどうやって維持管理していくかということを考えていくものであります。予算的にすべてを委託でやっていくというのは厳しいものですから、事務所の直営とかを駆使しながらやっていくということにしておりますけれども、事務所でやっていく分が負担が大きいものですから、ちょっとおくれぎみではあるんですけれども、内容につきましては、今申し上げました維持管理コストの低減、そういう履歴を残すことでライフサイクルコストを低減するような試みで進めているところでございます。

○**図師委員** 大変貴重な事業だと思うんですが、議案の中にもあったんですけれども、大淀川の新相生橋付近は河床が下がっているということなんですが、県内河川は河床が上がっているところが多いんじゃないかと。地元の小丸川なり一ツ瀬川は河床が上がってきてまして、ちょっとした大水が出ると、堤防いっぱいまで水が上がってくる。つまり、何が言いたいかというと、水の量は変わってなくても、河床が

上がっているものですから、今まで以上に洪水対策が必要になってきているんじゃないかという感じがするんですが、河川のカルテ事業では、そういう河床の推移と申しますか、そのあたりまでが調査対象になっているものでしょうか。

○**野中河川課長** こちらにつきましては、基本的に、県が管理する河川のうち、主に河川構造物というものの調査を進めているところでございまして、委員がおっしゃいました河川の堆積傾向というところまでは今回踏み込んでいるところではございません。ただ、県内河川の全般につきましては、どちらかというと河床低下傾向でございまして、ただ、山間部の河川につきましては、山間部の崩壊等に伴いまして、堆積しているところはおっしゃるとおりでございます。そちらにつきましては、計画的に堆積土砂の除去等を行いながら、治水能力の向上と申しますか、もとに戻すような形で計画的にやっているところでございます。

○**図師委員** よくわかりました。例年、気をつけていただいておりますが、川南と都農の間の名貫川の河口付近も堆積が甚だしくて、御存じのとおり、堆積土砂で河口が埋まるというか、河口に堤防ができていたような、そんな感じのときもあるんです。そういうのは定期的に除去いただいているということですので、このカルテ事業には含まれていないということですが、そういう河川管理のほうにも気を使っただけならばと思います。

○**野中河川課長** 委員のおっしゃいました名貫川河口部の話でございまして、こちらにつきましては、ことし前半の渇水の影響で名貫川は水位が非常に低下しまして、河床材料が露頭した形になっておりまして、堆積したような

イメージで地元の方からもお話があったところ
でございます。検証した結果は、治水上支障が
ないということで、内水面の方だったですけれ
ども、お答えしたところでございます。

○**図師委員** わかりました。

○**高橋委員** 今の関連でお聞きしますけれ
ども、堆積状況はそれぞれチェックされていま
すね、どこの河川が堆積と。課長は、今回は調
査の項目の中にはないとおっしゃいましたけれ
ども、それは含まれていると理解していいです
ね。この問題はいろいろ要望が多いんです。

○**野中河川課長** 委員おっしゃいました堆積土
砂につきましては、別途、調査を進めておりま
して、一気に全部できるというのは厳しいもの
ですから、計画的に堆積土砂の除去は進めてお
ります。優先順位をつけまして、計画的にやっ
ているところでございます。

○**高橋委員** 別件で、議案第12号の建築住宅
課、県営住宅の関係ですけれども、素朴な疑問
で、考え方だけを教えてください。対象者が両
親となっていますね。母子世帯を優遇する住宅
入居とかあるから、母子は外されているのかな
と。そういう根拠なりを教えてください。もう
一つは、入るときに入居条件を未就学児に
限っていますね。ここは何か根拠があるのか、
教えてください。

○**伊藤建築住宅課長** まず、入居の条件なん
ですけれども、一応子育て世帯ということで、
条件としては、両親と未就学児2名を有する
世帯ということです。委員の話にありました母
子家庭、障がい者、高齢者、これは別に、
応募時に抽せんをするわけですけれども、
抽せん時に応募倍率を上げていまして、
その段階で優先措置をしている状況であり
ます。

次に、子育て世帯をどういうふうな条件にす

るかということですが、子育て世帯を期
限つきの入居に使うということで全国的に動
いているわけです。現在、これにつきましては、
12の都道府県で導入しておりまして、全
県が子育て世帯ということでやっております、
この条件としては同様に、両親がいて子供が
いらっしゃる。子育て世帯で一番必要な時
間というのは未就学児から10年ぐらい、
ですから小学校、中学校、また末子の方が
未就学児ですから、上の方につきましては、
またその上の時代、高校ぐらいまでのと
ころを対象としているというふうな状況
であります。

そういうふうに限っているというのは、
県営住宅というのは、現在、入った場合
には期限を設けておりませんので、極端
に言いますと、入居条件を満たせば退去
しなくてもいいという条件ですけれど
も、県営住宅というのは県民の共有の
財産または資産でありますから、これ
を子育て世帯で使った場合において、
それが終わったらまた次の子育て世帯
にバトンタッチするという意味で今回
の制度を設けております。もう一つ
は、少子化の対策の一助となればい
いかなということで、今回このような
条件をつけております。

○**高橋委員** 説明はよくわかりました。
県営住宅をうまく回転させるという根
拠があって、いいと思うんですが、未
就学児2名というのにひっかかったも
のですからお尋ねしたんです。未就
学児1名に小学生がいたらアウトで
すね。原則にしていらっしゃると思
ったりしてお尋ねしたところですが、
今後やってみて、またいろいろと要
望があったりすると思うので、その
ときにまた御検討いただければいい
かなと思います。

○**伊藤建築住宅課長** 今回は小戸団地
で16戸と

ということで試行的にやりますので、入られた方につきましては、当然、アンケートなりをしまして、後の検証に活用したいというふうに考えております。

○蓬原委員 内村委員から質問があった収用委員会に関連して、収用委員会の事務局は県土整備部なんですか。

○河野用地対策課長 事務局は用地対策課で所管しています。

○蓬原委員 費用弁償、旅費1,100円ということでしたが、正直、ちょっと少ないなという気がしたんです。収用委員の所在地によっては、例えば高千穂の所在の収用委員だったら、とても旅費1,100円で来れないなという気もしましたが、例えば一日会議が行われる場合の日当とかあるかなと思うんですが、どういう仕組みになっているんですか。

○河野用地対策課長 先ほど補正額での内訳ということで費用弁償ということでお答えさせていただきましたけれども、これは交通費等であります。宮崎市の方がほとんどですので、1,100円ということで計上しております。当初予算のほうで報酬という形で計上しております、委員の報酬、月額としまして委員長は9万9,000円、その他の委員は8万2,000円ということになっております。

○蓬原委員 1,100円というのは、今の収用委員の皆さんが宮崎だからこの補正額で1,100円にされているので、収用委員がおかわりになって、例えば椎葉だとか、そういう遠隔地だった場合は、所在地に応じて単価が変わるというふうに理解していいんですね。

○河野用地対策課長 総額として超えてしまうというような場合につきましては、それぞれのところで積算して計上するということになる

と思います。

○蓬原委員 わかりました。話を変えます。28ページ、これは港湾課ですか。口蹄疫復興対策に伴う補正ということで、港湾の建設事業というのがあるんですけども、具体的に、口蹄疫との関連で港湾というのは、どういう関連づけですか。素朴な質問で申しわけありません。

○坂元港湾課長 まず、県単港湾建設事業費の口蹄疫の事業の内訳といいますか、箇所が、県内にある細島、油津、外浦、そういった港湾の施設整備というより補修系——舗装の補修、護岸のかさ上げ、照明、そういった整備をやるもので広く景気を刺激する、そういう意味で執行させていただくものであります。

○蓬原委員 ということは、直接的に口蹄疫の再発防止だとかじゃなくて、いわゆる経済的な効果を含めての復興対策で港湾をやるんだというふうに理解すればいいわけですね。

○坂元港湾課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○蓬原委員 理解しました。それから、都市計画課、31ページ、下水道事業推進費5市6町、この内訳を教えてください。

○大迫都市計画課長 5市6町の内訳でございます。日南市、小林市、日向市、串間市、西都市が5市でございます。続いて、6町の内訳です。三股町、国富町、綾町、高鍋町、木城町、高千穂町でございます。

○蓬原委員 何となく、ほぼこの委員が入っているような気がするんですが、下水道事業というのが、一時、環境問題がかなりクローズアップされたときに、水質の浄化ということで議会でも委員会をつくったりしながら、整備率がどうだとか、かなり議論した経過があります。ただ、下水道というのは金食い虫だという

お話があって、財政窮乏の状況になる中で少しずつ減速ぎみなのかなという気がしているんですが、概観的に、下水道事業、公共下水道の推進ということに対する姿勢みたいなもの、動き、ポテンシャルというか、その辺は、私、個人的に見ると、かなり減速感があるなというふうに思っているんですけれども、どうなんでしょうか、整備率の数字の上がりぐあいで。

○大迫都市計画課長 現在、17市町村において下水道事業を整備して供用しておりまして、委員の御質問にありました現在の整備状況ということで御説明をいたしますと、21年度末でございますけれども、生活排水処理率というのが25.3%、実際に下水道の施設を利用させていただいていらっしゃる方という数字でございますが、45%程度にとどまっております。県といたしましては、目標を26年度末に置いておりまして、この数字を49.9%まで上げたいというふうに考えております。当然、生活排水の処理によりまして、公共の水質の保全という大きな目標がございますので、それに向かって整備も進めております。ただ、先ほど申しましたように、整備も並行して行いますけれども、まだ家庭排水を下水道につなぎ込んでいらっしゃる方も約半数ほどいらっしゃるということですので、そういった方たちに対しての利用に対する普及啓発というものも並行して推進していきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 目標に対する差がわずかなようですが、今、接続していない家庭が非常に多いということもありますけれども、現状でいくと、平成26年度の49.9%の目標は達成できる状況ということでしょうか。

○大迫都市計画課長 今はそれを目標に整備を進めたいというふうに考えておりますけれど

も、昨今の財政、国の補助、そういったものも影響してまいりますので、そういった要望等も行いながら、整備に向かって努力してまいりますと考えております。

○蓬原委員 いろいろ財政状況は変わってきますけれども、これは過去ずっと推進してきたことですから、余り足踏みすることなく、やっておくべきことかなというふうに思います。

次に移ります。道路保全課、14ページ、地方道路交付金事業費、この中で自転車道を整備というような説明があったかに聞こえましたが、具体的にもう少し詳しく、自転車道をどういうふうに整備するのか、あるいは延長がどうだとか、教えてください。

○谷口道路保全課長 先ほど説明いたしました内容でございますが、自転車歩行者道と申しまして、歩行者と自転車が通れるような歩道の整備ということを重点的に進めているところでございます。今回の補正も含めまして、ことしの整備内容ということでよろしいですね。しばらくお時間いただけますか。後でお答えします。

○蓬原委員 では、その間しばらくの間、ほかに話を1件だけ。土石流の話なんですけど、さっき御質問があったかと思えますけれども、過去、ここ数カ月、これぐらいの雨で危ないよとずっとやっているわけです。東日本大震災を見てわかるように、津波が来ると言われておいて、6メートルが来るといいながら、どうせ6メートルないだろうと思っているところに、オオカミ少年よろしく、物すごく大きいのが来て、これが被害を広げた一面もあるはずなんです。今回も意外と、心配しながらも、ずっと起きない。この前なんか物すごい雨が降っているけれども、さらに起きない。大丈夫なんじゃないかと。確かに、普賢岳等は溶岩ドームの破砕

流ですから若干違うのかなと思いつつも、そういう安心感が少し定着しそうな気配もあるんです。雨がだんだんふえているのに土石流が起きない。原理的にはこういうことが起きるんだという説明もテレビであったりしているんだけど、このあたりについての考察というか、専門的な立場でどういうふうに解釈、理解されているのか、御披瀝いただくとありがたいなと思うんです。ただ、警戒を緩ませてはいけない、これは基本にあると思うんですけれども、いかなものでしょうか。

○東砂防課長 委員おっしゃるとおり、今回も非常に大きな雨が降って、高原町で時間30ミリ以上であるとか、都城市でも60ミリ以上、ここ3回ほどの雨でいきますと、トータルで1,000ミリ前後降っているという状況の中で、当初は時間4ミリ程度でというお話で避難関係の判断をしていて、今は時間20ミリということです。

今、新聞報道等でも、雨が降った後、県、国が現地調査をした結果として、土石流の発生は確認できませんでしたということで、これにつきましては、家屋等がある近くの溪流の出口で定点的に調査した結果で、そういう影響するような土石流の発生は見られないということです。ただし、これも新聞報道等にも出ているんですけれども、新燃岳あるいは高千穂峰においては、最大では10メートル、火口付近では10メートルであるとか、あるいは10センチであるとか、まだ大きな堆積している降灰があると。その中でも、一部の部分については灰が移動している。言い方としては、ごく小さな土石流という言い方もされているようですけれども、そういう移動も見られている。ただ、中腹でちょうど緩やかな部分があって、そこに今のところとどまっているという状況でありまして、今後、

この雨でそれがまた動いていく可能性も十分あるだろうと思います。

専門的に言われているのが、モルタル化ということが言われていまして、これについては、灰が固まって、固まったことによってそこを水が一気に走っていく。その力によって灰や周りの土石を一緒に含んで、一気に土石流になっていくということで、新燃岳の斜面等はかなりモルタル化が進んでいるという報告を受けているところです。そういう状況があって、モルタル化の状況であるとか、あるいは斜面の勾配、溪流の勾配であるとか、後は雨の降り方とか、いろんな要因が含まれた中で土石流というのが発生する可能性がある。新燃岳と普賢岳あるいは桜島、当然それぞれで条件が違うということでございます。

基本的に、土砂法の中で、国のほうは新燃岳の噴火に対する土石流についてはかなり詳しく調査していただいております、今回の雨におきましても、通常の調査プラス今回の雨の状況をもう少し詳しく調べていきたいというふうにお伺いしていますので、その辺の情報はまたとっていきたいと思っておりますし、冒頭、部長のほうからありましたように、今後の雨においてもまだ危険性があるというふうに判断していますので、私どものほうも関係市町村を通じて、まだ危険性というのが十分あるという情報を伝えてまいりたいというふうに考えております。

○蓬原委員 ありがとうございます。最悪のシナリオというのがあって、例えば台風のときはさらに風が加わるわけで、これに地震が加わったらどうなるんだということもありますから、オオカミ少年みたいに、安心じゃないかと言ってきたところに大きなのがどさっと来て人命が失われることのないように、地元は、都城

市、高原町、小林市、えびの市も入るんでしょうけれども、怠りなく、専門的な立場から危ないよということは絶えず発信していただけるように強くお願いをしておきたいと思います。

○谷口道路保全課長 先ほどの蓬原委員の御質問にお答えいたします。歩道・自転車道の整備につきましてでございますが、今回の補正も含めまして、交付金の中の内訳として、交通安全事業ということで約26億円ほどになります。その予算を使いまして、県内の24工区ですけれども、そこで自歩道の整備を進めていくという内容になっております。

参考までに、現在、本県の歩道の整備率ということでいいますと42%でございます。特に通学路ということで限定しますと、約68%の整備率になっております。現在、県のほうで進めている歩道整備につきましては、小学校の周辺道路とか、そういった形で緊急に歩道を整備する必要がある道路延長を当面の目標として230キロぐらい予定しておりまして、その整備を計画的に進めているような状況でございます。

○蓬原委員 今のは歩道ですか。自転車との関係……。

○谷口道路保全課長 ほとんどが自転車歩行者道と申しまして、一般的に言われる歩道の中に、自転車も通れるし、人も歩けるといふ混在型の自歩道という形でございます。

○蓬原委員 26億円ですね。かなり大きい金額ですね。先ほどはLEDの話が出ましたけれども、こういう時代になって、省エネとか、いろいろ言われております。例えば、通勤に自転車を使おうとか、ふだんの近距離であれば自転車を利用しようとか、この前の宮日の社説にもありましたけれども、最近は「ツーキニズム」という言葉があるんだそうで、専門家もいるんだ

そうですね。7月8日に日南市でその専門家の方が来られて講演があるんだそうです。もし関心がおありであれば、ぜひ県土整備部からも出ていただくとありがたいんじゃないかと。私は県の、これは競技のほうなんですけれども、自転車競技連盟のあいさつだけの会長というのをしてまして、その立場からすれば、競技ですけれども、自転車というのはそういう意味でこれから大いに活用して、さっきの歩道の話ですけれども、自転車が走りやすい環境をつくっていくということが非常に大事なことはないかなというふうに思っています、こういう事業はむしろどんどん進めていただくとありがたいんじゃないかと。むしろ来年あたりは自転車交通円滑化推進事業とか、例えばの話ですけれども、そういうのを新しくつくってでも、もうちょっと促進できるような事業をおつくりになってもいいんじゃないかなという期待感と、今の時代の流れにマッチしたことになるんじゃないかなと。中国は自転車がどんどん減って、自動車がふえていますけれども、逆に、宮崎の場合は、自動車が減って自転車がふえるような、そういう風情もまたいいんじゃないかなと、個人的な意見ですけれども、思っています、決してこれは間違った方向ではないと思っていますから、ぜひ大いに推進していただくとありがたいという意見を申し添えて、終わります。

○丸山委員 道路保全課のほうにお伺いしたいんですが、新燃岳噴火に伴っての降灰に苦しんだわけでありましてけれども、市町村道に関しては補助事業が降灰の量によってあるんですが、県の管理している国道、県道に関しては、1センチ以上積もった場合に災害事業がとれるというふうになっています。同じ道路なのに何でそ

んなふうには違ふんだらうと、率直な感想を持っています。降灰事業というのは事例が少ないから、基本的には県単でやりなさいという国の考え方だらうかなと思うんですが、財政的負担は非常に大きいと思っているんです。その辺の国に対する要望で、1センチの降灰があったというのを災害の補助事業なり何らかの申請をしても、結局できなかつたということを知っているものですから、今、新燃岳がある程度落ちついていますが、何らかの国からの助成という考え方はないのでしょうか。

○谷口道路保全課長 降灰除去について、委員のお話のとおりでございまして、今回、1センチ以上積もった部分については災害復旧ということで認めていただいたところです。その他につきましては、県単で対応したということとございまして、降灰については鹿児島県がかなり過去からそういう対応に苦慮されているということで、お話を伺いますと、やはりそういう補助的なものの対象にしていっていただけないかということで過去からかなり声を上げられているみたいですが、現状としてはそういうことにはなっていない状況です。例えばですが、交付金事業の中に最近、維持補修系も入ってきていますので、そういった補助事業で降灰除去等に対応できないのか、さまざまな角度で検討していきたいというふうには考えております。

○丸山委員 ぜひ、そういういろんな形で国から多少でも見てもらえればありがたいと思っています。なぜかといいますと、降灰をただ除去するだけでかなりのお金を使ったとなりますと、本来は必要な道路改良なり維持補修なりが、予算的に見たときどうしても後回しになる可能性もあるものですから、それは国のほうに議会としても何らかの制度改正なり、鹿児島県

が桜島を持っている事例がありますので、鹿児島県なんかと連携しながら、もっと強く行政サイドとしてもやっていただければというふうに思っております。

砂防課にお伺いしたいんですけれども、新燃岳について、国と新たな砂防事業を起こすことというようなことは、直轄の事業もかなり多いと思っているんですが、その辺の調整はどの辺まで進んでいるのかをお伺いしたいと思うんですが。

○東砂防課長 新燃岳の土石流対策ということでこれまで県のほうから、火山噴火に伴う降灰の土石流ということでかなり高度な技術を要するというふうには判断しておりまして、国のほうに抜本的な対策をお願いしたいということで要望等も行ってきたところ、現在のところ、国のほうが、緊急対策がある程度終わった段階でマスコミ等の発表もあったんですけれども、抜本的対策について検討してまいりたい、計画的整備を進めていきたいということをおっしゃられていまして、今、国のほうもそういう計画を策定中であるということで聞いております。随時、私どものほうにもその辺の情報をいただくようにということでお話ししていますし、計画ができれば、できるだけ早いうちに事業に着手していただくように今後も要望していきたいというふうに考えております。

○丸山委員 ぜひ、土石流の防止を含めてやっていただくことがありがたいと思っていますし、また公共工事がかなり西諸県地域も減っているものですから、逆に、建設業関係を見ますと非常に期待している面もありますので、掘り起こしもしっかりやっていただければなと思っております。

35ページの建築住宅課のほうにお伺いしたい

んですが、新たに木造住宅耐震化の普及事業をやられるということで、施主さんの負担軽減をやるということなんですが、具体的にもう少し説明していただくとありがたいと思っているんですが。

○伊藤建築住宅課長 35ページに改善事業として、木造住宅耐震化普及促進事業の改善をやっていますけれども、従来から耐震診断の事業はやっておりまして、耐震診断につきましては、平成22年度末で累積で404件の耐震診断の補助をやっております。ただし、診断の補助率が低いということで、現在、補助対象の金額としては、4万5,000円に対しまして、この内訳としては国の交付金が1万5,000円、市町村が6分の1で7,500円、県が7,500円、所有者が1万5,000円の負担になっております。これにつきましては、所有者の負担が多いということと、耐震診断に要する費用というのが4万5,000円を超える部分もあるということで、一つは、耐震の対象経費を増額いたしまして、今回の補正としては、改善後には対象経費を6万というふうに額を引き上げております。それから、もう一つ、所有者の負担額を軽減するというので、6万のうちに交付金の活用を2万円、市町村で1万7,000円、県で1万7,000円ということですので、残額の6,000円を住宅の所有者のほうに負担していただくということで、従来の1万5,000円から6,000円ということで半分以上になりますので、耐震診断をこの金額で容易にやっていたけるんじゃないかということと、もう一つは、耐震診断の普及というのをさらに加速させていきたいというふうに思っております。

○丸山委員 ぜひ、一般の県民に、これぐらい軽減できて負担が少なくなったんだよというのをわかりやすくPRしていただきたいと思って

おります。

なお、平成22年度末で404戸しかできていないというのは、かなり古い家といいますか、耐震が必要だろうという木造住宅が何%しかまだ終わっていない——要らない住宅もあるのかもしれませんが、その辺のことも今後どういう目標で伸ばしていきたいというのがあればお伺いしたいと思います。

○伊藤建築住宅課長 県内に木造の戸建て住宅というのが、これは平成20年度の国の統計ですけれども、30万戸ありまして、そのうちに耐震性があるものが18万5,000戸、耐震性がないというのが11万5,400戸ということで、先ほど言いましたように、この件数に比べますと、まだまだ診断の件数は少ないというふうに思っておりますので、これにつきましては、この機会にさらに深めたいというふうに思っています。ただ、耐震化率の目標、これは国のほうも90%ということですので。現在、住宅の耐震化率は72%ですので、この目標に向かって、この目標は変えずに頑張っていきたいというふうに思っております。

○丸山委員 基本的には、一般住宅で、個人が責任をしっかりと持たなくちゃいけないというのはわかっていますけれども、やはり行政が後押しすることによって命を守れるということにもなるというふうに思っていますし、逆に言いますと、また需要喚起——建築産業も厳しいということですが、これに対してもある程度の呼び水的な形にもなるんじゃないかというふうに思っています。議会でも、リフォームをやるべきだというような決議も昨年通したんですが、個人の資産に補助を出すのはということではなかなか実現できていないのが現実でありますけれども、需要喚起をすると、景気が悪い中に

も景気回復につながっていくんじゃないかなと思っておりますので、この耐震化促進事業とあわせてうまくやってくれればありがたいかなと思っております。

○渡辺副委員長 議案第12号の県営住宅の件について伺いますが、初歩的なところから、現在ある県営住宅の戸数と入居率というのはどのくらいになっているのかを教えてください。

○伊藤建築住宅課長 現在の県営住宅の戸数につきましては、8,989戸になっております。入居率ですけれども、これは日々変わっております。大体95%前後だというふうに思っております。

○渡辺副委員長 今後の方向性についてお伺いしたいんですが、前、伺ったときに、法律改正があって、こういう取り組みができるようになったというふうに聞いたかと思っておりますが、こういうふうに政策的な誘導を行っていくのは重要なことかと思うんですけれども、今後の県営住宅のあり方として、こういう政策的な誘導をもって、子育て世帯であったり、有効に活用するために期間を区切るというようなやり方というのは、県としては県営住宅の中で今後ふやしていくのか。例えば、ふやしていくのであれば、今後の計画の中で子育て向けの部分を何%まで持っていきたいとか、もしくは何戸ぐらいまでしていきたいんだという中長期的な考え方を少し伺えればというふうに思います。

○伊藤建築住宅課長 まず、県営住宅の活用方法ですけれども、従来は、終戦後については絶対的な戸数が足りないということで、県営住宅で戸数をふやして住宅の量の解消をということが最初の目的でありました。その次には、ゆとり、広さ、質の問題です。現在は、民間住宅を含めまして、住宅の量というのは足りておりま

すので、県営住宅の次の目的としてはセーフティネットということで、住宅に入れない、入るのが難しいという方々、障がい者、高齢者、DVの方々、そういう住宅の確保が難しいという方々のセーフティネットを目指す方向になってくるのではないかと思います。もう一つは、現在も東日本大震災がありまして、公営住宅を目的外使用ということで無料で活用していますので、そういうふうな被災者の方々のための活用というのも今後は公営住宅の大きな目標になるのではないかと思っております。

もう一つありました期限付きの入居の問題ですけれども、借地借家法というのが平成12年に変わったんですけれども、それまでは借地借家法によりまして、借家人につきましては、一回入った場合には追い出すのが難しいということで、これは公営住宅も同じでありました。ところが、公営住宅の場合には、10年前に比べまして、平成13年の平均の入居年数が9.8年ですが、平成23年の現入居者の平均の居住年数が14.5年ということで、この10年間で4.7年延びてきています。だんだんと長期化の傾向にあるということは、先ほど申しましたように、県営住宅というのは県民共有の資産であるということで、それを長くするということは、県民が使う機会が減ってくるということになります。今回、子育て世帯を入れたということは、子育て世帯は両親が若いということで、将来的には自助努力によりまして持ち家を持てるという可能性がありますから、今回は若い世帯を試行的に入れたということです。まだ件数は16戸と少ないですけれども、この試行をやることによって検証を重ねながら、拡大するならば、そういう方向に持っていきたいというふうに思っていますが、現在のところ具体的なパーセントは考えており

ません。

○**渡辺副委員長** 最後にしますが、今回は、子育て向けということと、建てかえ事業に関するという2つになっていますけれども、他県の例も含めて今後検討できる種別というか、実際、他県で取り組んでいるものを含めてわかっているものがありましたら、この2つ以外にあれば教えていただければと思います。

○**伊藤建築住宅課長** 全国的に県ベースでいきますと、先ほど言いましたように、子育て世帯に使うのがやっぱり多いんですけれども、中には公共事業に関連して、その間、一時的にどちらかに移転といいますか、仮住まいするという場合に、その場合にこの期限つき住宅を使ったりするのがあります。

○**松村委員長** ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**松村委員長** 議案についての質疑はないようです。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**江藤管理課長** 管理課でございます。

平成22年度からの繰越明許費の確定について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告いたします。

委員会資料の57ページをお開きください。60ページまでにかけて、会計区分ごと、各課ごと、事業ごとに記載しております。59ページをごらんください。一般会計の繰越明許費の確定額は265億2,732万4,000円でございます。繰り越しの主な理由につきましては、各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、用地交渉及び関係機関との調整や工法の検討等に日時を要したことにより、工期が確保できなかったこと等によるものであります。

次に、60ページをごらんください。公共用地

取得事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が1億722万1,890円でございます。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものであります。港湾整備事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が2,198万円でございます。繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。部合計ですが、一般会計と特別会計を合わせました県土整備部の繰越明許費合計は、266億5,652万5,890円となっております。

繰越明許費につきましては以上でございます。

○**谷口道路保全課長** 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、御報告いたします。

委員会資料の61ページをお開きください。今回の報告は、国道269号の道路施設不全事故以下11件でございます。事故内容別の内訳といたしましては、落石事故が3件、道路施設不全事故及び支障木の接触事故が2件、倒木事故、路上障害物の事故、穴ぼこ事故及び安全施設不全事故がそれぞれ1件でございます。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲でございますが、最も少ないもので1万584円から最高が93万7,902円までとなっております。なお、賠償額は、いずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。

報告事項の説明は以上でございますが、今後、さらに道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○坂元港湾課長 港湾課でございます。

損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、御報告いたします。

資料の63ページをお開きください。事故の内容につきましては、みやざき臨海公園にありましたビーチバレーの審判台が倒れまして、審判台に上って遊んでいた子供が転倒し、けがを負ったものであります。事故発生場所のみやざき臨海公園は指定管理者が管理を行っております。今回の事故は審判台の管理瑕疵によるものでありますので、損害賠償金は指定管理者が加入している保険から支払われております。

事故の説明は以上でございますが、今後、同様の事故が発生しないように港湾施設等の点検を十分に行いまして、事故防止に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

64ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告をいたします。

県営住宅の家賃等を滞納されていらっしゃる方々に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細やかな納付指導を行っているところであります。しかしながら、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。表に掲げております1名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しましても家賃等の納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づきまして、住宅の明け渡し請求を行いま

した。その後も誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。表の右端の専決年月日をもちまして専決処分を行ったものであります。以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項について質疑はありますか。

○丸山委員 63ページのビーチバレー用審判台からの転落事故なんですけど、そこまで県のほうに責務があるというふうに認められたという根拠は何なのか。例えば、親がもう少ししっかり子供に注意すべきじゃなかったのかということもあったんじゃないかと思うんですが、なぜここまで賠償を負わなくちゃいけないぐらいの事案になったのかということをお伺いしたいんですが。

○坂元港湾課長 管理瑕疵に関する考え方でございますが、これは指定管理者の管理運営に関するということで、問題があったということです。つまり、審判台を使わないときは保管すべきところに保管しておく、そのような管理瑕疵があったということで、3割を指定管理者が支払うと。委員おっしゃるように、親にも監督の責任があった、そういうことから7割は親が払う、そういうことになっております。

○丸山委員 確かに、使わないときにはなおすというのが鉄則なのかもしれませんが、3割の責任というのは結構大きいのかなと思いました。

もう一つ、64ページの明け渡し請求の件数が上がってきたのは珍しいと思っているんですが、長期間というのはどれくらい滞納していたのかと、基準的にはどれくらい滞納期間があればこのような訴えをするのかということをお伺い

したいと思えます。

○伊藤建築住宅課長 この方につきましては、最初は督促状ということで平成21年8月から出しておまして、現在に至るまでに23回の督促状を出しております。次の段階としては、催告書というのを平成22年11月に出しております。催告書を、催告書の1、催告書の2、催告書の3ということで段階的に出しております。最終的に、最終催告を出したのが平成22年12月28日であります。この最終催告書というのは、家賃を6カ月以上滞納した場合においては最終催告書を出して、次の段階として法的措置を行うということで要綱を定めております。

次に、滞納期間につきましては、現在は、家賃が21カ月、それから駐車場料金がありますけれども、これにつきましては、7カ月分が滞納になっております。

○蓬原委員 丸山委員の質問に戻りますけれども、ビーチバレーコートというのは、通常、県民の皆さんは自由に出入りができるということになっているわけですね。

○坂元港湾課長 通常、出入りすることができるようになっているんですけども、指定管理者のほうに許可を得まして、無料なんですけど、その許可を得て使用すると。出入りは、南ビーチといいますか、海水浴場で使っている場所です。

○蓬原委員 ということは、厳格にここは許可なく入っちゃだめよという区域ではなかったというふうに理解していいんですね。

○坂元港湾課長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 これは1家族ですか。

○坂元港湾課長 1家族です。

○松村委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質問がないようですので、午前中はここまでとし、これからのその他の報告事項、その他については午後に再開したいと思います。1時10分からということでよろしく願います。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時10分再開

○松村委員長 再開いたします。

その他の報告事項について説明を求めます。

○矢野空港・ポートセールス対策監 港湾課でございます。

指定管理者制度の第3期指定について御説明いたします。

委員会資料の65ページをお開きください。宮崎港マリーナ及びサンビーチツ葉から成るみやざき臨海公園の現在の第2期の指定管理業務は、平成24年3月末をもちまして3年間の指定期間が終了しますことから、平成24年4月1日以降の第3期の指定管理者を募集するものであります。

1の第2期の管理運営実績についてであります。みやざき臨海公園は、県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的としまして整備されたものであり、現在、サンマリングループにより管理運営中でございます。(2)の施設の利用状況につきましては、22年度の年間利用者数は24万2,600人、海水浴利用者数は過去最多の8万7,200人となっております。(3)の収支状況につきましては、21年度からサンビーチツ葉の北ビーチの管理運営が加わったことにより、収支がふえております。(5)の評価につきましては、(4)の管理運営状況にあります

施設開園日の拡大などの取り組みによりまして、利用者の増加が図られたところであります。

66ページをごらんください。2の第3期の募集方針案についてでございます。第2期までのみやざき臨海公園に隣接する県立阿波岐原森林公園をあわせて一括で募集を行うこととしております。これは、両施設を一本化することにより、県民や観光客など利用者の利便性向上、効率的な管理による経費の縮減、周辺施設と連携した施設の活用などの効果が期待できるためであります。(1)の業務の範囲につきましては、施設の利用、維持及び保全、安全管理、その他利用促進に関する業務であります。(2)の指定期間につきましては、マリナーや海水浴場等の運営や安全管理における人材育成やノウハウの向上に加え、初期投資などの質の高い事業提案が可能となり、利用促進が見込まれるなどの理由により、期間を5年間としたところであります。(3)の基準価格につきましては、年額1億4,335万2,000円としております。(5)の募集につきましては、平成23年7月8日から9月7日で行う予定であり、県公報、県庁ホームページのほか、新聞、テレビなどで広報いたします。(7)の選定方法につきましては、1次審査で申請書類による資格審査を行い、指定管理者候補者選定委員会による2次審査において選定することとしております。なお、選定委員は表に示している5名でございます。67ページをごらんください。(8)の選定基準についてですが、①の住民の平等な利用の確保から⑤の地域への貢献などの5項目において、審査項目、配点を定めております。施設のさらなる利用促進と、継続的かつ確実な管理運営を実施するため、②の事業計画と④の事業計画を着実に実施

するための管理運営能力に大きく配分しているところでございます。

最後に、3のスケジュールについてでございます。9月7日の募集締め切り後、10月初旬の第2回選定委員会において指定管理者の候補者を選定いたしまして、11月議会にて指定管理者の指定をお願いしたいと考えております。管理運営がスムーズに移行できるように、3カ月の引き継ぎ期間をもちまして、平成24年4月1日に協定書を締結し、第3期の指定管理業務をスタートさせることとしております。

港湾課の説明は以上でございます。

○大迫都市計画課長 都市計画課でございます。

指定管理者制度の第3期指定について御説明いたします。

68ページをお開きください。都市計画課では、県立平和台公園など5つの都市公園と県立青島亜熱帯植物園の計6施設について指定管理者による管理を行っております。現在、第2期の指定管理業務が平成24年3月末をもちまして3年間の指定期間を終了しますので、24年4月1日以降の第3期の指定管理者を募集するものであります。

まず、第2期の管理運営実績について、施設ごとに御報告いたします。

(1)の県立平和台公園及び県総合文化公園につきましては、株式会社馬原造園建設が指定管理者として管理を行っております。②の施設の利用状況であります。平和台公園、総合文化公園ともに平成22年度は利用者数が減少しておりますが、これは口蹄疫の影響によるものと考えております。④の管理運営状況であります。県民参加の花壇づくりなど、さまざまな自主企画イベントを行い、⑤の評価にありますよ

うに、自主企画イベントの利用者の評判もよく、ボランティア団体等関係団体とも積極的な連携を図るなど、サービス向上が図られているところでもあります。

続きまして、69ページをお開きください。

(2)の県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園につきましては、一般財団法人みやざき公園協会が指定管理者として管理を行っております。②の施設利用状況であります。青島亜熱帯植物園の利用者は年々増加してきておりますが、運動公園の施設利用者につきましては、平成22年度は口蹄疫の影響を受け、大会の中止等もありまして、大きく減少しております。④の管理運営状況であります。適正な公園管理に加え、ブーゲンコレクションや真冬のフラワーショーなど、さまざまな自主企画イベントを行い、⑤の評価にありますように、植物園の利用者増が図られるなど、利用者のサービス向上が図られているところでもあります。

続きまして、70ページをごらんください。

(3)の特別史跡公園西都原古墳群につきましては、一般財団法人みやざき公園協会が指定管理者として管理を行っております。②の施設利用状況であります。平成22年度は口蹄疫の影響を受け、利用者数が減少しております。④の管理運営状況についてです。秋の七草観察会など、いろんな自主事業を行い、⑤の評価にもありますように、このはな館など、周辺施設や地域との連携が良好で、西都原の観光振興にも貢献しておるところでもあります。

(4)の県立阿波岐原森林公園についてです。指定管理者はMパークスとフェニックス阿波岐原の共同体で指定管理者として管理を行っていただいております。71ページをお開きください。②の施設利用状況です。フェニックスシ

ーガイアリゾート社の独自のイベントの効果もありまして、利用者数が大きく増加しております。④の管理運営状況であります。干潟観察会など、さまざまな自主事業等を行い、⑤の評価にありますように、利用者の評価も高く、公園周辺ガイドマップの作成など、公園の知名度アップに貢献しているところでもあります。

続きまして、第3期の募集方針について御説明いたします。(1)の募集対象施設であります。今回は、今御説明いたしました6施設の中から県立阿波岐原森林公園を除く5施設を対象にいたしております。72ページをごらんください。(2)及び(3)にありますように、都市公園等の利用に関する業務など4つの業務につきまして、平成24年4月1日から3年間、指定管理を行うこととしております。(4)にありますように、5つの施設を3つの公募単位とし、それぞれ記載の基準価格を設定したところでもあります。(5)及び(6)にありますように、募集期間は7月8日から9月7日までの2カ月間、資格要件は法人その他の団体としております。(7)の候補者の選定であります。募集を締め切った段階で、申請された書類に基づき1次審査を実施した後、選定委員会によるヒアリング等の2次審査を行い、候補者の選定を行うこととしております。選定委員会の委員の方々は、表中のとおりであります。委員長には南九州大学の造園学専門の平岡教授にお願いいたしております。73ページをお開きください。(8)の選定基準であります。表中にありますように、①から⑤の5つの選定基準について、それぞれ記載の審査項目と配点により審査を行うこととしております。都市公園に関しましても、みやざき臨海公園と同様、②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画と、④

の事業計画を着実に実施するための管理運営能力に大きく配分しております。

最後に、3のスケジュールにつきましては、ごらんとおりであります。10月中旬の第2回選定委員会による指定管理者候補の選定の後、11月議会に議案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

都市計画課からは以上であります。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

74ページをお開きください。県営住宅の指定管理者制度の第3期指定について御報告いたします。

1の第2期の管理運営実績であります。2期におきましては、平成21年度から宮崎・高岡土木事務所管内の県営住宅36団地4,623戸について、社団法人宮崎県宅地建物取引業協会を代表構成員とする宅建協会指定管理グループが指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況であります。平成21年度以降の応募者数が減少しておりますが、これにつきましては、平成21年度から入居収入基準が引き下げられたことなどによるものと考えられます。(4)の管理運営の状況であります。指定管理者制度導入前の平成17年度と比べますと、各種申請書の受け付け窓口の拡大や受け付け時間の延長、年中無休の窓口を開設するなどの取り組みがなされ、また家賃の徴収率も向上する結果となっております。(5)の評価であります。きめ細やかなサービスが提供され、住民の満足度も高いものとなっております。また職員の能力向上に努め、県と連携をとり合いながら業務を進めるなど、十分な管理運営が行われているところであります。

次に、75ページをお開きください。2の第3

期の募集方針案についてであります。(1)の業務の範囲であります。第3期では、第2期の宮崎・高岡土木事務所管内に日南土木事務所ほか5土木事務所管内を加えた計89団地6,783戸を対象としております。これは、指定管理者による管理運営において一定の効果が見られますことから、管理区域の拡大を行うものでございます。(2)の指定期間は、第2期と同じく3年としております。(3)の基準価格であります。第2期に比べ管理戸数が増加したことにより、年額1億9,582万4,000円としております。(5)の募集であります。募集期間は7月1日から9月1日までの2カ月間としております。(6)の資格要件であります。利用者に対するサービスの向上や地域経済への配慮などから、本店等のほかに各土木事務所ごとに支店等を設置するなどのことを要件としております。(7)の選定につきましては、1次審査で申請書類による資格審査を行い、その後、指定管理者候補者選定委員会による2次審査において選定することとしております。なお、選定委員会は5名から構成されており、委員長には九州保健福祉大学社会福祉学部の三宮准教授にお願いしております。次に、76ページをごらんください。(8)の選定基準であります。表にありますように、①から⑤の選定基準のうち、県営住宅の適正な管理運営が重要なことから、④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力に重点を置きまして、それぞれ記載の審査項目と配点により審査を行うこととしております。

3のスケジュールにつきましては、ごらんとおりでございます。10月初旬の第2回選定委員会による候補者選定の後に、11月議会にて指定管理者の指定をお願いしたいと考えており

ます。以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項についての質疑はありますか。

○丸山委員 指定管理が3期目になるということなんですけれども、それぞれ評価については、公園関係ではおおむねいいという評価をされているように見えるんですが、実際、応募をするときに、こういうことをやりますというのを一応やられていると思うんですが、それはすべて実行されたというふうに思っているのでしょうか。なぜかといいますと、今後、一番気になるのは、宮崎港のマリーナとサンビーチが、今まで別々なところが請け負っていたのが一本になれば、競争が激しくなってきた、バラ色のことを、いろんなこういうことをやりますというのを書いてくるような気がします。それをチェックでき、実行可能なのかなということも含めて——これまでそれぞれやっていたところが第2期を受けるときにこういうことをやりますということを提案されて指定管理の業務を受けたと思うんですが、すべてそれが実行されたかというのを確認させていただきたいんですが。

○矢野空港・ポートセールス対策監 指定管理者の契約につきましては、第2期は3カ年でしたが、3カ年の契約と、年度ごとに協定を結ぶようにしております。評価に際しましては、毎年、年度ごとに、実際にやった評価、評定をいたしております。それについての、もしやっていないときの指導、そういったのを行うようにしております。また、臨海公園につきましては、毎月1回程度、指定管理者と管理者側で打ち合わせをやっており、その中でも連絡を密にしながら、問題点、改善点等を検討していると

ころでございます。

○大迫都市計画課長 公園管理につきましては、先ほど港湾課のほうから説明がありましたように、まず県と指定管理者の間におきまして管理協定を結んでおります。管理運営の規則及び協定に基づいて、確実な履行をしていただいているかという部分のチェック体制につきましては、前月の業務内容を示す業務報告書及び翌月の業務計画書を15日に提出していただいて、それを担当者がチェックシートにより毎月評価をしていくという方策をとっております。また、運営状況、収支状況、指定管理者の財務状況等をチェックいたしますために、年間の事業報告書を4月末に提出していただいております。また、定期的に現地に赴きまして、実地調査を年に1回行っております。定期的な利用満足度調査ということでアンケート調査をしております。年に2回及び3回、実施しております。こういった運営の的確な把握と、実態を調査しますとともに、今後とも適切な指示をしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 今後の第3期の指定に当たっての選考委員が書かれているんですが、この方々は、今後5年間かけてこういうことをやりますというのをすべて見れる、実行可能だというのが理解できている方だというふうに思っております。よろしいのでしょうか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 今、委員がおっしゃられたように、それぞれ5名の委員がおりますが、それぞれの専門分野がございます。67ページをごらんいただけるといいんですが、選定基準の中でこの5項目について、それぞれの委員の方がそれぞれの専門的分野のところ为重点配分なりするんじゃないかと思いますが、そういった目で選んでもらうという

ふうになっているところがございます。

○丸山委員 100点中、それぞれ5人の方々が点数をつけられると思うんですが、それぞれ得意分野と不得意分野があって、だけど、点数配分は既に決まっていますので、差がかなり、差といますか、経営能力が得意な公認会計士の人はそこは見れるけれども、実現可能なのかというときには見れなかったりするのではないのかなと思うので、その辺はどういうふうにして補正がかかっていくというふうに見ればよろしいのでしょうか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 それぞれの専門分野がございますけれども、まず第1回目の選考委員会は開催しております。その中で、第2期の内容、評価、そういった説明、それから第3期募集に向けての要綱・要領、そういったのを説明しておりますので、どの項目においても一般的な評定はできると。さらに専門的な分野について差が開くというふうに解釈しているところがございます。

○丸山委員 県土整備部関係でいうと、大体2者しかとっていないということになっているものですから、ほかにも応募されてくるというふうに予想されているのでしょうか。指定管理を実際受けているのが、公園協会グループともう一つ民間のグループが入っているぐらいなものですから、ほかにも可能性があるというふうには理解してよろしいのでしょうか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 実際には、2者のグループというのがほとんどになっているところですが、グループ数の規定はしておりませんので、幾つの団体がグループを組んでもいいとしております。また、この中で、今、臨海公園に関していえば、警備保障会社と造園関係の会社が組んでおります。今度は

公園のほうも入ってくるので、またさらに企画運営の分野が入ってくるとか、いろんなことは想定されるところで、それは妨げてはないところでございます。

○大迫都市計画課長 続きまして、都市公園についてでございます。第2期の申請者、応募状況でございますけれども、平和台公園と総合文化公園の管理をお願いした募集では、4者、応募がっております。続きまして、宮崎県総合運動公園と青島亜熱帯植物園につきましても4者、西都原古墳群についても4者、阿波岐原森林公園については6者の応募がござっております。公園の管理につきましては、県内の企業でもノウハウは十分有しておると思っておりますので、中小企業等の参入も期待いたしまして、グループによる申請も可能ということで公募しております。

○丸山委員 第2期の指定では公園協会が結構とられているなという印象が強くて、応募数がそれぞれ4者から6者あったにしても、公園協会に偏り過ぎたというようなイメージを持ってしまうものですから、どこで差ができたのか、委員が適正な点数をつけたのか、見てやらないといけないのかなということで、普通の一般工事であれば、今、入札制度改革でも1者だけとり過ぎるといけないということであって、いろいろあったと思うんです。このような形で指定管理でも偏ってとられていると、思ってしまうものから、この辺の改善策というのを——一個一個見れば恐らく大丈夫かもしれないけれども、3つも4つも同じところがとられると、本当に事業能力があるのかなというのがちょっと心配な面もあるものですから、その辺は、第2期指定をした範囲でもそこまで実際は影響なかったというふうに評価では出て

いるんですが、それで本当に支障はなかったのか、改めて確認させていただきたいんですが。

○大迫都市計画課長 委員が御指摘のように、募集及び選定における公平性と透明性の確保というのは一番大きな問題であると考えておりますので、指定管理者の審査、選定を行っていただきます委員会におきましては、先ほど御説明しましたように、外部委員の方、そしてなおかつ専門知識のあられる方をメンバーとして選定しております。また、募集の中身につきましても、選定基準、評価項目、配点、これをすべてインターネット等で公表しております。また選定委員会につきましても、審議内容を速やかに公表しております。また、新規参入者についても、2カ月の募集期間を設けるなど、その公平性と透明性に配慮しております。また、選定基準は可能な限り具体化しまして、評価を数値化するなど、客観性の確保にも努めております。また、審査結果をもちまして、あるいはその後の選定理由につきましても、インターネット等で公表しておるところでございます。この委員会の公平性と透明性の確保につきましては、できておると考えております。今後とも、いろんな配慮をもちまして、公平性、透明性を確保してまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、公平性が保たれるような形で、なおかつ効率のよい、いわゆる民間活力でアウトソーシングをやっていらっしゃると思いますので、これはぜひ進めていただきたいと思っています。

建築住宅課のほうにお伺いしたいんですが、今回、かなり大きな形に、全県ほぼ1区の形になるんですけれども、小林でよく言われるのが、建築主事が都城にいて小林に来るという形になってきているんですが、この指定管理が済

めば、県の建築主事の仕事はかなり少なくなって、本来業務である建築確認業務のほうを重視していく方向になってくるということでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 現在、都城に小林を含めて建築主事を置いているわけですがけれども、建築主事につきましては、建築の厳格化ということで、建築主事を2名置いて、ダブルチェックを行うようにしております。そういうことからいいますと、現在は都城に主事を2人置いてのダブル体制ということで組んでおります。今回、指定管理のほうで県営住宅の管理については若干少なくなるんですけれども、ただ、建築行政というのは、確認以外に、例えば建築基準法、建築士法、開発行為の宅建関係等、もろもろありますので、その辺のところは勘案しながら、考えていきたいというふうに思っております。

○丸山委員 小林地区では、今回、指定管理がそういうふうになるんだったら、建築主事はどっちかという小林のほうの——都城市は特定行政庁だということで、建築確認は都城市のほうでできるはずだから、その配置は大分変わってくるんじゃないかという要望もあったものですから、今回の指定管理がそういうことまで含めて、県の建築主事の配置が変わってくるというわけでもないということなんでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 先ほど申しましたように、建築についてはダブルチェックをすることで、別々に2人置くということは考えられないというふうに思っています。ただ、兼務体制で置いておりますので、そのところについては検討するということになるかというふうに思っております。

○丸山委員 ぜひ、今後の配置のあり方も、今回の指定管理において考えていただければありがたいのかなと思っています。

本題の指定管理についてですけれども、本店以外に、各土木事務所単位に相談窓口を置くということも書いてあるんですが、宅建協会以外は応募しづらいのが現実じゃないのかなと思っていますが、ほかのグループも考えられるということでもよろしいのでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 この募集については、1回目が4者ほどありまして、それから、去年、おとしですか、延岡でもやりましたけれども、4者が応募しております。中は、宅建業界がやったり、企業がグループを組んでやるということです。JVじゃないんですけれども、グループを組んでやるということ、中には県外の方もいらっしゃいましたので、これについてはいろんな組み合わせが自由にできるんじゃないかというふうに思っております。

○緒嶋委員 指定管理の収支が、公園利用者が22年度に減っても、収入は余り変わらんわけですね。収入の意味はどういうことですか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 臨海公園における収入につきましては、指定管理料、県の委託料のほかに、自主事業の収入がございます。自主事業の収入としましては、主に夏場の海水浴シーズンでの海の家、ここでの軽食や飲み物、サンダル、タオルなどの物品販売等がございます。また、自動販売機による収入、そういったのもございます。トータルで収入が971万5,000円となっているところです。

○大迫都市計画課長 公園につきましては、69ページをごらんください。ここで収入の中に、うち利用料金ということで記載がございますけれども、これにつきましては、県立青島亜熱帯

植物園の利用料金でございまして、1人200円ということの利用料金の収入でございます。

○緒嶋委員 実質的に指定管理者のコスト縮減というか、その成果というのは、どういう評価を見ればいいんですか。県が直営でやって、今まで公園協会などにも委託した形だったですね。指定管理者というのは、アウトソーシング、そういうことでコスト縮減というねらいもあったと思う。サービスの向上というのもあったわけですが、そういう面から見たら、その成果というのはどういうふうに見ればいいわけですか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 まず、成果の一つとしては、目標値を設けております。例えば、臨海公園につきましては、目標値の一つに利用者数というのを挙げているところです。例えば、65ページの1の(2)の施設利用状況のところ、年間利用者数を指定管理者のほうで目標値としましては、平成21年度が21万人、平成22年度が22万人ということから、両年度において目標値をクリアというか、オーバーしております。まず、これが一つの評価でございまして、あと、先ほど丸山委員からの質問の中で、どういう評価しているのかというのがありましたけれども、その中でもいろいろ評価シートはございまして、施設効用の最大限の発揮、健全な経営環境、管理運営能力、そういったところでもチェックシートがありまして、そこで評価をしているところでございます。

○大迫都市計画課長 指定管理料の経費縮減の額についてのお問い合わせでございますけれども、公園の今御説明しております6施設全体で申し上げますと、指定管理者制度が平成18年から第1期を導入しておりますので、導入前の平成17年度予算と第2期、今回の指定管理料を比

較いたしますと、6施設全体で導入前は3億100万円余でございましたけれども、現在が2億6,200万円余ということで、約13%のコストの縮減ということになっております。

○高橋委員 関連するんですけども、65ページで先ほど利用者数の目標に対してふえたという言い方をされましたね。21年度21万、22年度22万、でも20年度は23万6,000人入っているんです。21年度で21万目標というのは、これでよく認めたなと思って、今、説明を聞きながら疑問を感じたものですから、いま一度。

○矢野空港・ポートセールス対策監 確かに20年度が23万6,600人とはなっているんですが、自主事業によっていかに県民にサービス提供できるかということをお前提としておりまして、ただ前年度を上回ることが目標というふうにはしてなくて、どんな内容でどういったサービスが提供できて、その結果どのくらいになるというふうなところから、目標を設定しているところがございます。

○高橋委員 そのように理解したいと思いません。

細かなことを聞くのは申しわけないんですけども、利用者と利用収入の相関関係、いま一つわからないんです。69ページは、22年は9,000人ふえているのに、利用料金（使用料）は減っていますね。団体割引、割引制度の人たちがいっぱい入ったから減ったのか、その辺の解釈を説明いただきたいんですが。

○矢野空港・ポートセールス対策監 収入の減についてですけども、65ページの自主事業の収入が21年度から22年度で減少しております。これは口蹄疫の関係もありまして、海水浴のオープンが1週間ほどおくれたということから自主事業の一番収入を得る期間が短くなったこと

によるものです。

○高橋委員 69ページの亜熱帯植物園について、お願いします。

○大迫都市計画課長 69ページの亜熱帯植物園について御説明をいたします。利用者数につきましては、20年と21年がほぼ同数、22年度は伸びておるんですが、料金収入につきましては、逆に下がっておるという状況でございます。これにつきましては、指定管理者の自主事業の中で、高校生以下を無料、そういうサービスをやっております、あと、指定期間の中で、年末年始の開場というような努力もいたしております、そういう施設を使っていただくという観点で利用料金の一部変更をいたしております。

○高橋委員 ほかにいろいろ、細かく調べないとわからないような要素があるんですね。まだ聞きたいところあるんですよ。もう終わります。

74ページだけ確認しますけれども、建築住宅課、募集戸数は減ったんですけども、収入がふえた、これは御説明もありましたが、指定管理者が徴収を頑張ったんですね。そういうふうに理解しないと収入はふえませんか。

○伊藤建築住宅課長 まず、施設利用の状況でありますけれども、収入基準というのは法で決められておりまして、平成20年度までは政令月収20万以下の方についてが県営住宅の入居の基準になっております。21年度からは政令月収が15万8,000円ということで、法令で引き下げになっていますので、その面で対象者が少なくなったということです。

もう一つ、3番目の収入状況でありますけれども、県営住宅の家賃につきましては、直接、県に入りまして、指定管理者が収入を得るとい

うことではありません。この分につきましては、あくまでも指定管理料ということになっております。これにつきましては、20年度と21年度で管理戸数が変わっておりますので、その違いになっております。

○蓬原委員 関連しますけれども、施設収支状況でマイナスというのが西都原ですね。22年度、マイナス5万8,000円、マイナスについては請けかぶりということになるわけですか。

○大迫都市計画課長 この赤字につきましては、指定管理の中で実際に公園の管理をお願いしている部分につきましては、赤字にはなっていないんですけれども、西都原古墳群の中で自主事業でいろいろなことをやっていただいております。その自主事業の中で、花の無料配布とか、そういった事業をやっておりますので、そのあたりが若干赤字を生んでおると。自主事業で赤字を生んでおるといってございまして。ただ、それにつきましても、指定管理者のほうで人員配置や、あるいはボランティアの方たちにも応援をいただいたりということで、経営努力をいたしておりますので、第3期につきましては、黒字の範囲内で十分やっていただけるのではないかとこのように考えております。

○蓬原委員 逆に、プラスが出ている分については指定管理者の収入、県に返すとかそういうことじゃないと理解していいですね。

○大迫都市計画課長 基本的に、公園の指定管理者制度におきましては、収入については経営努力等のインセンティブという関連もありますので、指定管理者の方の収入ということで考えております。

○蓬原委員 そうなったときに、宮崎港マリナー、サンビーチツ葉、ここは自主事業でグッズを売っている、サンダルだったりという説明

がさっきあって、確かに自主事業収入というのがかなり多いですね。例えば西都原だとか、ほかのところでも同じようにグッズを売るとか、言うならば自分で商売するというものの感覚ですが、そういうことは許されるんですか。

○矢野空港・ポートセールス対策監 まず、指定管理者制度については、今、都市計画課長が話したように、経営努力によるコスト削減による、また自己努力による利益は原則として吸い上げない、経営努力へのインセンティブとなったり、また制度の趣旨にも合っているものと。ただ、その収益が余りにも大きい場合は、次回の募集時期に指定管理料の見直し等を行う場合もあるということございまして。今回、ここは収入だけ載っておりますが、65ページで収入が971万5,000円になっておりますが、これは収入でありまして、自主事業のときに収入を得るための支出——仕入れとかそんなのもありますので、ここには収入しか出ておりません。そうすると、自主事業による収入は大体半分ぐらいかなということになります。

○大迫都市計画課長 指定管理者制度における、管理していただく区域の中で物品の販売等は、先ほど港湾課のほうから説明もありましたけれども、やるのは可能です。ただ、例えば自動販売機、そういう固定するものにおきましては、別に設置管理許可制度というものを用いて、許可を取らないといけないということになっております。それによる収入につきましては、個々の協定の中で取り決めていくということになると思いますけれども、一般的には指定管理者の収入になっておるのが多いと思います。

○蓬原委員 もう一回、わかりやすく確認とります。例えば、利用者の利便のために、暑いか

ら帽子を売りましょうと。100円で仕入れて150円で売る。50円もうけが出ます。50円は、指定管理者が経費分を含めて取っていいというふうに理解していいんですね。

○矢野空港・ポートセールス対策監 指定管理者がどういった自主事業をやるというのは、あらかじめ管理者と協議して決めております。余りめちゃくちゃなことはできないように、ちゃんと適正に指導はしているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○松村委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、その他の報告事項に関しては終わります。

その他で何かありませんか。

○蓬原委員 損害賠償額を定めることについて、これについては一応質疑は終わりましたから、個別の中身については聞きません。一般論として聞きたいんですが、例えば専決年月日としてことしの3月がずらっと、5月もあるんですけれども、恐らくこの事故というのは1年以上前に起きた事故ではないかと思うんです。専決というのは、賠償の相手方にお金を支払うよと専決した日という意味、すなわち相手にお金が支払われたと理解していいんですか。

○谷口道路保全課長 支払う額につきまして決定した日ということですよ。

○蓬原委員 ということは、支払い行為にはまだ及んでいないと理解していいですね。

○谷口道路保全課長 支払いにつきましては、決定後、保険会社のほうからすぐ支払われるということでございます。

○蓬原委員 修理費の割合ですけれども、保険会社が入ると思うんですが、先ほどの子供の事

故の場合は3対7とか割合がありましたね。この場合は0対10なんですか。それとも割合が個別にいろいろばらつきがあるものでしょうか。

○谷口道路保全課長 それぞれの事故の発生状況、被害者の方の運転上の過失、もろもろありまして、それぞれ個別案件ごとに過失相殺割合を決定しております。

○蓬原委員 大体1年かかるわけですね。一般的に、損害賠償額を定める相手方というのは、そういう業務の方が夜間だったり大雨のときだったり道路走行中に、県のほうにある程度の過失があつてこういう損害賠償をしなければいけないということになっているんだらうと思いますが、その1年間というのは当然、車は破損するわけで、動かさないから、修理も必要でしょう。その間は、立てかえ払いみたいなことでとりあえず早く動かすような努力して、業務に支障がないようにやっているわけだけれども、この期間というのはどうしてもこれぐらいかかるものですか。もっと早くできないのか。

○谷口道路保全課長 確かに、案件によっては1年もしくはそれ以上かかっているものがございます。それにつきましては、警察立ち会いも含めて、事故の発生の状況を確認する、それから相手方の損害を証明する費用、例えば人身の場合ですと、治療期間が長引けばその分の期間は幾らになるか確定しませんので、相手方の申請を受けた形でどういった保障になるのか内部で検討いたしまして、額を決定しているというようなスケジュールになりますので、1年を要するようなケースもございます。

○蓬原委員 例えば民間の場合、私が部長とどこかで一民間人同士でごつんとやった場合、保険会社が来ます。もっと早いんです。その割合がどうだとかいう確定は早いと思うんです。だ

から、ちょっと時間がかかり過ぎているかなという気がしたので、一般論としてお尋ねしました。

11件あります。毎議会こういうのが出るわけですが、今回は非常に多いように思うんですが、普通4～5件じゃないかなという気がするんですけども、何か理由があるんですか。私の思い違いでしょうか。

○谷口道路保全課長 今回、11件ということでございますが、相手方とも賠償額の合意が得られたものについて議会に上げております。例えば、発生年次と議会の承認を得る時期というのがちょっとずれておりますので、こういった形になっております。

○蓬原委員 わかりました。

○緒嶋委員 まだことしは、箇所づきの資料というか、あれは予算が通らんと我々に出せないということもあるのかと思うが、これが終われば出せるのですか。

○江藤管理課長 公共事業の箇所の一覧、例年ですと5月の連休明けとか、国の内示を受けて作成して配付しておりますけれども、今回、6月の肉付けの補正後のもので作成を準備しておりますので、議会中には配付できると思っております。

○緒嶋委員 大体わかっておるのは、一つは細島港の大型岸壁埠頭の整備ですけども、アクションプランでは26年度が完成目標になっておるわけですか。ことしの予算は4,000万ぐらいでしたか。

○坂元港湾課長 ことしの新規着手ということで、国の直轄事業で行われることになりまして、予算は内示としては5億9,500万です。

○緒嶋委員 それにしても、総体予算は40億ぐらいかかるんだが、5億9,500万——将来的

に、26年度完成見込みは立ちますか。

○坂元港湾課長 まず、直轄の予算で34億、岸壁の背後の整備は県のほうでやるんですが、それが10億、合わせて44億となっております。34億につきましては、平成26年度完成するように国と調整といいますか、協議を行いながら進めているところであります。

○緒嶋委員 これは県北のあらゆる問題、高速道路との絡みもあるわけですが、いずれにしても、26年度に完成しなければ、県全体の、アクションプラン、いろいろな関連があるので、これについては26年度までに完成するようにぜひ努力していただきたい、そういうことをお願いしておきたいと思います。

それと用地対策課、25年に東九州自動車道の日向一高鍋間が完成すれば、一つの流れとしては一体的にある程度なるわけですが、それを目標にした場合には、今の収用の手続は、そのことで建設の障害になるということはないですか。

○河野用地対策課長 工事の一番最後のところから引っ張ってきまして、デッドラインを設けて、そこまでに土地収用を終わらせるという日程のもとに組んでおりますので、今のところであれば、そのとおりに間に合うというふうに考えております。

○緒嶋委員 問題は、そのとおりにいきますかということを知りたいわけです。

○河野用地対策課長 収用委員会の委員さん方の判断になるんですけども、事務局としては準備万端整えて出していきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それこそ、収用委員も承認したわけですので、それを約束して承認せにやいかんかったですね。ちょっと我々に手落ちがあった

など。

今度、アクションプランや行革の中で、毎年50億ずつ公共事業を減額するというような一つの方針ということで、4年すべてまとめて1,000億縮小するというようなことでありますけれども、今度の東日本大震災なんかを絡めた場合に、宮崎県は津波対策としての海岸線の整備というのはなされておるわけですか。津波を目標にした対策はなされておるか。

○坂元港湾課長 海岸保全の施設は、津波というよりか、高潮対策でやった施設がほとんどでございます。これにつきましては、さきの震災でも防潮堤の減災効果があったということもありますので、陸閘等を含めて現場の点検をやっていくと。抜本的な津波の対策という構造物は今のところございません。

○野中河川課長 河川や海岸の管理施設につきましては、もともと河川管理施設につきましては、主に洪水を対象に整備しておるところでございます。また、河川局所管の海岸管理施設につきましては、波浪を対象に整備しております、いずれも津波を対象とした整備は行っていないところがございます。今後の対応としましては、ソフト対策としまして、津波襲来時における水門等の管理施設の操作マニュアルを策定しております。津波注意報の段階で閉鎖するとか、注意報解除後には開門するとか、その後の点検を進めるというソフト対策、あと、河口や海岸部に監視カメラを設置することを検討しております、津波が発生した際には避難の対象者がいかに早く安全なところに避難できるかということを観点に、カメラ設置等を考えておるところでございます。

○緒嶋委員 やはり宮崎県も日向灘を含め、東南海・南海地震というのは想定されるわけで

す。想定される中で対策を何も立てていないというのはやはり問題だと思うんです。大分なんかも今度は津波対策で、2倍の12メートルの津波が来る想定で対策を立てます。逃げるが勝ちじゃないけれども、逃げることも必要だけれども、最低限の津波対策という前提で事業を進めなきゃいかんと思う。公共事業を50億減らすということは、その中で津波対策に特化するわけにもいかないわけで、県民の雇用の場の問題もあるし、ある意味では県土整備部を否定するようなものだと私は思うわけです。そうなりますと、津波対策は喫緊の課題でもあるわけです。ハード・ソフトをあわせて津波対策は立てるべきであって、ソフトだけをやるということも私は問題だと思う。県としても津波対策を地域防災計画の中でどう位置づけるかというものを決めていかなければ、安心・安全な県土づくりなんの言っても、かけ声だけじゃないかと。何もなくて口で言うだけなら行政じゃない、私はそう思うので、津波対策を念頭に入れた対策を喫緊に計画として立てて、それは金が要ることはわかっておるけれども、少なくとも都市部のところにはそういうものを含めたものをやはり構築していくというような、県民の生活を守る——特に日向灘沿いに、宮崎、延岡、日向、日南、すべて沿岸部に人口密集地帯があるわけだから、そういうものを含めた対策というのは当然、県土整備部が中心になって、環境森林部も海岸線の問題もありますけれども、そういうものを県土整備部で進める、それが一番じゃないかというふうに思います。宮崎県には原発はないけれども、そういう対策を立てて県民の安心・安全のために努力する、そういう姿勢をとるべきだと思いますが、これについては部長のほうで、次長でもですが、だれか……。

○濱田県土整備部次長 今回の東日本大震災を受けまして、本県も日向灘、長い海岸線を有しておりまして、日向灘沖地震あるいは南海・東南海地震というものが想定されるわけでございますので、これに対するハード面の備えというのは当然やっていかなきゃいけないと。ただ、ハード面の整備には当然お金もかかります。時間もかかります。ハードの整備につきましては、設計基準、一定のものを想定せざるを得ないんです。例えば、津波の高さは幾らを想定するか、あるいは地震の揺れの強さ——今回問題になりましたのは、やはり想定外ということだろうと思っています。ハードの整備は一定の設計基準のもとに整備しても、それを超えるものが起こり得るということに対してどうするのかということで、先ほどから言っておりますように、当面はまずソフト対策を重点化せざるを得ないのかなというふうには思っております。ただ、ハードの整備は整備で、今回、例えば、くしの歯作戦というのを東北地方でやられています。これは、背骨にあります国道、高速道から横に向けて16本の国道を次々開いていって、復旧資材の運搬に当たったと。宮崎県はどうなのかといいますと、非常に心寒い状況でございます。そういった意味でも、東九州自動車道、九州中央自動車道、まず国幹道、高速道路の整備が重要だというのが再認識されたと思っております。それを補完する国・県道の耐震化とか、あるいは津波対策をどういうふうにならやっていくのかというのはまだ国からの方針も示されておりませんが、いずれにしても、今回の東日本大震災を踏まえまして、我々県土整備部としましては、県民の生命・財産を守るというのが我々の一番の使命でございますので、ハード整備も含めて、必要なものは要求

していくという考えでおります。

○緒嶋委員 ぜひ、それは努力していただきたいと思います。それと、既存の220号線でも、道路があって、のり面の保全がなされておるわけですが、車が走りながら途中で津波が来た場合に、上に駆け上るための避難用のはしごみたいなものをつくらなければならないと思う。そんなのは余り金が要らん。国交省もそういう考えを持っておりますので、できることからやる。どこで津波に遭うかわからんわけですから、道路を走りながらでも避難できる——今度、東日本大震災も高速道路ののり面に駆け上って助かったという人は多いわけです。そういうことから津波対策を考えて——すばらしい堤防をつくるというのは一番理想でしょうけれども、それができんにしても、さしあたりこういうことで当面しのいでいこうじゃないかというようなもののいろいろな研究をしていくべきじゃないかなという気がするわけです。そのあたりはどうですか。余り金は要らんと思うんです。

○濱田県土整備部次長 実は先月、国のほうともいろいろ事業調整会議というのをやりました。そういう話題も出ております。確かに、高速道路は盛り土、高架でつくっておりますので、いざというときの避難場所にはなり得ると。ただ、今、委員がおっしゃいましたように、上がれない。ふだんから上がれるような構造にしていますと逆に危険ですので、ただ、国のほうも、地元のほうでそういう要望があれば、確かにお願いしますとおり、大したお金はかかりませんので、それはやりますという御返事はいただいております。あと、県で考えていますのは、例えば急傾斜事業で整備したところあたりも、そこに上がっていけるような階段の設置、そういったものはやっていかなきゃいけな

いと。いざというとき、市街地ですと鉄筋コンクリートの高いビルというのがあるんでしょうけれども、海と山に挟まれたところはそういったところしか逃げ場がないというのがございますので、そういったところはやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○緒嶋委員 よろしくお願ひします。

○野中河川課長 先ほど申し忘れました。ハード対策を全然やらないのではなくて、県が管理する大きな水門等の操作につきましては、市町村のほうに委託したりして、水門を閉めているんですけれども、今回の地震の際に操作員の方が亡くなったということも多く聞いております。そういうことも踏まえまして、例えば日向灘沖地震とか発生した場合は、操作する時間もございますので、そういう面を踏まえまして、自動的な閉鎖とか、遠隔で操作できるように逆流防止対策を検討していきたいということで今、進めているところでございます。

○江藤管理課長 先ほど緒嶋委員の御質問の中で、公共事業箇所の一覧の配付の件ですが、先ほど議会中に配付できるようにというお話をしましたが、細かく申し上げますと、可決をいただいですぐ配付できるように準備しておりますので、お手元に届くのは翌30日ぐらいになるのではないかと考えております。

○丸山委員 先ほど緒嶋委員も話を少しされたんですが、今回の行革プランでも投資的経費の削減並びに重点化というのを掲げているんですが、平成23年度が23億、24年度が51億、25年度が63億、26年度が74億という形に、削減、重点化も含めて、なっているんですが、このような計画に当たっては、県土整備部が所管が強いと思っっているんですが、財政課サイドとはどのような形で協議して、このような形に減らす方向

といたしますか、数字が出てきたのかというのを伺いたいんですが。

○江藤管理課長 今回の改革プログラムにつきましては、主に総務部の行政経営課、財政課あたりが中心となりまして策定したところでありますけれども、案につきましては、我々も承知しているところであります。ただ、行政改革、財政改革、いずれにしましても、人あるいはお金の問題が絡んでまいります。この点につきましては、県土整備部といたしましては、当然、社会資本整備を担っているという責任がございますので、限られた財政の中ではありますけれども、効率的に効果が発揮できるように努めてまいりたいというふうに思っております。見直し目標額のところで丸山委員が言われた、これは投資的経費の削減の額のところを言われているかと思ひます。今回のプログラムを見ますと、基本的に投資的経費については毎年度マイナス5%、そういう形でいくというふうになっておりますので、24年度が51、次が63、74となっておりますけれども、前年度までの分の累積効果がそのままこれに加算されているような状況ですので、マイナス5%という額を投資的経費の影響額で見ようとすれば、24年度以降は11億ぐらいの金額になっているんだらうと思ひます。

○丸山委員 財政が厳しいというのは十分わかっているんですが、必要なものというのは、先ほど緒嶋委員が言われたとおり、東九州自動車道、九州中央自動車道、志布志道路を含め、いろんなところもありますし、地方に行けば行くほど歩道を設置してほしいとか、待っているところが非常に多いというのがあるものですから、厳しい中でも十二分に進めていただきたいかなと思っっております。

話を変えますが、改革プランの中にも、入札制度改革も適宜やっていきますというようなことも書いてあるんですが、今現在の直近で、我々議会からも適正な入札制度改革を知事のほうにも、かなり具体的な数値も入れながら言っているんですが、その辺の改革については今後どのような方向でされようと考えているのかをお伺いしたいと思うんですが。

○江藤管理課長 入札制度改革につきましては、平成19年度以降、主に一般競争入札を基本に進めてまいっておりましたけれども、その後、議会あるいは関係業界からの御意見、御要望もいただきながら、より地域の実情に即した形の実際の制度の運用、そういうのに努めてきたところでありまして。現在は総合評価方式を導入いたしまして、特に地域でいろいろと御意見が出ている地域に根差した建設業者の育成という観点から、業者の育成という部分も踏まえながら、地域企業により配慮した形での入札制度に近づきつつあると思っております。今後とも、県議会あるいは業界の方々の意見もいただきながら、これまでやってきた制度の検証もしながら、必要な見直しを進めていきたいと。ただ、これまで急激な改革が続いてきたという部分もあるものですから、ある程度入札制度としての安定性を高めていくということも必要な観点ではないかというふうに思っております。

○丸山委員 終わりのない改革だろうなと思いつつ、これまではどうしても透明性、公平性というのが重視されてきたんだろうと思っております。あともう一つ視点としていただきたいのが、建設業の育成という視点がどうなのかなというのがあります。その地域にどれぐらいの建設業者がいて、地域でバランスがある程度よくないといけないというので、以前は指名という

のがあって、この地域にはこれぐらいの業者がいるからこのぐらいしたほうがいいのかというのがあったのに、一般競争入札になってからは競争性と透明性が物すごく先にいってしまって、非常に厳しい状況が続いているのを肌身で感じ、よく言われているものですから、健全育成という視点も早目に打ち出していきたいと思っております。切なる要望も今まで各種団体、議会のほうからも言われていて、聞いていただいていると思いますけれども、次はいつ改革するんだろうかなど。毎回少しずつ改革は続いてきているんですが、抜本的な、大きな、我々が言っている指名競争とかの言葉は出てこないというのが現状だろうと思っております。指名に戻すというのではないというふうに思っております。よろしいのでしょうか。あると思っております。

○江藤管理課長 私たちとしては、あくまで今の枠組み、一般競争入札制度を基本としつつ、今、委員が言われた建設業者の育成という観点に立って入札制度としてつくり上げていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 ぜひ、検討だけではなくて、早目の答えを出していただきたいなど。議会からかなり具体的に、我々自民党のほうでは3,000万以下は指名に戻すべきという具体的な数値も上げて、検討はしますという形ですとこれまで来ているものですから、今後の改革に当たっては早くやっていただきたいなどということをお願いしておきます。

○蓬原委員 関連しますけれども、公平性、透明性——大変不幸な事件もあって、特に本県の場合は急速に突き進んできたんだろうと思っております。しかも、一般の企業のことを考えれば、一生懸命頑張った会社がそれだけ仕事を

いっぱいって、競争原理もあるわけだけれども、ただこの場合は、原資は税金であると。民間が家を建てるのであれば完全競争でいいんでしょうけれども、そこが難しいところで、政治が絡み、行政はどうするかという話になると思うんです。公平・透明性を言う余り、競争性を高めれば高めるほど、当然、勝ち組と負け組が出てくるわけですね。当然、出てくると思うんです。そうなったときに、もともとは税金である仕事であるから、そこには県民の生活があるわけで、負け組を政治としてどう救っていくか。いわゆるセーフティネットという言い方がいいかどうか分かりませんが、そこをどうするかということで、丸山委員の意見のように、地場の建設業育成という言葉が出ましたけれども、セーフティネットというような考え方の中で完全負け組の人たちをどう救っていくか。これが、ある金額の限度を決めた指名競争入札になるものかどうか、そこは皆さん方が詳しく検討されておるでしょうから、何とも言えませんけれども……。この前、私ども都北県議団と都城北諸の建設業の役員の皆さんと意見交換がありました。残念ながら、建設業の皆さんもこうしてほしいという結論は出ないんです。中には、とにかく今のまががいいんだと、自分たちは頑張ってきた、仕事がいっぱいとれますという人もおれば、仕事がさっぱりとれなくなりました、どうかしてくださいという声もあるんです。現実がそういう状況なんです。でも、このままほっておくと、今、意見もあるように、この地域で幾ら必要なのかと考えたときに、特に大きな業者は全県的にやっていきますから、ゼロになったり、物すごかったりという地区の偏りもできるでしょうから、そのあたりの勝ち組、負け組ということも含めながら、どうい

形がいいのか。我々自民党県議団としては、ある金額を決めた、セーフティネット的な考え方だろうと思うんですけれども、そういう案を、後は数字が2なのか3なのか4なのかとありましようけれども、そういうのを出しているところなんです。そこについてもそろそろ考えてあげないと、支払い猶予法案というのがあったですね。来年3月で切れると思うんですが、いろいろ話を聞いてみると、その法案を利用して、本当は物すごい借金を抱えて、ことし支払わないといけなかったんだけど、1年延長させていただいて、来年には支払い時期が来るのでどうなるんでしょうという業者も結構いらっしゃるんです。来年になると、この法案が切れたときに倒産がばたっと来るかもしれないし、そういうことも含めてひとつ御検討いただくとありがたいと思っています。

○緒嶋委員 宮崎県には特AからD、どれだけの建設業が、地域を守るためにどれくらい必要か。今度の東北でも、ある意味では建設業が、向こうも疲れ切っておるわけです。ああいうことはあつてはいかんけれども、建設業があつて地域が守られておるという面もある。台風が来ても、後、だれも片づける人もおらなければ交通どめがずっと続くわけですから、そういうことも考え、適正な——一つはパイが小さくなったから、問題も大きいわけですね。公共事業を前と同じ1,000億以上でも県土整備部が持っていれば、またいろいろ知恵もあるけれども、今、半分になった。その中で建設業を育成しながら守っていく、公平な入札をやるというのは、実際なかなか難しいだろうと思うんです。しかし、建設業で食べておる。地域を守っておる。この前も黒木議員が質問で言ったとおり、中山間地は公共事業が一番の産業なんです。農林業

だけで食べていけんから。そこに働く場所がなくなった。要は失業状態になっているわけです。そういうことも考えると、県として、公共事業を行革で減らしますということは、ある意味では、県民を苦しめて健全財政を保とうとしている。それが本当にいいのかどうか。起債があるということも、長い目で見れば、公共事業というのは財産をつくることです。将来的にみんなが使うわけですから。公共事業は財産、資産をふやしておるという観点からいくと、減らすということよりも資産をふやさにやいかんわけです。そういう意味では、やはり県土整備部は誇りを持って予算要求を当然やっていかなきゃ、県の財政というのもいろいろあるでしょう。我々もわかる。しかし、財政課が言うから仕方ありませんじゃなくて、それに抵抗してでもやるという気迫を持ってもらわなきゃいかん。それぐらいの気持ちで努力することが県民のためです。そして、公平公正、均衡ある発展のためには絶対必要なわけです。それじゃなくても、宮崎県は全国から見たら差別されておるわけです。高速道路もない。新幹線もない。日本で社会的な条件が一番不利地域になっておるわけです。そういうことを考えたら、それこそ我々はもうちょっと元気を出していかんやいかんのじゃないかという思いがありますので、県土整備部の皆さん方はやはり前に進むというつもりで頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

○内村委員 蓬原委員からも出たんですが、建設業の方が総合評価方式にすごく苦しめられているということが出ました。余りにも微に入り細に入りといいますか、その書類づくりが大変だということで、そこどころが何か考慮できないかを検討してみたいと思います。

す。そういう要望がありましたので。

○満留技術企画課長 総合評価落札方式につきましては、平成19年度から試行を重ねてまいりまして、ことしの4月から本格実施ということになっております。当初、試行を始めたときには、やはり参加した方々もノウハウがなくて、資料をつくるのが大変だったと。我々発注者側も審査をするということで、事務が多くなったという経緯がございます。その後、試行を重ねる中で、例えば企業の施工実績等を求めているんですけども、それにつきましては、従前は工事のたびにその資料を出していただいたんですけども、今は年に1回、登録すれば、その資料を次の工事にも使えるようにするとか、あるいは地域企業育成型という小規模工事を対象にした総合評価落札方式をやっておりますけれども、それにつきましても、年に1回、事前に登録していただければ、自分のところの点数とか、本店所在地を登録すれば、その後、電子入札システムの中で従来の価格競争と同じようなやり方、要するにお金さえ入れれば総合評価がやれるということで、私ども機会あるたびに業界の方々の意見を伺いながら、簡素化、負担の軽減に取り組んでいるところです。今後とも、いろんな機会を通じまして、そういう御要望があれば対応を検討してまいりたいと思います。

○松村委員長 私からもお願いがございます。入札関連の質問等はたくさんございます。これまで入札改革ということでいろいろ宮崎県も知恵を絞り、やってこられました。試行もしました。そんな中で、今、丸山委員その他からありましたけれども、一方で非常に苦しめているという思いもあると思います。あるいは育成という中で、本当に育成になっているのかということもあります。それと、地域に本当に建設業

者が生き残れるのかということも、防災関係を見ても、不安の材料の一つでもあります。その点、今回の土木予算が県内の業者、それぞれ地域にちゃんと分配されているのか、あるいはそれぞれの土木事務所管内で管内の業者がどれくらいとっているのか。例えば、宮崎からわざわざ高千穂に出向いて高千穂で工事しているのか、できたら自分の地域で住民のいる近くでそれぞれの工事をとっていただいて、それぞれの地域で建設業者が育ってほしいというのは、同じ思いだと思いますので、一昨年と去年の、それぞれの土木事務所管内で地元の業者がどれだけ落札しているか、そのあたりの数字等がわかるような形で整理して、資料を委員のほうに提出していただきたいと思います。

そのほか、ございますか。

○凶師委員 話ががらっと変わるんですが、県道を整備いただくのにあわせて歩道・自転車道の整備もという話が予算の中でも出ておりました。県道と歩道・自転車道を分離する縁石についてですが、6メートル置きに縁石を配置しなくてはいけなくて、高さが17センチとか、ちょっとその数字はうる覚えで申しわけないんですが、その縁石の配置が、特に小規模商店が歩道の隣接地にあった場合、縁石によって出入りが不便で、縁石を6メートル間隔に置かなくちゃいけないという条例というか、施行規則があるんでしょうけれども、それがいびつな形で、例えば30センチぐらいの縁石がちょうど駐車場に入るところの真ん前であって、お客さんがそこに入るたびに縁石に車が乗り上げてしまう、乗り上げたときに車に傷が入ったりとか、タイヤのホイールが破損したりするときにも自己責任になりますし、県の所有財産を破損したということで、それをもとどおり原形復旧する

ためにも乗り上げた方が払わなきゃいけないと。結局、その商店に入ることが不便で、商店も売り上げが下がってしまう。県民にとっては踏んだりけったりです。商店も営業成績が下がっていく。条例の見直しといいますか、施行規則の見直しというか、全面見直しする必要はなくて、柔軟な対応ができないものか。例えば、縁石だけじゃなくて、縁石に似た役割をする円柱のポールがあるんですけども、このポールも、車に乗ってしまうとそれが見えなくて、しょっちゅう同じお店の前のポールが倒れては立て直され、そういうケースというのが私が知るだけでも何例も聞くわけです。そういうようなケースというのは県内でどれくらい上がっているか、把握なんかはされているものでしょうか。

○谷口道路保全課長 委員がおっしゃられたようなケースが何件というのは把握しておりませんが、通常、店舗等の乗り入れ口については、利用者が最低限不便を感じないような形の位置に設置しているのが原則だと思います。お話にありましたようなケースであれば、中央にあって乗り入れを阻害しているようなケースであれば、どこの箇所かはわかりませんが、所轄の土木事務所あたりに相談していただければそれなりの対応をしていくと思います。基本的には、乗り入れ口の幅は基準がございまして、例えば広くする場合には、大型車が店舗に入るので、それが入るように広げる、そういう基準はございます。ただ、原則、道路改良時に沿道施設がある場合には事業と一緒にやりますが、一度整備した後に店舗が入ってくる場合とかいうのは、店舗側の負担で工事を行うということになっております。

○凶師委員 今のお話で私もいろんな相談を受

けやすくなったんですが、店舗によっては、整備計画が上がったときに話は聞いていたんですけども、それが工事してでき上がってみると、思い描いていたのとは違うということで、土木事務所なんかにも相談に行かされているケースがあったり、今言われるように、縁石をどけるのに土木事務所から許可が出ないということで自己資金で移されていたり、ただ、移されているのが合法なのかどうかわからないんですが、そういうことをやられている方々がいらっしたりします。今のお話を聞く限り、柔軟に、今までもでしょうけれども、これからも対応いただけるということですから、またそういう相談があったときには土木事務所に相談させていただきます。

○松村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 先ほど私が資料を要求いたしました、執行部におかれましては、いつ用意できますか。

○江藤管理課長 議会中に委員会のほうにはお配りできると思います。

○松村委員長 わかりました。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

質疑も終わりましたので、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午後 2 時 42 分休憩

午後 2 時 45 分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

あすの採決についてですが、13時30分ということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 これをもちまして本日の委員会を終わります。

午後 2 時 46 分散会

午後 1 時30分再開

出席委員（8人）

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	内 村 仁 子
委 員	高 橋 透
委 員	凶 師 博 規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	前 田 陽 一
議 事 課 主 任 主 事	野 中 啓 史

○松村委員長 委員会を再開します。

まず、議案の採決を行います。採決については議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 一括という声が出ましたので、それでは一括して採決をいたします。

議案第1号、第12号、第13号及び第14号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか3件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時31分再開

○松村委員長 再開します。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 継続という意見が出ましたので、お諮りします。

請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時53分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

委員長報告につきましては、皆さんからの御意見を参考としながら、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。今年度は7月22日（金）に開催を予定しております。当同盟会は当委員会が主体となって活動を行うこととなっております。昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たっては、お手元に配付の委員長報告骨子案をもとに行いたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしく申し上げます。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、20日（水）に高速道路の整備等についての説明を受け、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしく申し上げます。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時58分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

県外調査につきましては、10月19日から21日にかけて実施することとし、そのほか内容につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程については後日また御連絡いたしますので、よろしくお申し上げます。

そのほか何かありませんか。

暫時休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時4分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後2時5分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 松 村 悟 郎

